

明治十九年植	伐期五十年	利廻 九分、七分、八分
同二十八年植	伐期四十年	利廻 七分、一割、一割
同三十八年植	伐期三十年	利廻 八分

林業資本が斯の如く高利率に利廻りした主たる原因は木材價格の騰貴に在るが、今造林をなさんとする場合に於て、將來も木材價格は同様の騰貴をなすことを豫定すべきでない。現在の木材價格と現在の経費單價とによつて収益と経費を比較すべきものである。又、右の例の如き場合には過去の経費單價を現在の経費單價を以て置き換へることによつて、過去の経費を現在の経費に換算し、之を現在の収益と比較すべきものである。何となれば一般物價も過去數十年の間に於て高足の騰貴一例令木材價格の騰貴に及ばないとしても一をなしめたからである。要するに時點を異にする収益と経費を其の儘比較することは意味をなさないと言ふ考へ方もある。此見解に従つて、前例天龍川流域の林業の過去の経費單價を、現在の経費單價を以て置き換へて、計算するときは林業資本の利廻は、左表の如く低められる(文339、三七九頁)。

明治十九年植	伐期五十年	利廻 六分二厘 四分五厘 五分
同二十八年植	伐期四十年	利廻 四分五厘 六分
同三十八年植	伐期三十年	利廻 四分

併し右の見解も、木材價格は騰貴せず又は物價は騰貴せずと前提する點に於て、過去の経験を無視し、實際的ならざる嫌ひがある。前に掲げた、事實支拂つた金額を以て経費とし、事實收入した賣上代

金を以て収益として資本の利益を計算する方法は、少くとも過去の事實の嚴然たる記録として其自身價值を有する。右に掲げた、同じ時點に於ける單價を以て収益と経費を計算する方法は、形式的理論的のやうであるが、さればとて將來に向つて妥當性を確保するものでもない。

今、造林をなすに方つて、將來林業の資本が幾許の利廻に廻るやの見通しを付ける簡単な方法次の如し。杉を造林し四十年を伐期とするならば、四十年後に於ける一町歩當りの経費及其利子の合計は次の表の如くなる。但、造林費(手入費を含む)一町歩二百圓とし、最初一回支拂ひ、管理費は一町歩年五圓、地代は一町歩年十圓とし、共に毎年の初めに支拂ふものとする。

造林費、元利	管理費・地代、元利	計
利 率 四 分	利 率 四 分	二、四四二・六
利 率 六 分	利 率 六 分	一、四八二・四
利 率 七 分	利 率 七 分	二、〇五七・一
利 率 九 分	利 率 九 分	二、九九四・九
利 率 一 九 分	利 率 一 九 分	六、二八一・九
利 率 二 九 分	利 率 二 九 分	五、五二四・四
利 率 三 九 分	利 率 三 九 分	一一、八〇六・三

さて、寺崎博士の杉收穫表に於て、立木度中庸地位中の土地に就て、四十年を伐期とする木材生産量は、主林木二、一九一石、副林木二七一石、合計二、四六二石である。故に前表に於て立木一石の單價が、九十九錢二厘に賣れるならば、林業資本の利廻は四分一圓八十三錢五厘………六分
二圓五一錢八厘………七分

四圓七十九錢五厘

石 九分

茲に注意すべきは前の數字に於て單價四圓七十九錢五厘は九十九錢二厘に比べて約五倍であるが、其の利廻りたる九分は四分に比べて二倍二分餘でしかないことである。木材價格の高低は其の割合には利廻りに影響しない。

又四十年後に於ける立木一石の單價を三圓と假定するならば、次の様な推論が得られる。即ち一町歩當りの木材生産量が、

八一四・二	であるならば、林業資本の利廻は四分
一、五〇五・九	六分
二、〇六六・三	七分
三、九三五・四	九分

右の數字に於て、一町歩當りの木材生産量三千九百三十五石は、八百十四石に比べて、約五倍であるが、其の利廻りたる九分は四分に比べて二倍二分餘でしかない。故に林業の成績の優劣に基く一町歩當り木材生産量の多少も、其の割合には利廻りに影響しない。

前に述べた處によれば、將來木材價格が騰貴しても、其の割合に林業資本の利廻りは向上するものではなく、反対に木材價格が下落しても、其の割合に利廻りは低下するものでない。又林業の成績が優良であつて、多量の木材收穫を得ても、其の割合に利廻りは大きくなるものではなく、反対に林業の成績が不良にして、木材の收穫が少量であつても、其の割合に利廻りは小さくなるものではない。之

等の事項は、林業は巨利を博する所以でないことを物語ると共に、投下資本の利廻りから見た林業の安全性を指示するものである。

以上の計算に於て、價格は總て貨幣を以て基礎とした。然るに此數十年間に於て、一般物價の著しき昂騰—假令ひ其の率に於て木材價格の昂騰には及ばないとしても—があり、即ち貨幣價值の下落があつた。故に林業の利廻りも一般物價の昂騰に基く利廻りを控除して計算しなければならないと言ふ說もあり得る。併し他の產業に於ても、其の利廻りを計算するに方つては、決して一般物價の昂騰に基く利廻りを控除しないから、林業でも其の必要がないと言はねばならぬ。

参考として、獨逸に於ける現在の林業の利廻り(Verzinsung)を見るに、ハインリッヒ・ウニバーグ教授によれば、ローライの林業全書、第四版第四卷三三二頁以下)今日の經濟事情の下では、柏及び楡の喬木に於ては、其の利廻り凡そ一・五乃至二・五%，平均二・五%、唐檜及び樅林に於ては、二・五乃至三・五%，平均三%を妥當とする。我國に於ても、過去は兎も角、將來に向つては、此の程度の利廻りを豫期することが甚安全であらう。

永田龍之助、吉田好彰 天龍川流域林業經營調查報告書 昭和十三年 四一五頁 (實例の數字によつて林業の利廻りを論じた唯一の書)
(389)

T. Glaser, Zur forstlichen Rentabilitätslehre, Wien, 1913 SS. 63.

三九〇

三九一

茲では林産物の消費需要と供給交易價格及び統制を研究することとする。林産物と言つても、其の主產物と稱せられるものは要するに木材である。而して木材に就て之等の問題を論ずるは、固より木材政策、即ち木材工業政策及び木材商業政策に屬すると言はねばならぬ。併し森林及び林業の主なる目的は木材であり、從つて森林及び林業を規定するものは木材に外ならないから、木材に論及することなしに森林及び林業の政策を研究することは不可能である。此爲めに林業政策は木材政策にまで延長せられなければならない。

第一節 林産物の消費及び需給

木材の消費經濟を、各國民經濟別と、各種用途別に分けて觀察しやう。而して此方面に於ては、我國にも各國にも統計が甚不完全であることを辭つて置かねばならない。

其一 各國の木材消費量

木材の消費量は國によつて大差がある。人口一人當り木材年消費量の最大なるは芬蘭及び加奈太の約八立方米であつて、最小なるは支那やアフリカの〇・二立方米以下である。即ち最大の消費量を有する國は最小の消費量を有する國に比べて四五十倍の木材を人口一人當りに消費しつゝある。

木材の消費量は國によつて大差がある。人口一人當り木材年消費量の最大なるは芬蘭及び加奈太の約八立方米であつて、最小なるは支那やアフリカの〇・二立方米以下である。即ち最大の消費量を有する國は最小の消費量を有する國に比べて四五十倍の木材を人口一人當りに消費しつゝある。

斯の如き大差を生ずる所以は、燃材を多量に消費し、又はバルブ用材並に礦山用材(殊に炭礦用材)として多量の木材を消費する國に於ては、人口一人當り木材消費量が非常に多く、之に反して、之等用途に木材を使用せず、且土木建築器具等の構造用材をも極度に節約することを餘儀なくせられる國に於ては、人口一人當り木材消費量が非常に少いことにある。此事實は、亦木材需要總量なるものは大なる彈力性を有することを指示するものであつて、木材を多量に生産する國では、自然濫費に陥り易く之に反して、木材を殆んど生産せず、且文化の水準の低い國では、極度に其の消費を節約することは不可能ではないと言はねばならぬ。左に世界各國に於ける人口一人當り木材消費量を、多いものから少いものの順序によつて掲げることにする。(主として、文217、文390及び著者の歐米各國木材需給調査書による)

國名	國名
芬蘭	芬蘭
加奈太	加奈太
瑞典	瑞典
米國	米國
蘇聯	蘇聯
聯合國	聯合國
英國	英國
瑞典	瑞典
日本	日本
(道府縣)	(道府縣)

日本 (全領土)	○・八
アルヘンチナ	○・七
佛蘭西	○・八
白耳	○・七
波蘭義	○・六
伊太利蘭	○・六
支那牙國蘭	○・四
英和班	○・三
西蘭	○・二
アフリカ	○・二

人口一人當り木材消費量は右の表の如く國によつて大差あるものであるが、一國に於ても時代によつて相當變化する。一般に言へば、文化の向上及び工業の發展に伴ふて人口一人當り木材年消費量も次第に增加する傾向を有するが、又反対に木材の缺乏に伴ふて次第に減少することもある。假令ば北米合衆國及び加奈太は天與の原始林を濫伐して次第に其の木材生産量を減少しつゝあるに伴ふて、人口一人當り木材年消費量も次第に減少しつゝある。左表は加奈太山林局長の一九三四年度の報告によるものであるが、鋸截材の平均年消費量は、千九百十年頃から千九百三十年頃までに約半減した驚くべき事實を示して居る。

年次	合衆國 平均消費 千ボルト下呂 年	加奈太 平均消費 千ボルト下呂 年
一九〇八年一二	四六〇	三九五
一九一三年一七	三九〇	三九〇
一九一八年一二二	三〇五	二五〇

一九二三年一一七	三三五
一九二八年一一三二	二一〇

世界の文化は駆々として進み、又工業・鑛業の進展に伴ふて、木材は新用途(例スフ・人絹)を發見し、又は舊用途の消費を増加せられつゝあるに拘らず、人口一人當り木材年消費量に於て甚しい増加を示さない所以は、木材の大量生産國たる天然林伐採國に於て、其の林力が次第に衰頽しつゝあることに歸因する。

木材の消費量は又景氣の好否によつて著しく變動するものであることは、左の米國 Lumber Survey Committee の報告によつても明かである。此の表は過去十年間に於ける年々の鋸截材消費量見積りを表はす。只我國では用材消費量の變化は米國程激甚でないことは下に附加した表の通りである。

年次	合衆國鋸截材消費 (百萬ボルト)	日本、府縣、用材消費 (千石)
一九二九年	三五、八〇七	六一、六七二
一九三〇年	二六、四九八	五五、三六五
一九三一年	一九、〇七〇	五二、三五三
一九三二年	一三、一〇五	五四、八七〇
一九三三年	一五、一四八	五四、七二四
一九三四年	一五、四六七	五八、九五六

一 九 三 五	一 九 三 〇 六	K11·110·11
一 九 三 六	一 九 三 一 三	113·613
一 九 三 七	一 九 三 一 四	114·075
一 九 三 八	一 九 三 一 五	110·158

J. Köstler, Der Zwischenstaatliche Holzverkehr in Europa 1925—1932. Hannover, 1934. SS. 210.

(390)

其二 用途別木材消費量

木材は種々の用途に於て種々の使用價值を有する。木材の各種用途を歴史的に見れば、最初は燃料としての用途が最も重きを置かれ、例へば千八百六十二年出版の獨逸森林統計(文391)によれば、普魯西國有林木材生産總量の八割一分五厘は燃材であつた。然るに十九世紀の中葉以後擡頭した石炭によつて、木材は燃料としての用途を奪はれ、次第に構造用材としての用途を主とするに至つた。併し、土木・建築器具等の構造用材としての用途も亦、煉瓦・鐵・コンクリート等によつて蠶蝕せられつゝある。恰もよし、近頃バルブ用材としての用途が急に進展した。木材は植物性有機物質中、最も多量に存在し、最も安價に生産せられる原料として、化學工業の進歩に伴ひ、バルブのみならず糖類・酒精等諸種の物質の製造原料たる用途を發見すべく、是こそ木材の最後の永久の用途になるに違ひない。

木材の消費統計は甚困難であつて、各國とも纏つた用途別木材消費統計を持たない。我國に於て

は嘗て帝國森林會が此の種の調査をなし、大正十一年末に之を發表(文392)したが、今は古くなつた。左に各種用途の木材消費量について述べよう。

E. W. Maron, Forst-Statistik, Berlin, 1862. SS. 356.

(319)

帝國森林會 本邦林產物需給調査書 大正十一年 五〇九頁

(392)

Val. Schübler, Die Holznot. Stuttgart, 1861. SS. 58.

(392.5)

其三 薪炭材の消費

燃材は石炭によつて、燃料としての覇を奪はれたとは言へ、今以て家庭燃料としては多量に消費せられるのであつて、實際世界生産木材の半分以上は燃材に供せられつゝある。ツォーン氏に依れば(文217, Vol. I, p. 37)七大陸に於ける木材年生産量の五三・五%は燃材であり、用材は四六・五%に過ぎない。殊に我國に於ては木材消費量の約三分の二は燃材である。左に昭和十一年に於ける燃材・用材別木材消費量を掲げる。但、燃材に就ては消費量の統計がないから、生産量を以て消費量に等しいと假定した。燃材は輸出・輸入又は移出・移入せられることは殆んどないから、其の生産量を以て消費量に等しいとしても大して差支がないからである。

地 道 府 國	城 縣	燃 材 消 費 量 (石)	用 材 消 費 量 (石)
全		一三八、一七七、四九四	七七、五四九、一九二

一七九、五六四、〇九一
九三、二四九、八〇一

斯の如く多量の燃材が我國に於て消費せられる所以は、我國特殊の慣習として、家庭に於て多量の木炭を消費するにある。而して前の道府縣の燃材消費量一億三千八百萬石の内、約七千四百萬石は炭材である。之によつて約二十億八千七百匁の木炭が生産せられ、消費せられた。我國の家庭燃料の約八割が薪炭であることは左表の示す通りであつて、此の表は辻元謙之助氏が、燃料協會誌第百六號に發表した處であり、家庭の全燃料を石炭に換算した廸數を示す。

	薪 瓦 石 煉 農業の廢物 電 計	炭 斯 炭 炭 物 熱
		一七、〇二二、〇〇〇
		一、三八四、一〇五
		一、〇〇〇、〇〇〇
		五〇〇、〇〇〇
		一、〇〇〇、〇〇〇
		一一二、〇〇〇
		二一、〇一八、一〇五

木炭は我國の家屋の構造から、採暖用及び厨房用として、好んで消費せられるのであるが、同じ熱量に對し、薪及び石炭に比べて甚高價である。故に大阪市に於ては木炭の消費は近頃急に減少し、豆炭が之に代る傾向あること左表の如し。此の表は植田重季氏が「高知林友」昭和九年十二月號に發表したものであつて、各種家庭燃料の大正十三年に於ける消費量を百とした關係數を示す。

年 次	大正 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 一〇〇											
	昭和 一元 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇〇											
木炭消費量												
豆炭消費量												
瓦斯消費量												
電熱消費量												
年次	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
豆炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電熱消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
年次	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
豆炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電熱消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
年次	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
豆炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電熱消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
年次	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
豆炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電熱消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
年次	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
豆炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電熱消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
年次	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
豆炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電熱消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
年次	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
豆炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電熱消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
年次	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
豆炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電熱消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
年次	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
木炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
豆炭消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
瓦斯消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
電熱消費量	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇								

安價であるべき理由に基き、飛行機用の高級の發動機は別として、農林業用定置機關・漁船・林内氣罐車或種の自動車等には木炭瓦斯が廣く用ひられることになり、木炭の消費が此方面に非常なる進展をなすべき運命にあることは疑ひを容れない。千九百三十七年羅馬に開かれた第三回國際炭素燃料會議は、各國に對し、自然の形の、又は炭化せられたる植物性燃料をガソリンに代用することに就いて、其の生産の組織を改良する目的を以て、秩序ある研究を實行すべきことを勧告した。佛蘭西では既に千九百三十七年に於て、大統領令を發し、多數(十以上)の運送車を有する、公私、旅客又は貨物運搬業に於ては、少くとも其の運送車の一割には燃料として薪炭を用ふべしと命令した。併し佛蘭西や伊太利や獨逸で用ひられるのは主として薪であつて、木炭は之等の國には甚少いから餘り用ひられない。只、諾威に於ては木炭瓦斯の爲め、昔に返つて木炭の製造を獎勵しつゝありと聞く。木炭と薪材とのガソリン代用としての優劣は、それ等の瓦斯發生機が、發動機の一部として技術上一長一短を有する外、木炭は容積の少いこと、碎断し易きこと、及び我國各地では到る處其の供給を得べきことを長所とし、薪材は價格安きこと、及び外國では其の供給を得易いことを長所とする。

木炭は主として都會で消費せられるに反して、薪材は主として地方に於て消費せられる。我國で薪材を最多量に消費するのは北海道樺太及び朝鮮の寒帶地域である。北海道では採暖の爲め薪材の暖爐を用ひて大量の薪材を消費したが、今は之に代へて次第に石炭の暖爐を採用しつゝある。朝鮮に特有なる採暖裝置は溫突であつて、之また多量の燃料を要し、朝鮮の林野の荒廢を來した原因の主たるものであると言はれる。工藤一郎氏が朝鮮林業試驗場報告第十六號に發表した處によれば、

朝鮮に於ける昭和五年度の溫突燃料たる薪材左の如し。

種別	數量	價額
	千貫	千圓
薪材	五二八、〇二六	一二、二〇八
枝條	一、〇〇三、一四二	一九、〇二二
柴草	一、三一五、六五九	一八、〇五五
計	四九、二八五	

溫突の對策としては、恐らくは、各地方に人工林を増殖し、其の技葉及び根株を以て其の燃料とするの外はなかろう。

要するに我國に於ては餘りに多量の薪炭材を消費し、其の結果用材の供給を缺乏せしめ、且國民經濟に於ける林業の價值生產を過少ならしめる。それは薪炭林に於ける材積生產は用材林に及ばず、而も薪炭材の單價は用材のそれの四分一か五分の一であるからである。之に對する政策としては、先づ木炭殊に白炭の消費を節約し、薪材は用材の梢端技條及び根株を以て之に充てるこゝし、斯くて生ずる餘裕を以て、針葉樹の薪材林(松林)を用材林に變更し、更に闊葉樹天然林の薪炭林に林種改良を施して、之を用材の人工林となすに在り。若し夫れ、ガソリン代用の木炭に就ては、昭和十一年のガソリン消費量三億六千萬ガロンの半分即一億八千萬ガロンを、木炭を以て代用するとしても、其の爲め需要する木炭は約二億貫であつて、同年に於ける木炭生產量約六億貫の三分の一にしか當らないのである。

大日本山林會 薪炭ガス發生機 昭和十二年 三四頁

四〇二

(393)

大日本山材會 木炭瓦斯發生機に就て 昭和十二年 四六頁

(394)

小木榮 北海道に於ける薪材節約の研究 昭和十二年 八頁

(395)

其四 構造用材の消費

以下用材の消費に就て述べやう。用材は其の消費の歴史的沿革から、之を構造用材と化學的製造原材に二大別することが出来る。構造用材は用材の在來の用途に従ふものであつて、主として其の強さを利用せられ、鐵業・土木建築・大小の動産(船・車・器具)の製造の用に供せられるものであり、化學的製造原材は用材の新しい用途に従ふものであつて、木材に含有せられる植物性有機物質を化學的製造工業の原料に利用せられ、製紙及び人絹並にスフ製造の原料たるパルプに造られ、又は酒精糖類等の製造の用に供せられるものである。今、之を消費量の順に列べるならば、先づ建築用材は今でも用材消費量の約半分を占めるものであるが、其の消費量は大體増加も減少もしない。第二はパルプ用材であつて、其の現在の消費量は遙に建築用材のそれに及ばないが、着々として増加しつゝあるから、遂には建築用材を追ひ越すことになるであらう。第三は鐵業用材殊に炭礦用材であつて、坑木として石炭一噸に對し約〇・一石の木材を要する。第四は土木用材であつて、電柱・枕木・橋梁・水道木管等に使用せられる。第五以下は大小の動産の物理的製造に供せられる用材で、其の消費總量は我國では一千萬石以上に達し、パルプ用材のそれと伯仲するが、それは通常幾つかに小分けせられる。之を

三分するならば消費量の稍多いのは器具・機械用材であり、之に次ぐものは箱・樽・桶等の容器用材であり、更に之に次ぐものは造船用材・車輛用材等の大形動産建造の用材である。

今、構造用材に就て、全國に於ける昭和十三年の各種用材消費量の概略の見積りを述べるならば、建築用材は大體四千萬石内外、鐵業用材は約一千萬石以内、土木用材は約五百萬石、器具・機械用材は四五百萬石、箱・樽・桶用材は三四百萬石、船舶・車輛用材も三四百萬石、外に雜用材二三百萬石、合計七千萬石内外である。

建築用材は古來最多量に消費せられ、倫敦の家屋ですらも、十七世紀中葉の大火灾では總て木造であつたと言ふが、其後煉瓦及びコンクリートによつて、其の用途を奪はれつゝある。併し、コンクリート建築に於ても、型枠及び内部の仕上げに相當多量の木材を要し、單位建坪に要する木材の量は粗末な木造家屋のそれと大差がないから建築用材の消費は減少しないのである。

鐵業用材は燃材に次いで劣等の木材を使用する。併し、通直なるを要するから、從前は松類其の他の針葉樹の小丸太を用ひたのであるが、此種の材は今はパルプ用材に供する様になつた。そこで鐵業用材は潤葉樹材を以て満足せざるを得ざることになり、九州の炭礦ではクヌギ・楠等北海道の炭礦では白樺等が推舉せられるに至つた。

木材の消費を節約する爲め、又は其の他の目的を兼ねて、木材は種々に加工せられて消費せられる。建築材は時として薬液を注入して耐火木材として使用せられ、土木用材及び鐵業用材の一部は防腐木材として使用せられる。更に建築用材・器具用材・箱用材・船車用材の一部は薄板(venier)を貼り合せ

たる合板(plywood)を使用する。此のベニア板工業は我國に於て近頃急速の進歩をなし、昭和十一年に於て工場數百二十以上、原料木材百萬石以上を消費するといふ。米國に於ても此工業は甚盛であつて、米松のベニア板生産量は千九百二十五年から三十六年までの十一年間に於て四・六倍になつたと報告せられ、(Timberman, 1936, December)。

鑄業用材以外の各種構造用材と競争する構造材料の主たるものは鐵である。併し北米合衆國に於てすら、鐵鑄は木材饑饉よりも遙次前に無くなるであらうといふ。

- 望月常 木材の工藝的利用 明治四十五年 一三〇八頁 (學位論文) (絶版) (396)
 農林省山林局 木材の集約的利用と消費節約 大正十二年 一五頁 (397)
 R. Thelen, The substitution of other materials for wood. Washington, 1917. PP. 78. (398)
 G. Lang, Das Holz als Baustoff. Wiesbaden, 1915. SS. 388. (399)
 農林省山林局 木材と建築 大正十四年 六八頁 (400)
 G. R. Keen, Aeroplane timbers. London, 1919. PP. 73. (401)
 B. C. Boulton, Plywood and glue. London, 1920. PP. 88. (402)
 M. Lineke, Das Grubenholz. Berlin, 1921. SS. 422. (403)
 鈴木茂次 鑄山備林論 大正十三年 111111頁 (404)
 F. Bub/Bodmar u. B. Tilger, Die Konservierung des Holzes. Berlin, 1922. SS. 1006. (木材保存に関する技術者
 の權威である) (405)
 H. F. Weiss, The preservation of structural timber. New York, 1916. PP. 391. (406)

其五 バルブ用材の消費

- B. Malenković, Holzkonservierung im Hochbau. Wien, 1907. SS. 302. (407)
 土居禎夫 本邦ベニア工業の趨勢 四四頁 (407.5)

バルブ用材は木材バルブの資材として、木材バルブは製紙及び人造絹絲並にステープル・ファイバーワークの原料として消費せられる。

和紙は樹皮の纖維を「ネリ」と稱する植物粘液の助けによつて漉いたものであるが、洋紙はバルブを原料とする。紙の消費量は各國の文化の水準を示す指標であると言はれ、又文化の進展に伴ふて紙の消費量も次第に増加しつゝある。即ち世界に於ける紙の年消費量は、千九百二十五年から三十年に至る九年間に於て三割増加し、年増加率は三%になる。我國內地に於ては、洋紙の消費量は昭和元年から同十一年に至る十年間に於て六割五分増加し、年増加率は五%餘になり、殊に其の後半五年間の増加は著しく、約四割になつて、年増加率は七%を示す。併し我國では人口も速に増加するから、人口一人當り平均の洋紙消費量を計算して見ると、右の十年間の年平均増加率は三・七%となり、後半五年間のそれは五・五%となるのである。而して我國の人口一人當り洋紙・和紙消費量の絶對數を見るに、北米合衆國及び英國のその四分の一以内であり、獨逸や加奈太のそれの四割に過ぎないから、其の消費は、更に大に増加する餘地を有すると言はねばならない。

人絹及びスフの消費量は更に驚くべく急速なる増加をなしつゝあり、殊にスフの世界消費量は過

去五年間に於て年々倍加しつゝあつた。左に過去六年間に於ける人絹及びスフの世界的生産量を掲げやう。(雑誌レーヨンエーデに依る)

年 次	人絹生産量 千封度	スフ生産量 千封度
一九三二	五一四、八二六	一九、八七五
一九三三	六六三、三九〇	二七、八九五
一九三四	七七二、五三〇	五一、八三五
一九三五	九四〇、五三五	一三九、五八五
一九三六	一〇〇二、五五〇	二九八、二〇〇
一九三七	一、一九八、七六〇	六一九、三一五
一九三八	九九〇、二六五	九五七、八八〇

即ち千九百三十八年の世界人絹・スフ生産量は合計約二十億封度に達し、それは世界綿絲總生産量の五分の一以上、羊毛總生産量の半分以上である。

我國は昭和十一年以來世界第一の人絹・スフ生産國であつて、世界總生産量の約三割を生産する。左に我國の人絹・スフ生産量を掲げる。(雑誌レーヨンエーデに依る)

年 次	人絹生産量 千封度	スフ生産量 千封度
一九三〇	三五、九五九	四六、七六四

一九三一	六四、三八二	五五〇
一九三二	九〇、四二九	九六五
一九三三	一三七、七九五	四、七二〇
一九三四	二〇一、〇三二	一三、六二五
一九三五	二六一、八二五	四五、八五〇
一九三六	三二四、七九六	一六七、一五六
一九三七	二一〇、九七〇	三二七、二〇八

以上述べた紙・人絹・スフを生産する原料は大部分木材パルプである。世界に於て製紙原料の九割以上は木材パルプであり、我國に於ては製紙原料として木材パルプの外、藁・蘆・竹のパルプ、韁皮並に麻類パルプ及び檻櫻を用ひるのであるが、其の約八割八分は木材パルプ又はその再製物である。人絹製造の四つの方法の内、世界總生産額の約八割五分はヴィスコース法によつて製造せられ、此の方法は木材パルプを原料とする。我國では人絹製造の原料の九割五分以上は木材パルプである。スフに至つては其の原料の殆んど全部は木材パルプであると言へる。

斯くして紙・人絹・スフを生産する爲め、多量の木材パルプが消費せられる。我國の木材パルプ消費量左表の如し。(四〇八頁参照)

製紙用パルプは消費量の統計を缺如するから、需要量を以て消費量に代へた。茲に需要量とは其の年の生産量に輸入量を加へ、之から輸出量を減じたものである。

年次	製紙用パルプ需要量(噸)	人絹・スフ用パルプ消費量(噸)	計(噸)
昭和三	六二七、六七三	一〇、七六九	六三八、四四二
四	六七七、〇一二	一四、四一五	六九一、四二七
五	六六九、六四四	二〇、一〇四	六八九、七四八
六	六二九、七二一	二八、七八〇	六五八、五〇一
七	五八八、六八八	三七、一一九	六二五、八〇七
八	六八九、〇八三	五二、四六二	七四一、五四五
九	八一四、二二三	八三、〇一五	八九七、二三八
一〇	八六六、八八一	一二〇、八一四	九八七、六九五
一一	九〇四、二二四	一八六、三三八	一〇九〇、五六二
一二	一、〇〇三、二一五	二八七、一二五	一、二九〇、三四〇
一三	八八一、五八〇	三二一、五九六	一、二〇三、一七六

大體に於て木材パルプの消費量は過去十年間に二倍になつたわけで、それは年平均七分の増加率に當るのである。殊に人絹・スフ・セロファン用木材パルプは十年間に三十倍になり、最近五年間に六倍になつた。何れによつて計算するも年平均増加率は四割餘になる。又、此の内消費量の増加の最も速かなものはスフ用木材パルプであつて、昭和十三年には人絹用木材パルプを追越し、而も其の一八倍になつた。セロファン用木材パルプの消費量は少く、百分の二に過ぎない。

右の木材パルプの内、製紙用パルプは大部分我國に於て生産せられる。即ち昭和十二年までは全消費量の約八割三分を自給して來たが、同十三年には輸入を制限して其の九割七分を自給した。併し、人絹・スフ用パルプは從來其の大部分を輸入に仰ぎ、昭和十三年に至つて漸く其の一半を自給し得るに至つたのである。

我國に於て木材パルプを生産する資材として、多量の木材を消費し、其の消費量は年と共に急速の増加をなし來つた。左に最近六年間のパルプ原料木材消費量を掲げる。之によれば、パルプ原料としての木材消費量は六年間に五割増加したから、年増加率は七%となり、前に述べたパルプ消費量の増加率と一致する。

年次	原製紙用木材消費量パルプ(石)	人絹木・スフ用木材消費量パルプ(石)	計(石)
昭和一〇	六、七三五、六四九	五八、五〇〇	六、七九四、一四九
一一	七、一八三、〇〇八	九五、八七五	七、二七八、八八三
一二	七、六三六、九五一	五四三、四八二	七、九一五、八〇〇
一三	七、六三七、五九四	八五、一八九九	八、一八一、〇七六
	七、七八六、二〇七	八八七、三〇二	八、六三八、一〇六
	八、六八七、八九九	一〇、四五九、三〇二	九、五七五、二〇一
	八、八六五、九六一		

バルブ用材の消費は斯の如く急激なる増加をなしつゝあるを以て、我國に於ても、各國に於ても、其

の供給は甚困難となつて來た。其の供給策に就て種々の案が考へられるが、之は後に需給の部に於て述べる。

兎に角木材は人類の「住」のみならず「衣」の材料に供せられるに至り、農業の工藝作物たる棉花及び羊毛の用途を侵蝕して其の消費を増進しつゝある。

王子製紙株式會社 日本紙業綜覽 和昭十二年版 昭和十二年 一〇九七頁

(408)

關彪 支那製紙業 昭和九年 一一八頁

(409)

大日本山林會 木材パルプと紙・人絹・人纖 昭和十二年 二三九頁

(410)

農林省山林局 昭和十三年本邦に於ける木材パルプの生産狀況 昭和十四年 七三頁

(411)

其六 木材の新用途

木材の新用途として屬目せられるものは、其の糖化及び酒精製造である。之には獨逸に於て發明せられた二つの方法があつて、一をショラー (Schöller) 法といひ、一をベルギウス (Bergius) 法といひ前者は稀硫酸を以て、後者は四〇%以上の鹽酸を以て、何れも木材から葡萄糖を製し、又は、更に之を醸酵せしめて酒精を製する。酒精は之を無水酒精にして、ガソリンに代用(今は混用するのであつて、我國でもシヨラー法に依る無水酒精製造が着手せられつゝある。純葡萄糖は食用に供することが出来る。由來木材を食糧に供するには此の化學的方法と、機械的に闊葉樹の邊材を細粉にし、貯藏細胞の膜を破壊して、澱粉其の他の貯藏物質をして消化可能ならしめる方法、即ち所謂木粉 (Holzmehl) を製造する

物理的方法との二つがある。斯くして木材は人類の「住」及び「衣」のみならず、更に「食」の原料として一步を踏み出したのであると言へる。木材糖化は今はまだ國產原料經濟 (nationale Rohstoffwirtschaft) の域を脱しないが、それが他日彼の人絹・スフ製造の如き一大飛躍をなすであらうことが豫想せられる。殊に無水酒精製造の如きは、其の原料——苟くも木材ならば何でもいい——が農産物たる原料より遙に安價である關係から、最も多く將來性を有する。而して此の方面に於ても、木材の消費は次第に膨張せんとする傾向を見のがすことは出來ない。

此外木材の新用途として甚種々なるものが記載せられる。チタス氏に依れば (Journal of Forestry, November 1932) 米國に於ける木材の新用途次の如し。

- 一、壁板 Agasote, Vehisote 等十種に近い。
- 二、絕緣物質 Fir-Tex 等十五種程ある。
- 三、人造石 Xite 石の如く硬いが鋸で切れるし、釘が打てる。
- 四、可撓木材 壁紙の代りに用ひる。
- 五、スフリュコライト 唐檜の板を各層直角の方向に並べて壓縮したもので、ブレーキ、無音ギア等に用ひる。

併し、之等は大量の消費を伴ふものではなからう。我國でも各種のテックスが木材又はパルプから製造せられるが、之も消費量は多くはない。

其七 木材以外の林産物の消費

四一二

木材以外の林産物の消費價額は全國に於て年約二億圓内外であつて、大體其の半分は全國に於て生産せられ、其の半分は外國から輸入せられる。

全國に於ける木材以外の林産物の生産價額は約一億圓と見積もられる。即ち

府縣・北海道・樺太 (昭和十一年)	五六、一七四
朝鮮 (昭和九年) (著者の概略見積)	四〇、四八六
臺灣 (昭和十年)	二、五九八
計	九九、二五八

此の價額は昭和十一年に於ける全國木竹材生産價額二億六千四百六十六萬八千圓に對して約二割七分に當る。

右の國產の林産物の内で、樟腦椎茸・木蠟椰子油の四品目だけでも一千一百十四萬一千圓が輸出せられた。そこで國產に係る木材以外の林産物生産價額中、全國で消費せられるものは八千八百十一萬七千圓しかない。

外國から輸入せられる木材以外の林産物價額は九千九百三十八萬六千圓と見積られ、其の内約九割、即ち八千八百十五萬二千圓は純熱帶產の林産物であつて、又其の内八割、即ち七千二百九十五萬七千圓は護謨である。臺灣は赤道無風帶に屬せず、且つ其の低地部は農作物によつて占領せられて居

るが爲め、從來殆んど全く純熱帶性林産物を生産せず、之を輸入に仰いだのである。左に昭和十一年に於ける木材以外の林産物の全國の需要價額を掲げて其の消費量を髣髴せしめやう。

生護謨及生ガタバーチヤ	七二、九五七	千圓
柴 草	三二、五六八	千圓
單寧エキス及單寧材料	六、七八三	千圓
樟腦及樟腦油	?	千圓
松 筍	四、八八九	千圓
松 油	四、六七一	千圓
松 脂	四、三九四	千圓
松 葵	四、三四三	千圓
松 筍	三、一五四	千圓
漆 葵	二、九六一	千圓
椎 葵	二、七六二	千圓
セルラック	二、五一三	千圓
樹 皮	一八七、五二〇	千圓
計	三〇、〇〇〇	千圓

以上の如く木材以外の林産物の消費價額は全國に於て一億八千七百五十萬圓に達し、其の約半分は工業用原料として熱帶の林産物を輸入したものである。従つて其の消費は工業の進展に伴ふて將來益々増加する運命を有するものと言はねばならぬ。

其八 林產物の需要と供給

我國に於ては、木材全體として、其の生産は消費を支へるに足らず、其の供給は需要を充たすに不足することは、前に述べた生産量と消費量とを對照することによつて明かにせられる。而して木材中燃材は我國に於て相當多量に生産せられるが、用材は供給甚不足し、之を外材の輸入によつて補充し來つたことは後に述べる通りである。そこで問題は用材の需要と供給の權衡に限定せられ、燃材は寧ろ其の消費を節約して、之を用材に廻すべきものであることは、前に燃材の處で述べた。

用材の内、高度の品質を必要とするものは、構造用材(鐵業用材を除く)即ち土木・建築・船車建造及び箱樽桶製造の用材である。而して之等用材こそは、過去に於て其の供給最も不足し、多量の外材の輸入を惹起したものである。其の内最高度の品質を必要とする貴重材、即ち唐木・楠・黑檀・チーク等は多く熱帶性で我國では生産し難いものであるが、其の需要量は多からず、且つ近來其の造林が行はれ、又は其の代用材が考案せられつゝある。例へばチークは臺灣で造林せられて相當の成績を收め、又内地の櫟を以て一部分代用せられつゝあり、リグナム・ヴァイタはイスノキを以て代用せられんとする如し。桐の如きも大正十年には五百七十萬圓も輸入したが今は輸入は減じ、且内地及び臺灣に盛に造林せられつゝある。品質に於ては前者の如き高度の要求を置かれないと、分量に於て我國の供給が甚不足するが爲めに、從來多量に輸入せられたものは北米及び蘇聯の針葉樹材と南洋の潤葉樹材(俗

にいふラワン)である。此の内針葉樹材は國產の針葉樹材に比べて優越せる品質を有するものにあらず、米松の大形材を除いては國產材を以て之に置き換えることは容易である。故に嘗て大正十三年には價額一億二千萬圓も輸入せられたものが、昭和十一年には三千八百萬圓に減じた。南洋の潤葉樹材は安價なる爲めに輸入せられるものであつて、國產の潤葉樹材が缺乏せる爲めではなく、其の價格の遙に安いこと、工作し易いことの爲めに、寧ろ針葉樹材と軟潤葉樹材の用途に向つて進出して來たものであつて、其の輸入價額は逐年増加し、昭和十一年には千三百八十二萬圓に達した。而して之は北米材及び蘇聯材とは異なり、主として邦人の伐木業者によつて生産・輸入せられるものであるから、其の輸入を防遏するの必要は比較的に少いと言へやう。要するに構造用材の需要は大體に於て急速の増加をなすものでないとは言へ、それが其の供給を超過する以上、次第に之を自給に導き、且つ次に述べるバルブ用材を増給する爲め、其の消費を節約するを要するは言ふまでもない。只、我國では鐵の消費を減ずる爲めに、其の代用として、却つて此の種用材の消費を増加する場合もないではない。

次にバルブ用材は前に述べた如く、其の需要の増進の最も急激なるものである。其の供給は需要に對して既に現に不足するが、其將來は益々憂慮すべきものがある。而して此の供給不足に對處すべく、種々の方策が考案せられる。先づ構造用材の消費を節約して之をバルブ用材に廻すことが考へられるが、之は餘り餘地がない。由來、構造用材は大形の材を必要とし、バルブ用材は小形の材を以て足るのであるが、現在既に相等の大形材にして構造用材に適するものまでがバルブ用材に使用せ

られつゝあるから、更に構造用材をパルプ用材に廻すことは品質の濫費であるからである。次に各地域に於て増伐を行ひパルプ用材の供給を増加することが考へられるが、之とて林業生産の保續を脅威せずして増伐を行ひ得る餘地は殆んどない。樺太は從來我國のパルプ用材資源の主たるものであつたが、永年の濫伐で其の林力は全く衰頽した。所謂林政改革によつて斷然其の年伐量を差當り立木一千萬石に減少することに定めたが、長年の惰性と既存の設備の爲めに之を勵行することが出来ず、日支事變の時局的必要もあつて、今尙年に立木一千五百萬石を伐採しつゝある。同島に於てエゾマツ・トドマツの利用可能立木蓄積は五億石以内であるから、右の年伐量は立木蓄積の三十三分の一に當り、既に相當の過伐であり、此の上増伐する餘地は全くなき。内地府縣に於て、昭和十年の針葉樹材出材量は四千六百十七萬石であり、立木材積にして六千百五十六萬石となる。然るに内地府縣に於ける針葉樹蓄積は二十三億七千九百萬石と見積られるから、右の伐採量は既に其の三八・六五分の一になり、之以上伐採量を増加することは危険である。只内地府縣に於ては赤松の天然生育林及び杉・松檜の人工植栽林にして間伐を怠つて居るものが少くないから、其の間伐を獎勵促進する事が適當且必要であり、政府も之を實行しつゝあるを以て、此方面に於て幾分の増産が可能である。

朝鮮に於ては、針葉樹材の年伐採量は、立木材積にして約千二三百萬石である。其の針葉樹立木蓄積は五億石内外であるから、右の伐採量は其の四十分の一に當る。加ふるに朝鮮に於ける針葉樹林の平均一町歩の立木蓄積は僅に六十石内外であらうから、斯の如く貧弱なる林力をして更に貧弱ならしめるることは絶対に不可であり、増伐の餘地は少しもない。臺灣に至つては、其の高地は針葉樹の造

林に適し、且つ甚有利であるに拘らず、從來其の造林を怠つたから、島内に於て需要する針葉樹用材を自給する能はず、年々約百萬石の丸太材を移入しつゝある状態であるが故に、増産の餘地は現在はある筈がない。只一つ比較的に針葉樹材増産の餘地を有する如く考へられるものは北海道であらう。北海道に於ては、利用可能な針葉樹立木蓄積約七億石を有し、又其の國有林の約三分の一は處女林である。其の昭和十年の針葉樹伐採量は立木材積にして約千百四十三萬石であるから、利用可能の立木蓄積の六十分の一弱を伐採したわけである。此の伐採量は決して節伐とは言へない。故に保續的の林業の立場からは、其の生産を此の上増加する餘地はないと言はねばならぬが、只一時のしのぎとして、及び經營技術上其の處女林の擇伐を速に開始する意味に於て、幾分増伐・増産の餘地がないではないと言へる。要するに、前に屢強調した林業保續の合理的見地からすれば、原則としては、我國各地域に於て針葉樹材を増産する餘地は殆んどない。然れども友邦滿洲國は無慮六十億石の針葉樹蓄積を有し、殊に其の北部興安嶺には落葉松を主とする大針葉樹林があつて、我國のパルプ用材の需要を俟つて開發せらるべき待機しつゝある。若し夫れ、西比利亞の東部に至つては、其處に將來世界のパルプ用材の供給を双肩に擔へる大針葉樹林があるが、それは蘇聯に屬する。

パルプ用材の供給を増加すべく第三の對策として考へられるものは、パルプ資材の種類を擴張することである。由來顯花植物は、路傍の雜草に至るまで、總て纖維細胞を含有し、純技術上はパルプ資材に供し得ないものはない。只適否の差があるのみである。パルプ資材として最適當なるものは次の要件を具備することを要する。技術上の要件としては、(一) 繊維が長くして、且つアルファーファイバーゼ

素の含有率が大きいこと、(二)漂白及び叩解の容易なること、従つて其の妨害をなす色素・樹脂・硅酸等の少いことが挙げられ、經濟上の要件としては、(三)價格の低廉なること、(四)資源豊富にして、同一品質のものを長期に亘つて大量に供給し得るものなること、及び(五)運搬・貯藏に便なるものなることが挙げられる。之等要件を完全に具備し、從來パルプ用材の大宗として使用せられたものは、唐檜属・樅属・梅属の針葉樹材であつて、之が第一等のパルプ資材である。次に之等樹種の缺乏に乗じて採用せられたものは、松属・落葉松属の針葉樹材であつて、只樹脂多きが爲めに(二)の要件を完備しないが、樹脂を除く操作の進歩によつて此の缺點は除かれ、第二等のパルプ資材である。赤松は我國に於て二億三千萬石以上の立木蓄積を有し、又落葉松は満洲國に於て三十五億石の立木蓄積を有すると稱せられ、我國パルプ用材の最大資源である。我國の構造用材の宗主たる杉檜は六七億石の大蓄積を擁するが、色素濃く、纖維も短く細い爲めに松類に劣り、就中杉は檜に劣るるのである。歐羅巴に於ては構造用材の宗主たる唐檜がパルプ資材として最も適材であつたことは僥倖であるが、之に反して我國の杉がパルプ製造に恰適しないことは不幸である。斯くて我國に於ては構造用材をパルプ用材に轉用することが妨げられる。杉檜と共に第三等のパルプ資材とせられるものは潤葉樹である。潤葉樹材の纖維の長は平均、針葉樹材のそれの三分の一に過ぎず、蒸解・漂白共に困難にして、且つ製紙用パルプ殊に碎木パルプに適しないから、パルプ用材として餘り適當ではないが、上に言つた經濟上の三つの要件を具備するから、針葉樹に次いで使用せられる。獨逸のウォルフェンには榆材を以て一日に百二十五噸のパルプを生産する工場があり、合衆國の南部には千九百三十八年に於て既に潤

葉樹のみを原料とするパルプ工場が八つと、潤葉樹及び松を原料とする工場が三つとあつた。ベンシルバニア州に於ける七つの製紙工場は、千九百三十六年の頃既にパルプ資材として、針葉樹材の外、白楊・榆・樺・ハンテンボク・槭・榆等を消費し、潤葉樹の消費材積は總材積の三六%餘に當つて居るのである。我國でも潤葉樹の内樹は内地道府縣に於て八億石内外の立木蓄積をもつて居ること一同一種類の樹木が多量に存在することが、パルプ用材の重要な要件であつて、異なつた樹種に對し同一の操作をなすことは困難である——から最初に着目せられて、今や東北地方に於て其のパルプ工場が設置せられつゝある。我國では潤葉樹よりも先きに、禾本科の單子葉植物即ち竹類・ヨシ・稻藁・バガス・萱・高粱・麥稈等がパルプ資材として、使用せられつゝある。之等禾本科の植物は纖維の長さに於てこそ針葉樹と潤葉樹の中間に位するが、纖維素の含有率低く、硅酸を含んで操作困難なる等技術上の缺點を有する外、經濟上の諸要件は殆んど總て缺如して居るから、パルプ資材として、潤葉樹よりも更に一等下位に在るものと言はねばならない。此外、荳莢・棉莢・桑條其の他の作物のから、及びあらゆる顯花植物體がパルプ資材として提案せられ、純技術的には其の製造は可能である。兎に角斯の如くにしてパルプ資材の種類が擴張せられるに從つて、其の供給が増加することは明かであると言つていゝ。但し高級のパルプ資材が下級のそれに對する經濟上の相對的優越は、パルプ資材の種類の擴張に拘らず、嚴存するものであるから、其の結果は高級パルプ資材の價格の昂騰を伴ふであらう。

以上述べた處では、パルプは大規模の工場工業として製造せられる。然るに三好東一技師等の研究により曹達パルプの製造を非常な小規模——最小の規模に於ては、設備費約一萬圓を以て年四十噸

のバルプを生産する一に於て行ふことが考察せられた。所謂簡易曹達バルプ製造法である。此方法によるときは、交通不便の僻地に存在して搬出の不可能なる間伐材・潤葉樹材や製材所の木屑等を以てバルプを製造することが可能であり、之によつて亦バルプ資材の範囲が擴張せられ、其の供給が増加せられるわけである。此方法は小規模なるが爲めに山村經濟更生に寄與する處少くないであらうが、其の缺點は原料材及燃料材に比較的多量の木材を要し、相對的に纖維素の收量が少いことにある。(文士)

以上述べた種々の方策によつて我國のバルプ用材の供給を増加することは、國民經濟上刻下の急務である。獨逸では、林業の保續を害することなしに、從來の唐檜のバルプ用材の供給を二倍にするには如何にすべきやが攻究せられ、佛蘭西では、從來バルプ資材の九割を輸入に仰ぎ、其の爲め五億法を支拂ひつゝあるが、將來は荒廢地に適當な針葉樹を造林することにより、潤葉樹・麥稈及びハネガヤの利用と合せて、バルプ資材を自給することに努力しやうとするのを見る。

我國に於ては、バルプ用材と構造用材(鑛業用材を除く)とが同一の樹種及材種を要求して相爭ふことは稀であるが、若し斯の如き場合ありとせば、バルプ用材は構造用材に譲るべきである。何となれば構造用材は木材の品質及び形狀に對して、より高き要求を有するからである。之に反してバルプ用材と鑛業用材とが同一の樹種・材種を要求して相争ふ場合は甚多く、而して此の場合に於ては、國民經濟上、鑛業用材はバルプ用材に譲るべきである。何となれば、バルプ用材は木材の品質に對して、より高き要求を有するからである。獨逸に於ては、千九百三十七年九月三十日付、獨逸森林長官兼普魯

西森林長官の「バルプの増産を目的とする命令」の第一條に依れば、唐檜材を以て坑木を造材し及び之を賣却することは、生産者配給者及び造材者に對し禁止せられる。我國に於ても、例へばトドマツを以て坑木に充てることは適當でなからう。而して其の代用としては、通直にして腐朽し難い潤葉樹が坑木に使用せられねばならぬ。併し一方に於て、石炭液化等の爲めに石炭を増産することも國民經濟上刻下の急務であり、其の爲め坑木の需要は急激に増加する。さなきだに缺乏せる坑木の供給が、更にバルプ用材の需要増加によつて侵蝕せられる現状に於て、如何にして其の供給を、却て大量に増加せしむべきやは是亦至難の問題である。結局坑木は薪炭材の領域に向つて侵略するの外はなからう。

更に木材の糖化及酒精製造が進展する曉には、其の爲め生ずる木材の需要増加によつて、侵略せられるものは薪炭材である。尙又、木材及木炭の瓦斯化即ち薪炭瓦斯發生爐の發達に伴ふ需要増加によつて、蠶蝕せられるものも薪炭でなければならぬ。斯くしてあらゆる方面に於ける木材需要の増加に基く供給の不足は、總て薪炭材の犠牲に於て補填せられることになる。何となれば薪炭材は最少量に供給せられ、其の單價も用材に比べて四分の一か五分の一にしか當らない安價なものであるからである。

我國に於ては用材生産量の二倍に相當する量の薪炭材が生産せられて、其の殆んど全部は家庭燃料として消費せられる。斯の如く多量の燃料を消費することは木材供給の不足に苦しみつゝある國としては贅澤であると言はねばならない。家庭燃料材の供給が前に述べた種々の木材新用途及

び木材消費の新增加によつて侵蝕せられることは已むを得ない。即ち針葉樹殊に赤松の薪材及び或種潤葉樹の薪炭材は之をパルプ用材に廻さねばならぬ。薪炭材にして通直耐久、坑木に適するものは之を鑛業用材に廻さねばならぬ。將來に於て木材糖化並に酒精製造の原料及び木炭瓦斯の原料は薪材を以て之に充てるを要し、木炭瓦斯の原料としても相當量の木炭が需要せられるであらう。斯くして家庭燃料たる薪炭の供給は非常に減少することになる。此の供給減少に對處するには、一面には石炭・作物殻・泥炭等より安價なる燃料を以て薪炭に代用することと、一面には家庭燃料の消費の節約を餘儀なくせられる。家庭燃料消費の節約の一方向としては、白炭の消費に代へて黒炭を使用することによつて、同じ熱量に對して原料木材約三割を節約することになり、更に黒炭に代へて薪を使用することによつて、同じ熱量に對して復た原料木材約六割内外を節約することが出来る。燃焼装置及器具の改良も勿論燃料の消費を節約する一方向である。而して家庭に於ける薪炭の消費に代へて代用燃料を使用し、又は薪炭の消費を節約する爲めには燃焼装置の變改を必要とし、遂には住宅の構造の變改にまで及ぼさねばならぬ場合がある。

木材以外の林產物の需要と供給の關係も甚重大なる問題である。工業原料として缺くべからざる物資であるに拘らず、我國に於て生産せざるが爲め、其の供給を輸入に仰ぐ此の種林產物は年額約一億圓に達し、其の九割は純熱帶の產物であることは前にも述べた。我國の領土は南北に長く寒帶から熱帶まで連亘して居るが、惜いかな、純熱帶たる赤道無風帶を缺くから、之等林產物の需要の全部を我領土に於て供給することは不可能であるが、其の一部分を自給することは出來ないことはない。

先づ護謨は馬來半島・蘭領東印度錫蘭等に栽培せられ、大部分英人の投資によつて生産せられる。邦人も多少投資して其の生産を經營して居るが、其の生産物の配給及び價格は土地の政府殊に英國資本家の統制する處となり、充分に國民經濟上自給の目的を達し得ない。故に護謨の需要の一部分たりとも、我領土に於て之を生産・自給する必要切なものがあるが、臺灣に於ては既に緯度高きに過ぎ、前記諸地方に於ける如く有利なる生産を經營することが出來ないのであつて、只其の南部高雄州などに於ては可なりの成績を以て其の栽培を經營することが出来るのでないかと思はれる。勿論、斯かる栽培は國民經濟上大なる意義を有するものであることは言を俟たない。次に單寧材料及單寧エキスは鞣皮劑及び媒染劑として必要な林產物である。其の需要は年額六七百萬圓に達するが、我國では殆んど之を生産しない。本来總ての樹木の樹皮・樹實・木材には單寧を含むのであるが、其の含有率が少なかつたり、其の種類單寧とは相似たる種々の物質の總稱に過ぎないが適當でなかつたりして、從來あまり生産せられない。併し、之を自給する爲めには一方に於て單寧用のアカシア類を造林すると共に、他方には我國に存在する樹種例へば想思樹・栗梅等から單寧を探ることを試みるべきである。松脂はニス・右鹹・洋紙のサイズ等種々の工業原料として需要せられる。而して、之も我國の赤松・黑松から採取し得るのであるが、收量が少い爲め、從來は殆んど生産せられず、其の供給を輸入に仰いだのである。併し近頃林業試驗場の研究によつて、採取の方法が改良せられると共に、其の生産が頓に増加しつゝある。松脂採取の樹種として佛國海岸松が我國にも造林せられたが、其の成績は良好と言へない。漆はもと我が國産であつて、藩政時代には多量に生産せられたのであるが、

支那及び東京安南から粗悪なれど安價なる漆の輸入せられるに及んで、國產漆の生産は殆んど中絶した。然れども今や政府の獎勵によつて、其の生産の復興は着々として成効しつゝある。コルク樹皮は我國に於てはアペマキの樹皮から、品質の下級なるもの少許を生産するが、其の大部分は之を西南歐羅巴から輸入する。歐羅巴のコルクガシは我國でも生育するが、其の種子を取り寄せることが困難なる爲め造林せられなかつた。併し、今は研究と努力によつて、其の蕃殖に着手しつゝある。桐油は乾性油の優良なるものとして、世界的に甚多量に需要せられるが、支那の特產物である。支那は一千九百二十九年には百八十萬二千擔を生産し、一千九百二十七年から三十一年まで五個年の平均に於て、百三十八萬八百七擔、價額二千七百四十五萬七千五百三十六兩（約三千四百六十五萬圓）を輸出した。其の栽培は相當有利でもあるから、我國に於ても支那の優良品種を造林すべく着手中である。規那皮はジャワ島の特產であつて、其の栽培は和蘭人の研究に成り、和蘭政府は其の生産及び配給を統制する。我國に於ても醫藥の獨立の爲め其の自給の必要に迫られ、東京帝國大學臺灣演習林に於ける數十年來の研究を基礎として、今や同島に於ける其の造林が擴張せられて、其の自給に成効するは近き將來に在り。木蠟は我國の特產にして輸出品であるから、これ又其の供給を増加するを適當とする。

以上述べた木材及び木材以外の林產物に於て、其の需要は供給に超過して居る。而して其の供給を増加する根本の方策は言ふまでもなく造林である。併し造林は投資であり、其の投資は長年を経なければ結果を生じない。是れ造林が其の必要の切なるものあるに拘らず、常に怠られる所以で

あらう。然れども緊急に或結果を得べく待望する場合に於て、其の結果を將來するに永き期間を要するならば、其の着手は益緊急なるを要する道理である。大學造林學國造林は刻下の急務でなければならない。尙造林に就いて茲に注目すべきは、バルブ用材・鑛業用材・特用林產物の生産供給の必要が、在來の林業經營法に大なる影響を反射することである。即ち其の爲め、一般に輪伐期は短縮せられ、又杉・檜の構造用材の林業は或程度に制限せられ、唐檜屬・櫟屬・松屬・落葉松屬及び特用樹木の林業が擡頭せんとする傾向を示す。而して内地の普通の林業に於ては從來の杉・檜・松三段の林業より、杉・松二段の林業に趣くのではないか。杉は構造用材として最も適し、松はバルブ用材・鑛業用材として最も適するからである。只、輪伐期の極度の短縮は、一定面積の林地の平均年生産量を少くするから、國民經濟上不適當であることは充分の考慮を拂ふべきであるが、林業經營法の轉向は已むを得ないと思ふ。

- | | |
|--|-------|
| 日本學術振興會 バルブ原料自給策 昭和十三年 一一九頁 | (413) |
| 帝室林野局 簡易曹達木材バルブ製造法に就て 昭和十二年 九八頁 | (414) |
| 渡邊全佐藤惣三郎 世界護謨事情 昭和三年 二二六頁 | (415) |
| A. Lamey, Chêne-liège. Paris. 1893. PP. 289. | (416) |
| 三浦伊八郎 油桐の栽培 昭和七年 一一一頁 | (417) |
| H. Chi, The trade in Tung oil of China. Tientsin. 1936. PP. 119. | (418) |
| A. Groothoff, De Kinacultur. Haarlem. 1915. ZZ. 113. | (419) |

第二節 林産物の交易

交易は生産と消費の相對的分量及び品質から流れ出るのであり、即ち需要と供給の不均衡から來るのであることは言を俟たない。多くの商品に於ては、消費と需要が生産と供給を規定するのであるが、林産物に於ては、消費從つて需要が彈力を有し、多産の國及び地方に於ては之を濫費し、生産の少い國及び地方に於ては節約するから、林産物の生産と供給は、其の消費と需要を支配する處が渺々ない。此の事實は、林産物が價格に比して大量の商品であつて、運輸に不便であることゝ相俟つて、其の交易を減少せしめる傾向を有することは疑ひを容れない。併しながら、林産物の生産は地域的に甚しく偏在するから其の交易は優に成立するのである。

交易は之を空間的に見れば運輸であり、之を權利の移動から見れば、國際貿易と國內商業である。以下順次に之を述べやう。

其一 木材の運輸

前述の如く木材は大量の貨物であるから、其の運搬は甚困難であつて、多大の勞働力と經費を要する。加ふるに森林は僻遠の地に偏在することが普通であるから、一般交通機關は之に達しない。故に森林に於て伐採し造材せられたる木材を一般交通機關の所在地まで搬出するには、森林固有の不完全なる運搬設備によるのみではない。斯の如き運搬設備としては、普通原始的な滑り下しの設備、

即ち滑路修羅木馬檣鐵索運搬等、並に自然の水路に於ける管流筏流等、及び林道に於ける荷車牛車馬車等が用ひられ、只、近時大規模の作業に於て、トラクター・ドンキエンジン・スキッパー・森林鐵道等が用ひられる。而して此の搬出の爲めの運搬は生産過程の一部を構成するもの、即收穫作業の一部なりと認められて、其の經費は生産費に含まれる。従つて茲にいふ運輸ではない。

一般交通機關の所在地まで木材を搬出したときは、之によつて生産過程は完了し、木材は商品となる。商品たる木材は更に生産地から消費地まで轉置せられるを要するのであつて、之が即ち茲にいふ交易上の運輸である。而して木材は最後の消費地にまで運輸せられる途上に於て、製材・乾燥・防腐・合板製造等の加工を受けるのであつて、此の加工は生産地で行はれることがあり(山元製材)、途中の中間製材市場(例、能代・清水・下津)で行はれることがあり、又消費市場(例、東京・大阪・名古屋)で行はれることもある。但し、之は構造用材に限るのであつて、バルブ用材・礦業用材等は加工せられない。

近頃、トラック運搬と山元製材の發達に伴ふて、前に述べた搬出と運輸の二つの過程を連續して行ふことがあり、東京・大阪等大都市に於て消費せられる建築土木用材及び木炭等を近縣の生産地から直接に、山から門口へ輸送することである。例へば青梅・名栗等の林業地に於て、建築の設計に従つて造材・製材せる木材をトラックに積載して、直ちに建築の現場に送致する如し。勿論此の方法によつては遠距離の運輸や、大量の運輸を行ふこと能はず、且、多くは製材に行はれ、素材には適し難い。

搬出は森林固有の不完全な運搬設備によるを要するから、運搬距離の短いに拘らず、甚多額の運賃を要するが、運輸は一般交通機關によるから、運搬距離の長いに拘らず比較的小額の運賃を以て足る。

併し木材が大量の貨物であるが爲め、其の運輸距離が甚長い場合には多額の経費を要するものであつて、例へば北米西海岸の米松の二吋板が倫敦まで運輸せられると、單價が二倍半になる。

運輸の方法は素材と製材とで多少異なる。素材は通常生産地から最近の港まで汽車で運搬せられ、汽船に積載せられて中間製材場又は消費市場に送られるのである。海運の便があるに拘らず、素材を汽車で長距離に亘つて輸送することは、木曾御料林の檜材の如きを除いては稀である。製材は之に反し、汽車で中間製材場から消費市場に送られるのが普通である。

故に木材の消費市場に於ける價格を第一次に支配するものは海運々賃である。然るに木材海運運賃は海運界の景氣其の他の原因によつて、甚しく激變する。例へば北米西海岸から我國まで木材千ボーグルド呎の運賃は最高の時(大正九年)と最低の時(昭和七年)で二十倍もちがつて居る。樺太から東京まで百石當りの海運々賃は大正十三年の最高と昭和六年末の最低とを比べるならば七倍餘もちがふ。斯の如き海運々賃の激變は亦消費市場に於ける木材價格を激變せしめた。

木材の鐵道運賃は大して變動しない。殊に鐵道の大部分が國有である我國に於て然り。併し、海運賃は輸送距離に比例しないが、鐵道運賃は大體に於て輸送距離に正比例する。長距離割引はあるが、其率は大したものでない。一から、輸送距離が稍遠い場合には鐵道運賃は海運々賃に比べて非常に高いものになる。或人曰く、北米西海岸から大阪までの木材海運々賃は、秋田から東京までの木材鐵道運賃と大差ないことが多いと。そこで木材鐵道運賃率の引下げが呼ばれる。國有鐵道の貨物運輸規則別表に依れば、木材及木炭の貸切扱の運賃の等級は、製材十級、素材即ち丸太・柾角・坑木は十六

級、柴薪木炭は二十級である。製材の十級及び素材の十六級は高きに過ぎる。宜しく其の等級を引下げ、從つて運賃率を低下し以て僻地の森林の開發を促し、木材供給の増加を圖ることは、原料經濟上現下の適策である。併し木材は輸送廻數に於て、廻料量に於て、又運輸收入に於て、鐵道貨物中、石炭に次いで第二位を占めるものであるから、國有鐵道の經營經濟上の都合なるものは、國民經濟の目的に對して歩を譲るべきも言ふまでもなく、國有鐵道の經營經濟上の都合なるものは、國民經濟の目的に對して歩を譲るべきものである。又木材は其の價額の割合に甚多額の鐵道運賃を負擔しつゝあるのであつて、運賃負擔率、即ち運賃を運送せられる貨物の價額で割つた百分率は、米穀や木炭に比べて遙に大きい。尤も米穀や木炭は日常必需品たるの理由を以て最低賃率に定められたのではあるが、木材も住の主要材料として、日常必需の資材たるを失はないと言へやう。左に全國山林會聯合會の調査を引用して、木材・木炭及び米穀の、昭和三年から同七年に至る五箇年平均の鐵道運賃負擔率を掲げやう。(文七〇)

運送秆程	木 材 %	木 炭 %	米 穀 %
平 均	三・七九	二・三〇	〇・四一
五〇〇秆以内	七・九二	五・〇〇	〇・九六
二〇〇秆以内	九・〇四	七・三〇	一・五三
五〇〇秆超過	九・〇一	一・五一〇	三・三三
平 均	七・四四	七・三〇	一・五六

即ち木材の運賃負擔率は米穀のそれに比べて六七倍である。而も木材は米穀に比べて運送に手數

がかゝらない。

四三〇

全國山林會聯合會 木材並木炭の鐵道運貨に關する調査 昭和十三年 謄寫版 二八頁 (420)

其二 木材の國際貿易

木材の國際貿易の端を開いたものは諾威であつた。此の國の西海岸にはフィヨルド多く、搬出・輸に便利であるから、既に九世紀に於て建築材をアイスランドに輸出したことがあり、紀元千三百年には英國に多量の木材を輸出しつゝあつた。其の後ハンザ同盟の都市の商人和蘭人英吉利人・丁抹人獨逸人等が相次いで其の森林を伐り荒らして木材を輸出した。殊に紀元千五百年頃發明せられた水車鋸は木材貿易を繁榮せしめた。遂に十九世紀の中葉以後西歐羅巴諸國に起つた工業の發達と人口の増加は用材の需要を激増し、スカンヂナビア各國の針葉樹天然林は其の供給に着手するに至り、千八百七十年以後は、木材の貿易は歐羅巴全體に擴がつて、針葉樹用材は國際貿易の商品となつた。

現代に於ても國際貿易の商品たる木材は針葉樹用材を以て宗主とする。燃材は各國に於て之を自給自足するのが原則であつて、貿易することは甚少い。千九百三十五年歐羅巴各國の木材輸入合計に於ても、輸出合計に於ても、燃材及び木炭は、總量に於て、一・三五%を占めるに過ぎない。各國に於ける燃材の消費は概ね用材のそれよりも多量であるに拘らず、其の輸出入が斯の如き少量である所以は、燃材は其の量に比し價格低廉なるを以て、多額の運輸費を投じて之を外國から輸入し又は外國

へ輸出するに適せず、且つ燃材は比較的に其の代用品によつて代用せられ易いからである。獨逸に於ては、千九百十三年に消費せる石炭と同熱量を有する薪材を年々生産するには、森林全面積の十倍の面積を有する薪炭林を要するといひ(エンドレス)、我國に於ても、内地に於て、昭和十年に生産せる薪炭材の總量は、石炭の三割に過ぎず、熱量は一割五分に過ぎない。斯の如く燃材は燃料としては石炭に比べて甚微々たるものであるから、其の供給不足は容易に石炭によつて補はれるのであり、外國から燃材を輸入するを要しないのである。故に木材貿易の商品たるものは用材に限られるのであつて、而して其の大部分は針葉樹用材である。ツォーンによれば、(文21)世界に於て生産又は消費せられる用材の四分の三は針葉樹材にして、闊葉樹材は四分の一に過ぎない。加ふるに闊葉樹材は針葉樹材の如く偏在しないから、各國は闊葉樹用材を自給することが割合に容易である爲め、貿易の商品としては闊葉樹用材は甚少い。例へば、各國に輸入せられる用材の中で、英國では針葉樹材は九割二分、獨逸では九割一分、我國でも通常は九割内外が針葉樹材である。即ち闊葉樹用材は貿易の商品としては一刻以内であつて、現代の世界貿易の商品たる木材は大部分針葉樹用材であると斷定することが出来る。

今、左表に於て、千九百三十五年歐羅巴各國に於ける、各種木材の輸入量合計と輸出量合計とを、量の多いものから少いものへの順に掲げる。歐羅巴以外の國を入れてないから、輸入量合計と輸出量合計とは符合しないのは勿論である。

	歐羅巴	亞細亞	北米	南米	アフリカ	濠洲	計
森林全面積	三一三、二三八	八四八、二五一	五八四、三八七	八四七、〇三七	三二二、五四六	一一四、五三〇	三、〇二九、九八九
世界森林全面積	一〇・三	二八・〇	一九・三	二八・〇	一〇・六	三・八	一〇〇・〇
對% スル%							

右の表によると、歐羅巴は全體として大體に於て其の需要する木材を自給するが、自他國より輸入するものには、主として、針葉樹林の四大材種である、丸太、坑木、丸太、坑木の四大材種は勿論、他の材種に於ても輸入量合計と輸出量合計は略相匹敵する。但し、船來銘木及び色染並に單寧原料材並に樹皮は之を熱帶地方から輸入し、箱板、フロアーリングの如きは之を歐羅巴外に輸出する。

歐羅巴のみならず、北米及び亞細亞の二大陸も、針葉樹林の大面積を有するから、大體に於て其の需要する用材を自給するに足るのである。只、南米、アフリカ、濠洲の三大陸は殆んど針葉樹林を有しないから、用材を前記の三大陸から輸入するを要する。但、文化低く、又は人口疎なる爲め、其の量は少い。左に各大陸の樹種別森林面積を掲げる。(千陌)

割裂材及車匠材	一、七三一	八、八一四	一三、九六一
其　他　の　木　材	一六、八七二	二、六七一	六、六二七
合　　計　(施に換算)	二三、五〇九、〇〇〇	八六二〇	一一二
	二三、八九五、〇〇〇		

材種	輸入量合計	輸出量合計	國數
鋸材(製材)	一七、九八〇、二九三m ³	一七、四七〇、二四四m ²	二二
バールプ用材	六、八六四、二二一	六、一七三、九六一	二一
丸坑木	五、一九一、七五三	四、一二六、三三八	二一
鉋削材、其他の加工材	四、〇一一、五六八	五、〇〇一、五七一	二一
薪材	一、五九九、九四九	一、二九七、三八九	二一
薄板	八三一、二五七	八四四、九一八	二一
箱板	四三八、八三五 <small>越</small>	七一六、四六二 <small>m³ 越</small>	二一
(仕上げたる物)	一三、〇六一	四一七、〇七二	二一
枕木	五八四、七八六	五八九、九五五	二一
樽木	一九一、五七〇	五八九、八二一	二一
桶木	一二八、八四三 <small>m³ 越</small>	一六七、五七七	二一
角柱	二〇〇、六二一 <small>m³ 越</small>	二〇九、三七六 <small>m³ 越</small>	二一
電線	一一五、八三五	二六九、二三七	二一
船柱	四〇〇、二三六 <small>越</small>	一五、四三八 <small>越</small>	二一
木等	二〇七、三四八	六四、八五八 <small>越</small>	二一
木炭	八五、九五四	九五、七七四	二一
木皮	二、五八三	一三六、三〇六	二一
樹皮	四、二〇六	三九、三六〇	二一
染色	フロアリング	木粉及木毛	二一
寧單	アリング	木粉及木毛	二一
原	ウッドアリ	木粉及木毛	二一
料	ウッドアリ	木粉及木毛	二一
及	ウッドアリ	木粉及木毛	二一
樹	ウッドアリ	木粉及木毛	二一
皮	ウッドアリ	木粉及木毛	二一

針葉樹林面積	二三四、三二一	三五九、七七八	四二三、三一六	四四、一一二	二、八三三	六、〇七一	一、〇七〇、四三一
世界針葉樹林面積	二一・九	三三・六	三九・五	四・一	〇・三	〇・六	一〇〇・〇
各大陸森林全面積	七五・	四二・	七二・	五・	〇・九	五・	三五・
積に對する%面積							
溫帶潤葉樹林面積	七八、九一七	二三一、四八八	一一七、三六三	四六、五四一	六、八八〇	六、〇七一	四八七、二六〇
世界溫潤樹林面積	一六・二	四七・五	二四・一	九・六	一・四	一・二	一〇〇・〇
各大陸對應的%面積	二五・	二七・	二〇・	五・	二・	五・	一六・
熱帶潤葉樹林面積	○○○	二五六、九八五	四三、七〇八	七五六、三八四	三一二、八三三	一〇二、三八九	一、四七二、二九九
世界熱帶潤葉樹林面積	一七・五	三〇・	三・〇	五一・三	二一・二	七・〇	一〇〇・〇
各大陸對應的%面積	八	八	九〇・	九七・	九・七	九〇・	四九・
積各大陸對應的%面積	○○○	二五六、九八五	四三、七〇八	七五六、三八四	三一二、八三三	一〇二、三八九	一、四七二、二九九
溫帶潤葉樹林面積	七八、九一七	二三一、四八八	一一七、三六三	四六、五四一	六、八八〇	六、〇七一	四八七、二六〇
世界溫潤樹林面積	一六・二	四七・五	二四・一	九・六	一・四	一・二	一〇〇・〇
各大陸對應的%面積	二五・	二七・	二〇・	五・	二・	五・	一六・
熱帶潤葉樹林面積	○○○	二五六、九八五	四三、七〇八	七五六、三八四	三一二、八三三	一〇二、三八九	一、四七二、二九九
世界熱帶潤葉樹林面積	一七・五	三〇・	三・〇	五一・三	二一・二	七・〇	一〇〇・〇
各大陸對應的%面積	八	八	九〇・	九七・	九・七	九〇・	四九・
積各大陸對應的%面積	○○○	二五六、九八五	四三、七〇八	七五六、三八四	三一二、八三三	一〇二、三八九	一、四七二、二九九
溫帶潤葉樹林面積	七八、九一七	二三一、四八八	一一七、三六三	四六、五四一	六、八八〇	六、〇七一	四八七、二六〇
世界溫潤樹林面積	一六・二	四七・五	二四・一	九・六	一・四	一・二	一〇〇・〇
各大陸對應的%面積	二五・	二七・	二〇・	五・	二・	五・	一六・

斯くして木材の國際貿易は年と共に進展する。T. Streiffert, Världens Barrskogstillgångar. Stockholm. 1931によれば、木材の世界貿易量は次表の如く増加した。(素材、百萬立方メートル)

材種	一八八〇年	一九一三年	一九二七年
鋸材	二四	一〇	七〇
截材	六	五九	一三
土木建築材及はつり材	一	一〇	一七
坑木	一〇	八二六五	三九七
製紙用材	一	一三九	一一〇
機械的バルブ	一〇〇	一一〇	一一〇
化學的バルブ	一	一七	一七
紙及厚紙	一	一三九	一一〇
合計	一八八〇	一九一三	一九二七

千九百三十六年に於ける木材類の世界貿易の價額合計は、B. C. Lumberman. Jan. 1938によれば次表の如し。

世界木材輸出合計(一八國)	一、二一〇、五三七、七四六 金法
内鋸截針葉樹材	八〇五、六一一、一三五
バルブ用材	九六、〇二二、四六四
機械的バルブ	四〇、一五七、〇三八
化學的バルブ	一、五七五、三五五、四三一
紙及厚紙	
合計	

世界木材輸入合計(二八國)

四三五

世界の木材輸入國の木材輸出入量を、輸入超過量の順に列舉すれば左表の如し。(千立方 メートル)			
國	國	輸入超過量	輸入超過量
輸入量	輸出量	輸入量	輸出量
瑞丁日匈佛白伊獨英	牙蘭耳太西義利蘭逸國	一九三三四	一九三三四
七三九	一〇〇九	一四、九二八	一四、九二八
七七一	一〇〇九	九、三一七	一〇、一〇六
九三五	八七三	三、〇三八	三、〇三八
三二	二二六	二、五三二	二、五三二
三二	一一六	二、二一七	二、二一七
		一、九八〇	一、九八〇
		一、四二五	一、四二五
		一、三〇一	一、三〇一
		一、〇〇九	一、〇〇九
		一、五二七	一、五二七
		一、四二五	一、四二五
		一、五六八	一、五六八
		二、七二四	二、七二四
		二、六八三	二、六八三
		二、五四三	二、五四三
		一、四二五	一、四二五
		一、三〇一	一、三〇一
		一、〇〇九	一、〇〇九
		七八九	七八九
		一、二四八	一、二四八
		一九三三四	一九三三四
		一九三三三	一九三三三
		二七一	二七一
		四九三	四九三
		五三四	五三四
		五七八	五七八
		七四八	七四八
		九一三	九一三
		四四二二	四四二二
		三八五五	三八五五
		三五〇九	三五〇九
		三三〇〇	三三〇〇

世界の木材輸入國の木材輸出入量を、輸入超過量の順に列舉すれば左表の如し。(千立方米)

世界の木材輸出國の木材輸出入量を、輸出超過量の順に列舉すれば左表の如し。(千立方米)

同世界輸入合計

合板（ベニシア）世界輸出合計

九三八、八四七、七九一
一一八、九四二、三六五
七〇、〇七四、八〇一

四三六

西 澳	南 爪	愛 希	班	西 澳	南 爪	愛 希	班	西 澳
七〇〇	六三三	六二六	六二六	五九四	五九四	五九四	五九四	七〇〇
一一〇	二二八	二二八	二二八	四二二	四二二	四二二	四二二	一一〇
八七	三六八	三六八	三六八	二七四	二七四	二七四	二七四	八七
	三六六	三六六	三六六	六三〇	六三〇	六三〇	六三〇	
	二五八	二五八	二五八					
	二七一	二七一	二七一					

右の二つの表によつて現代に於ける各國の木材輸出入の大勢が明かにせられる。木材輸出國の首位を占めるものは蘇聯であつて、此國は千九百十四年の世界大戰以前に於ても、木材輸出超過國として世界第一位を占めて居たが、大戰後一時芬蘭に首席を奪はれたことがある。併し、再び首位を恢復し、將來に於ても永く之を失はないであらうことは、此國が今や世界の針葉樹立木蓄積の大部分を獨占することによつて保證せられる。蘇芬二國が夫々木材輸出國として制覇する以前に於て、曾ては奥地利瑞典・合衆國の三國も相次いで木材輸出國の首位を占めたことはあつたが、後二者は濫伐によつて凋落した。加奈太は木材輸出國として第二位・第三位などを永く續けて居る。之等が重なる

木材輸出國であつて墺を除いては總て天然林伐採國であると言へやう。尙、歐羅巴と北米の關係に就ては北米の木材は常に多少とも、詳しく述べば或時は合衆國によつて多量に併し普通は加奈太によつて少量づゝ、歐羅巴に向つて輸出されつゝあるが、歐羅巴の木材を北米に輸出することはない。

因に、目下旭日登天の勢あるバルブ用材を盛に輸出しつゝあるものは、蘇聯芬蘭及び加奈太である。

木材輸入國として徹頭徹尾首位を占めて來たものは英國であり、今まで第二位を續けて來たものは獨逸である。英國は遠い過去に其の森林を濫伐し盡して、前の世界大戰の終るまでは全く造林しなかつたから、針葉樹林を持たない爲めに、其の需要する木材の九割五分を輸入に仰ぐのは當然である。獨逸は相當大面積の美林を有し、且合理的に之を經營しつゝあるも、其の化學工業の盛なことゝ、人口の稠密なることの爲めに、其の多量なる生産を以てしても需要を補はず、大量の用材を輸入する必要としたのである。併し、大戰後二十年間、國際貸借關係に於て苦境を續けたに拘らず、其の森林を濫伐しなかつたから、其の生産力は充分に保存せられ、且つ今や木材輸出國たる奥地利とチニコスローバキアを併合したから、將來は永く其の用材を自給することが出来るであらう。木材輸入國の第三位に擬せられるものは我國・伊太利・佛蘭西・白耳義の五國である。前三國は自國に於て相等の林業を有するに拘らず、文化や工業の進んで居る爲めに、用材の不足を告げるものであり、後二國は、國土狭くして林業の餘地のない爲めに、木材の供給を輸入に仰ぐものである。以上は重なる木材輸入國であるが、之等諸國に輸入せられる木材は主として北歐諸國から輸出せられるものであり、只我國に輸入せられる木材は北米及東印度諸島から輸出せられる。今英國に輸入せられる世界各國の木材

の輸出元別百分率は左表の如し。

四四〇

輸出國	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
蘇聯	三八	二一	三〇・四八	二五・二〇	二八・六一	二〇・六七	二一・五三	二四・〇四
芬蘭	三	一三	七・七八	〇・三六	一三・七四	〇・二八	一〇・七七	一〇・〇九
瑞典	八八	一三	七・七八	〇・三六	一三・七四	〇・二八	一〇・七七	一〇・〇九
英國	二一	三	七・七八	〇・三六	一三・七四	〇・二八	一〇・七七	一〇・〇九
小計	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
其他の歐羅巴諸國	二五・二〇	二八・六一	二〇・六七	二一・五三	二四・〇四	二四・〇四	二一・五三	二四・〇四
歐羅巴以外の諸國	三〇・四八	一三・七四	一三・七四	一三・八六	一三・八六	一三・八六	一三・八六	一三・八六
加合	二五・二〇	二八・六一	二〇・六七	二一・五三	二四・〇四	二四・〇四	二一・五三	二四・〇四
其他の英領諸國	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
蘇聯	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
芬蘭	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
瑞典	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
英國	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
小計	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七

鋸截材の歐羅巴各國輸出入量左表の如し。(立方米)

輸出國	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
芬蘭	四、七一九、一六七	四、九五二、三七七	一、九	三	四	一、九	三	四
瑞典	三、二五〇、八七〇	二、六〇一、一二〇	一、九	三	四	一、九	三	五
英國	一、五一四、七一六	一、二九六、八二一	一、九	三	四	一、九	三	五
小計	四、五三四、〇七三	四、三〇二、五九一	一、九	三	五	一、九	三	七
其他の歐羅巴諸國	一、九	三	四	一、九	三	五	一、九	三
歐羅巴以外の諸國	一、九	三	四	一、九	三	五	一、九	三
加合	一、九	三	四	一、九	三	五	一、九	三
其他の英領諸國	一、九	三	四	一、九	三	五	一、九	三
蘇聯	一、九	三	四	一、九	三	五	一、九	三
芬蘭	一、九	三	四	一、九	三	五	一、九	三
瑞典	一、九	三	四	一、九	三	五	一、九	三

輸入國	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
芬蘭	一、九三七、五五九	一、五一九、〇二九	一、五	一	九	三	四	五
瑞典	一、五五一、三三二	一、一九二、七二三	一、九	九	三	四	五	六
英國	一、九	九	三	四	五	六	七	八
小計	一、九	九	三	四	五	六	七	八
其他の歐羅巴諸國	一、九	九	三	四	五	六	七	八
歐羅巴以外の諸國	一、九	九	三	四	五	六	七	八
加合	一、九	九	三	四	五	六	七	八
其他の英領諸國	一、九	九	三	四	五	六	七	八
蘇聯	一、九	九	三	四	五	六	七	八
芬蘭	一、九	九	三	四	五	六	七	八
瑞典	一、九	九	三	四	五	六	七	八

バルブ用材の歐羅巴各國輸出入量左表の如し。(立方米)

輸出國	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
芬蘭	一、三〇二六、一八五	二、六〇一、一二〇	一、九	三	四	一、九	三	五
瑞典	一、五一四、七一六	一、二九六、八二一	一、九	三	四	一、九	三	五
英國	一、九	九	三	四	五	六	七	八
小計	一、九	九	三	四	五	六	七	八
其他の歐羅巴諸國	一、九	九	三	四	五	六	七	八
歐羅巴以外の諸國	一、九	九	三	四	五	六	七	八
加合	一、九	九	三	四	五	六	七	八
其他の英領諸國	一、九	九	三	四	五	六	七	八
蘇聯	一、九	九	三	四	五	六	七	八
芬蘭	一、九	九	三	四	五	六	七	八
瑞典	一、九	九	三	四	五	六	七	八

鐵業用材の歐羅巴各國輸出入量左表の如し。(立方米)

四四二

國	輸		國	輸	
	一九三四年	一九三五年		一九三四	一九三五年
芬蘭	一、八〇八、〇一一	一、八一七、七二七	英國	二、五七四、一八四	二、六九一、四一八
蘇聯	一、三一一、七一一	一、四五四、四三四	英耳	五九五、四五四	五七六、一九〇
佛蘭	三一六、五二五	六〇二、〇〇〇	白蘭義國	一九九、四二二	二四〇、三八〇
葡蘭	六二七、二九五	三一四、五六〇	西蘭	四三一、一三八	一七六、三五〇
萄牙	二〇六、三三七	一七二、〇五三	佛蘭	一一一、二三五	一六六、二〇五
瑞典	二九二、九九七	一六五、九九七	何獨牙利	一〇六、二五三	一三九、五五八

Internationale Institute of Agriculture, International Yearbook of forestry statistics 1933—35. Reme. 1936. PP.

327.

J. Köstler, Der Zwischenstaatliche Holzverkehr in Europa, 1925—1932. Hannover. 1934. SS. 209.

(358.5)

(390)

其三 我國の林產物輸出入

我國は大正九年までは木材輸出國であつたが、同十年からは木材輸入國の列に入つた。即ち大正九年には價額に於て五百六十七萬圓の輸出超過であつたが、翌十年には一躍二千八百十五萬圓の輸入超過になつた。其の主たる原因は大正九年に針葉樹材輸入關稅の殆んど全部を廢したことにある。

る。尤も厚さ六十五粍を超えるものは無稅にはせられなかつたが、此種の木材は其の當時に於て針葉樹材輸入總量の僅か百分の四ぐらいを占めるに過ぎなかつたから、此の關稅改正によつて、針葉樹輸入關稅の殆んど全部が撤廢せられたと言つていゝのである。其の結果は意外に急激、且つ観面に現はれた。針葉樹材の輸入總量は大正九年には忽ち前年の三倍になり、其の翌年には更に前年の三倍七分になり、又其の翌年には重ねて二倍半になり、大震災の前年、即ち大正十一年には、僅か三年の間に大正八年の輸入量の二十八倍になつて、二百三十萬立方米に達したのである。而して此の輸入量は丁度昭和五年のそれと同じである。恰も大正十二年九月關東の大震災が起つて、其の復興の爲めに木材の輸入は更に増加し、翌十三年には、針葉樹材の輸入價額が約一億二千萬圓となつて、價額の最大レコードを作り、木材をして棉花及び鐵に次いで第三位の輸入品たらしめ、遂に昭和三年には、輸入材積が四百萬立方米に達せんとして、數量のレコードを作り、我國をして世界第三位の木材輸入國たらしめた。斯の如く厖大なる針葉樹材の輸入は我國の林業を脅威したが、後木材輸入關稅の數度の引上げによつて、次第に減少復舊し、昭和八年頃に至つて、漸く年百三十萬立方米前後に安定したのである。

我國の木材の輸出と輸入を其の價額に於て對照すること左の如し。

年次	輸	出	輸	入
明治元年	一〇	三六、七八六	一、二五九	一九、一五八

四四三

四四四

六七、三三〇

一八八、七五八
八八〇、二六五
三四四、八一

七、五二七、〇七五
一四、七八四、七六九

一七、八〇四、九二五
三、九九六、二一五

二九、一二九、五七八
一五、三二六、七一六

一四、一六一、七三六

一三、六七六、〇一五
一九、七六七、四二〇

一九、九七九、六二一

一七、九六四、二四四

二一、一三八、二九九
一四、六二二、一九〇

九、九五三、七八六

卷之三

卷之四

一、三二八、六一四
一八、六三七、七九七

一三、九一五、○五四

一四、七〇三、七四二

昭和七年から十

百萬圓の半分以
て製品である。

素材。昭和七年

三分の二を占め

小丸太の輸出が
滴葉樹の丸太の

することであつ

材)。其の輸出は

我國の木材輸出價額は昭和七年から十一年まで五個年の平均に於て約二千萬圓である。同一年間の木材輸入價額約四千四百萬圓の半分以内である。輸出木材の重なる材種は次の如く、其の一半は木材といふよりは寧ろ半製品である。

(1) 丸太及び割材、即ち素材。昭和七年から十一年まで五個年の平均の輸出價額は三百八十七萬七千五百五十六圓である。之には針葉樹の丸太と闊葉樹の丸太とがあつて趣を異にする。針葉樹の丸太は價額に於て從來約三分の二を占め、其の輸出の歴史は古いが其の割合に發展しなかつた。只、最近満支に對して松・杉の小丸太の輸出が急に盛になり、昭和十三年の輸出價額は千二百萬圓に達し、斷然他の材種を抜いた。闊葉樹の丸太の輸出は重に北海道の檜・シナノキ・ヤチダモ等を合板の原料として歐羅巴諸國に輸出することであつて、昭和十一年から十三年まで三個年の平均輸出金額は百四十一萬餘圓である。

(2) 挽材即ち鋸截材(製材)。其の輸出は以前は素材よりも立ち後れて居たが、我國に於ける製材業

の發達と共に次第に増加して素材を凌駕し、昭和七年から十一年まで五個年の平均輸出價額は六百六十三萬七千三百十三圓であつて、素材の二倍に近い。之も針葉樹材と闊葉材では大に趣を異にする。針葉樹の挽材の輸出は最近の現象であつて、主として満支に對し、松及杉の板割・小角等を建築用材として輸出することであり、昭和十三年の輸出は一千萬圓に達した。闊葉樹の挽材の輸出は、主として北海道に産する世界に秀でた闊葉樹材を、歐米各國に輸出することであつて、大正の末年以後木材輸出の首位を占めて居た。就中、其の最たるものは檜即ち *Japanese oak* を英國に輸出するのであつて、其の間尺は時で測られるから、闊葉樹の挽材を時板などと稱する。材種は厚板盤及び小角等である。以上挽材及び素材は輸出木材の半分以上を占める。

(3) 鐵道枕木。輸出の歴史古く嘗ては輸出木材の首位を占め、其の輸出材積の最大は明治四十年の百四十五萬石であつて、其の價額も三百五十八萬圓に上つた。其後大正九年に四百萬圓に垂んとしたことがあつたが、次第に減少して昭和七年から十一年まで五個年平均の輸出價額は八十五萬圓になつた。前には北海道の闊葉樹を以て惜氣もなく枕木を造つて支那に輸出したが、それが挽材として歐米市場に歓迎せられるに至り、近頃は柏・赤松等を以て輸出枕木を造るに至つた。更に、今後はあらゆる雜木の枕木が支那に輸出せられるに至るであらう。

(4) 箱板及び樽板。其の輸出價額の最大は大正六年の八百四十四萬圓であり、昭和七年から十一年まで五個年間の平均輸出價額は四百七十一萬二千四百六十九圓である。之は包裝用の箱及樽であつて、東印度諸島及び印度向の石油箱・茶箱・護謨箱・西南亞細亞向の石鹼箱・蠟燭箱・棗箱・歐羅巴向の染

料樽・佛蘭西向の檜の葡萄酒樽・支那向の桐油樽のやうなものである。而して包裝箱殊に茶箱・護謨箱は次に言ふベニア箱によつて、取つて代られつゝある。

(5) 合板即ちペニア(俗稱)。其の輸出は近頃の發展に係り、今では闊葉樹挽材と共に輸出木材の二大品目である。昭和七年から十一年まで五個年の平均輸出額は三百六十四萬三千百八十七圓を算する。之に二種あり、一は廣板の合板であつて、元は北海道の闊葉樹を以て之を造つたが、近頃は南洋材を用ふるに至り、其の製造は頓に發展して、今やベニア工業は我國の重要な木材加工業の一つとなつた。其の生産品は大部分内地で消費せられるが、優良品のみが歐羅巴に輸出せられる。他の一つはベニア箱用の「チエスト・ペニア」であつて、其の製造は更に最近の發展に係る。而して、それは板箱に代つて輸出せられるものであり、昭和九年から十三年まで五個年の平均輸出價額は二百萬圓である。之等合板の輸出は恐らく最大の將來性を有するものであらう。

(6) 燐寸軸木及び箱用經木。其の輸出は寧ろ過去のものであつて、輸出價額の最大は大正九年の四百五十萬圓であつたが、昭和七年から十一年まで五個年平均の輸出價額は六十五萬三千四百二十二圓に過ぎない。其の衰微の原因は原料の不足であつて、軸木は元は北海道の白楊を用ひたが近頃は其の缺乏からシナノキを用ふるに至り、更にシナノキの缺乏によつて、今は之を輸入に仰ぐの外なきこととなつた。

要するに我國の木材輸出は主として北海道の天然林にある闊葉樹の良材を資源として發達したものであるが、今や其の資源は次第に消盡せられつゝある。而して最近滿洲及び支那への木材輸出

が盛になつたが、之は一時的現象であつて、元々之等地方の木材需要は満洲材を以て供給すべきものである。

我國の木材輸入 我國に輸入せられる木材の大宗は針葉樹用材であつて、之に次ぐものは南洋材と稱する熱帶性闊葉樹用材である。前者は主として建築用材・土木用材等に使用せられ、其の輸入量は大震災後を頂上として次第に減少し來つたが、後者は主として器具用材・合板用材等として其の輸入量は次第に増加しつゝある。今此の兩材種の輸入數量を左に掲げる。

年次	針葉樹材輸入量 m ³	南洋材輸入量 m ³
大正元	四二、八四九	七三、一二一
一〇九八年	三二、二四三	一二四、八八六
一一〇九年	八一、五五一	九三三、一五六
一二一〇〇年	二四二、八七〇	二、二九九、八四五
一二一〇一年	九三三、一五六	二、二三〇、三一九
一二一〇二年	一二四、八八六	三、一五〇、一八七
一二一〇三年	七三、一二一	二、一〇一、二八三
一二一〇四年	五、五六〇	一六、一二四
一二一〇五年	七、九二三	三五、三〇六
一二一〇六年	一六、一二四	一〇九、九七六
一二一〇七年	一一〇、六八三	八九、一九二
一二一〇八年	二一三、二七〇	六六、四二〇
一二一〇九年	三三三、六三三	九八、七九二
一二一〇一〇年	四六二、一五四	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	六三三、七四四	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	七三五、七九三	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	九九一、一四八	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	一一一	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	一二一	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	一〇〇	一、三五四、二二三
一二一〇一〇年	九八	一、三四二、一一八
一二一〇一〇年	九七	三、二三三、七四六
一二一〇一〇年	九六	三、四八二、九四九
一二一〇一〇年	九五	三、九二九、七九三
一二一〇一〇年	九四	三、一〇八、九一〇
一二一〇一〇年	九三	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	九二	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	九一	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	九〇	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	八九	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	八八	一、三五四、二二三
一二一〇一〇年	八七	一、三四二、一一八
一二一〇一〇年	八六	三、二三三、七四六
一二一〇一〇年	八五	三、四八二、九四九
一二一〇一〇年	八四	三、九二九、七九三
一二一〇一〇年	八三	三、一〇八、九一〇
一二一〇一〇年	八二	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	八一	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	八〇	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	七八	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	七七	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	七六	一、三五四、二二三
一二一〇一〇年	七五	一、三四二、一一八
一二一〇一〇年	七四	三、二三三、七四六
一二一〇一〇年	七三	三、四八二、九四九
一二一〇一〇年	七二	三、九二九、七九三
一二一〇一〇年	七一	三、一〇八、九一〇
一二一〇一〇年	七〇	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	六九	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	六八	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	六七	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	六六	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	六五	一、三五四、二二三
一二一〇一〇年	六四	一、三四二、一一八
一二一〇一〇年	六三	三、二三三、七四六
一二一〇一〇年	六二	三、四八二、九四九
一二一〇一〇年	六一	三、九二九、七九三
一二一〇一〇年	六〇	三、一〇八、九一〇
一二一〇一〇年	五九	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	五八	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	五七	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	五六	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	五五	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	五四	一、三五四、二二三
一二一〇一〇年	五三	一、三四二、一一八
一二一〇一〇年	五二	三、二三三、七四六
一二一〇一〇年	五一	三、四八二、九四九
一二一〇一〇年	五〇	三、九二九、七九三
一二一〇一〇年	四九	三、一〇八、九一〇
一二一〇一〇年	四八	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	四七	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	四六	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	四五	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	四四	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	四三	一、三五四、二二三
一二一〇一〇年	四二	一、三四二、一一八
一二一〇一〇年	四一	三、二三三、七四六
一二一〇一〇年	四〇	三、四八二、九四九
一二一〇一〇年	三九	三、九二九、七九三
一二一〇一〇年	三八	三、一〇八、九一〇
一二一〇一〇年	三七	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	三六	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	三五	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	三四	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	三三	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	三二	一、三五四、二二三
一二一〇一〇年	三一	一、三四二、一一八
一二一〇一〇年	三〇	三、二三三、七四六
一二一〇一〇年	二九	三、四八二、九四九
一二一〇一〇年	二八	三、九二九、七九三
一二一〇一〇年	二七	三、一〇八、九一〇
一二一〇一〇年	二六	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	二五	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	二四	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	二三	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	二二	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	二一	一、三五四、二二三
一二一〇一〇年	二〇	一、三四二、一一八
一二一〇一〇年	一九	三、二三三、七四六
一二一〇一〇年	一八	三、四八二、九四九
一二一〇一〇年	一七	三、九二九、七九三
一二一〇一〇年	一六	三、一〇八、九一〇
一二一〇一〇年	一五	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	一四	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	一三	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	一二	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	一一	一、一三一、六四九
一二一〇一〇年	一〇	一、三五四、二二三
一二一〇一〇年	九	一、三四二、一一八
一二一〇一〇年	八	三、二三三、七四六
一二一〇一〇年	七	三、四八二、九四九
一二一〇一〇年	六	三、九二九、七九三
一二一〇一〇年	五	三、一〇八、九一〇
一二一〇一〇年	四	二、三九五、五三六
一二一〇一〇年	三	二、二三八、六九〇
一二一〇一〇年	二	一、五六七、三〇九
一二一〇一〇年	一	一、三三五、九二〇
一二一〇一〇年	〇	三、二三三、七四六

(1) 我國に輸入せられる針葉樹材は嘗てはバイン・ファー・シダー又はバイン・ファー・シダー・ヘムロッキスブルースと長い名で呼ばれたものであり、北米及び蘇聯極東から来る構造用材である。其の莫大なる輸入は、一時は我國の木材價格を不當に低從せしめ、造林の意氣を沮喪せしむるに至つたのであるが、關稅及び輸入統制の政策と、北米に於ける濫伐に基く資源の涸渇と、蘇聯の輸出中止と、爲替相場の關係等によつて、近頃輸入量を減じた。それでも昭和八年から十二年まで五個年の平均に於て、其の輸入價額は尙ほ木材輸入總價額の七割餘を占め、輸入材の大半たるを失はない。其の將來に就

ては、恐らくは構造用材としての輸入は次第に減少するであらうが、バルブ用材として、梅屬・唐檜屬・樅屬の輸入は増して来るであらう。

針葉樹材の樹種別輸入量を見るに、其の主たるものはトガサハラ属(*Pseudotsuga*)の米松(ダグラス・ファー)、舊名オレゴン・パインであつて、元は針葉樹材輸入總量の半分を占めたが、今は七割内外を占める。此材の大形材・大中角・バイリング材は國產材を以て代用することが出来ないから、其の輸入は永く續くであらう。第二はネズコ属(*Thuya*)の米杉及び柏属(*Tsuga*)の米柏であつて、我國の杉及び柏に代用せられる。其の輸入量は嘗ては針葉樹材輸入總量の三割を占めたが、其後二割に減じ、今は一割五分になつた。以上は總て北米から輸入せられる。第三は樅属(*Abies*)、唐檜属(*Picea*)、松属(*Pinus*)、落葉松属(*Larix*)の材であつて、其の輸入量は一時は針葉樹材輸入總量の三割に近いこともあつたが、蘇聯の輸出中止から今は一割以内である。樅属は蘇聯極東から來たトドマツ其の他三四種と、北米から來るノーブルファーム・ホワイトファー・ラーチ等三四種から成り、唐檜属は蘇聯極東から來たエゾマツ其の他三四種及び北米から來るシトカタウヒ其の他から成り、松属は蘇聯極東から來た朝鮮松即紅松を主とし、落葉松属は蘇聯極東から來た數種から成る。第四は檜属(*Chamaecyparis*)の米檜であるが、其の輸入量は百分の一又は二に過ぎない。第五は鉛筆用シダード元はビックシン属(*Juniperus*)の材が輸入せられたが、それがなくなつて、今はオニヒバ属のインセンスシダーが輸入せられる。併し其の輸入材積は針葉樹材輸入總量の〇・二%に過ぎない。

針葉樹材の材種別輸入量を見るに、其の主たるものは丸太及び割材即ち素材である。其の輸入量

は常に針葉樹材輸入總量の半分を占める。之に次ぐものは、米松の大中角(厚二百粍)を超ゆるものであつて、針葉樹材輸入總量の四割内外を占める。而して上記兩材種の輸入量合計は此の頃は針葉樹材輸入總量の九割五分以上に達し、其の他の材種即ち小角・板子・板・鉛筆用材は併せて5%に達しない。我國に輸入せられる針葉樹材の半分は大阪に三割は京濱に、其の餘は名古屋及び神戸等に輸入せられる。其の輸出元を見るに、此の數年來は大體北米合衆國から七割、加奈太から二割五分を輸入しつゝあると言つてよからう。尤も、此の兩國は略ぼ同じ樹種材種を輸出するから、二國から我國への輸入量の間の比は年によつて大差あるが、合計米材の輸入量は針葉樹材輸入總量の九割五分以上である。蘇聯極東からの輸入は大正十年・十一年には二割五分に近かつたが、此の頃は非常に減少した。又滿洲國からの輸入は今はまだ甚少い。之等諸國から針葉樹輸入の將來を考察する爲めには、各國の林力を検討するをするを要する。我國に對して米材を輸出するものは、合衆國のオレゴン及びワシントンの二州と加奈太のブリチッシュ・コロムビア州であるが、此の三州の大平洋岸の森林は濫伐せられて次第に其の林力を失ひつつある。之等三州の沿岸から船積せられた鋸材は嘗て千九百三十六年と三十七年の平均に於て五十六億千四百萬ボルト下呪であり、其の内輸出材は二十億一千二百萬ボルト下呪に減り、輸出量は十五億七千五百萬ボルト下呪に減つた。嘗ては木材輸出超過國たりし合衆國が今や特に輸入超過國に轉ぜんとしつゝあるから、其の輸出は漸減するであらう。獨り針葉樹の大蓄積を死藏して虎視眈々たるものは蘇聯殊に其の極東の森林である。滿洲國は將來我國に

對し針葉樹材殊にパルプ用材を多量に供給するであらう。

(2) 南洋材 純熱帶の天然林にある數十種の闊葉樹の材であつて、其の多くは龍腦杏科 (Diptero-
carpaceae) 就中娑羅雙樹屬 (*Shorea*) に屬し、又其の大部分は闊葉樹としては軽く、軟く、工作し易い。其の
出元の主たるものは比律賓であつて、南洋材總輸入量の六七十%を占め、之に次ぐものは英領ボルネ
オで二三十%を占める。蘭領東印度は元は比律賓に次ぐ輸出元であつたが、後に發展した英領ボル
ネオに追ひ越されて今は南洋材輸入總量の一割を占めるに過ぎない。之等木材の伐採は多く邦人
によつて經營せられ、其の蓄積は豊富であつて、更に發展の餘地を有し、これこそ貴重材の選伐以外に
於て純熱帶の闊葉樹林の開發の匙けをなすものであらう。

(3) チーク 緬甸及びタイ國に天生し、ジヤバに造林せられる木材であつて造船用材及び高等の構造用材として缺くべからざるものであるから、我國に於ても、古くから繼續して之を輸入しつゝある。昭和三年から十二年まで十個年平均の輸入量は八千八百立方米、其の價額百四十一萬圓である。

(4) 軟闊葉樹 白楊類の木材は鱗寸の軸木として需要せられるが、北海道や朝鮮の供給を以てしては不足し、之を輸入に仰ぐのであるが、蘇聯極東は今は輸出せず、近頃は之を合衆國・加奈太・滿洲國から輸入しつゝある。昭和三年から十二年まで十個年平均の輸入價額は九十四萬五千圓である。桐は主として支那から輸入せられるのであるが、其の輸入量は年によつて大差があつた。最多量に輸入せられたのは大正十年の二十七萬八千擔、價額五百七十萬圓であつたが、それが伐り盡されると共に輸入は次第に減少し、昭和九年には七千擔、價額六萬六千圓になつた。併し萌芽の生長によつて再

び輸入量は増加しつゝあり、昭和十二年には八萬擔、價額八十二萬圓にまで恢復した。
くわりんたがやさん
こうき

度、海峽殖民地から輸入せられる。所謂唐木類の輸入は、非常に多く、紅茶、緑茶、粗茶、花茶等、一年二年まで十個年の平均輸入價額は八十五萬圓である。

(6) 木材バルプ 我國に於てバルプの需要に對し其の供給が不足せることは前に述べた。而して我國は其の不足をバルプ用材として輸入せず、バルプ其のものとして輸入しつゝあつた。輸入バルプの一半は製紙用バルプであり、一半は人絹・スフ用バルプである。製紙用バルプは大部分自給したのであるが、人絹・スフ用バルプは大部分之を輸入に仰いだのである。左にバルプの輸入數量及び價額を掲げる。

年次	バルブ輸入數量 斤	バルブ輸入價額 圓
昭和元年	七六、九〇四、九八三	四、三七九、八六一
昭和五年	九六、九六九、四二一	九、〇一七、七一九
一〇一〇	六五、六四五、六〇〇	八、八二九、一三八
一〇六、九一五、二二三	一一、〇一七、八八二	一一、〇一七、八八二
一〇三、九二六、五〇〇	一二、〇八四、三八八	一二、〇八四、三八八
二七〇、八三七、三〇〇	二七、〇六六、三五〇	二七、〇六六、三五〇
三八一、四六五、六〇〇	五四、二五五、七五二	五四、二五五、七五二
四五六、九七九、七〇〇	五四、一〇一、一八一	五四、一〇一、一八一

年 次	輸入數量		輸入價額	圓
	大正九	昭和一四三		
一〇一、八五七	一〇一、八五七	一〇一、八五七	一〇一、八五七	一〇一、八五七
二一五、九四四	二一五、九四四	二一五、九四四	二一五、九四四	二一五、九四四
四三四、二三四	四三四、二三四	四三四、二三四	四三四、二三四	四三四、二三四
五八一、五一二	五八一、五一二	五八一、五一二	五八一、五一二	五八一、五一二
五五七、三二八	五五七、三二八	五五七、三二八	五五七、三二八	五五七、三二八

(7) 護謨及びガタバーチヤの輸入數量及び輸入價額を掲げる。

右の輸入バルブの輸出元は北米合衆國・瑞典・諾威加奈太芬蘭・滿洲國等である。而して滿洲國からの輸入は今後大に増加するであらう。今過去三個年に於て之等諸國から我國に輸入せられたバルブの數量の輸入總量に對する百分率を左に掲げる。(文七二)。

年 次	合衆國	瑞 典	諾 威	加 奈 太	芬 蘭	滿 洲 國	其 他
昭和一 一	四〇・四	一八・七	一八・〇	一二・七	九・三	一	○・九
昭和二 二	三五・八	二六・一	一三・三	一一・一	八・一	一	一・七
昭和三 三	一七・三	一二・九	一一・七	八・七	二一・九	一	一・二
昭和四 四	一七・三	一一・七	一一・七	八・七	一	一	○・九

護謨及び生ガタバーチヤの輸入數量及び輸入價額を掲げる。

品目	樟脑及 び樟脑油	輸出數量	斤
單寧エキス及び單寧材料	蠟 莢 油	七三七、四三五	一三、一八三、一一六
松脂	樟脑及 び樟脑油	九五二、三二五	一五、九八八、七三三
植物性揮發油	樟脑及 び樟脑油	一、一六五、四九七	二九、六八五、二二九
松脂	樟脑及 び樟脑油	一、一九七、〇五一	五七、三三九、九二二
植物性揮發油	樟脑及 び樟脑油	九九四、六九二	五一、六三六、〇六五
松脂	樟脑及 び樟脑油	一、〇六四、八〇七	七二、九五六、五四三
植物性揮發油	樟脑及 び樟脑油	三四、七四六	一、一八二、〇二七
松脂	樟脑及 び樟脑油	五九、二七五	五、八一四、〇六九
植物性揮發油	樟脑及 び樟脑油	一、一四八	二、五四四、二九四
松脂	樟脑及 び樟脑油	四六七、一七一	六、七八三、二七〇
植物性揮發油	樟脑及 び樟脑油	七四八、五一二	四、六六四、三四五
松脂	樟脑及 び樟脑油	四六七、一七一	三、二四四、四二六

(8) 其の他の林產物の輸出及び輸入 以上述べた外、我國から輸出せられ、又は我國に輸入せられる林產物の種類は數十種を算へる。今左に之等の重なるものの昭和十一年に於ける輸出入數量及び價額を掲げる。

品目	輸入數量	斤	輸出價額	圓
單寧エキス及び單寧材料	四六七、一七一	一、一四八	五、八一四、〇六九	二、五四四、二九四
松脂	七四八、五一二	五九、二七五	六、七八三、二七〇	四、六六四、三四五
植物性揮發油	四六七、一七一	一、一四八	三、二四四、四二六	二、五四四、二九四

セ ル ラ ツ ク	三四、九〇一	三、一五四、〇五六
コ ル ク 樹 皮・板 及 び 桧	五〇、三一三	二、七六一、六九〇
コ ロ ブ	一七七、四四六	二、一一五、四〇四
那	一、八三〇、三六一	一、九七七、三五四
皮 油 ラ	七九一、六六四	一、一七四、三三七
松 藤 規 桐 コ	六〇、二五三	一、一〇三、七九一
ア ラ ピ ア ゴ ム	一六、六七六	八六二、五〇二
ロ グ ウ ド エ キ ス	五、六〇〇	六三七、六九六
精	二八九、三七二	三六一、七四六
油		一四六、四一五

奥野道夫 木材商業(蘭部・三浦實用林業叢書3) 昭和十二年 三五〇頁 (421)

(422)

大阪營林局 沿海州材に關する調査 昭和七年 一四二頁 (423)

(424)

大阪營林局 南洋材に關する調査 昭和八年 七五頁 (425)

(426)

山林局 桐に關する調査書 昭和七年 一三三頁 (427)

(428)

山林局 昭和十三年本邦に於ける木材バルプの生産狀況 昭和十四年 七三頁 (429)

(430)

日本木材研究會 木材年鑑 一九三二—三年 三九四頁(謄寫版) (431)

我が國に於ても木材が生産地を出でゝ途上加工せられ、消費地に供給せられるまでの配給経路は、空間的には、相當遠く、木材の所有權から見れば、幾多の人々の間を轉々する。其の間木材の實體が空間的に運輸せられることは前に述べたが、それと同時に木材の所有權が形式的に幾つかの商人の間を交易せられる關係を茲に述べることとする。

我が國に於て消費せられる木材の生産地は、遠いものから近いものへの順に之を列舉すれば、北米太平洋岸南洋地方、樺太、北海道、青森、秋田、木曾吉野、天龍、尾鷲、飫肥等の地方を主とする。外國は別とし、之等の主たる生産地に於て木材は多量に生産せられるのであるが、尙此の外に所謂優良林業地と稱せられ、相當多量の木材を生産する地方も少からず、且極端に言へば、全國の林地到る處木材の生産地であることは言ふまでもない。

我が國に於ける三大木材消費地は京濱地方、阪神地方及び名古屋地方である。木材の加工即ち製材、合板製造、防腐等は、消費地に於て行はれるのが普通であつて、稀に生産地に於て行はれることがあるが、又中間加工地に於て行はれる量も少くない。生産地に近い處で加工して製材として消費市場に送り出す場合には、纏つた生産地木材市場を形成するのであつて、其の例は能代、小樽、青森の木材市場の如きものである。消費地に近い中間加工地に於て素材に加工して製材等となし、消費市場に供給するもの即ち中間木材市場の例は清水及び下津和歌山縣である。

其四 木材の國內交易及び配給

内地府縣に於て、昭和十年には、丸太材積に換算して六千二百二十萬石の用材を消費した。消費地の重なるものは、京濱地方約一千萬石、阪神地方約一千萬石、名古屋地方約六百萬石、福島縣地方約五百萬石であつて、此の四地方で用材消費總量の半分を消費したことになる。故に他の府縣を合計して他の半分を消費した計算になるのである。此の消費量を充たす爲めに同年に於て六千五百五十九萬石の用材が供給せられた。供給量の七割七分即ち五千六十二萬石は府縣に於て生産せられ、一割一分即ち七百三十五萬石は樺太及び北海道から移入せられ、一割二分即ち七百六十二萬石は北米及び南洋から輸入せられたのである。府縣に於て百萬石以上を出材する地方は熊野川流域(新宮材)と米代川流域(秋田材、能代材)であつて、之に次ぐものは木曾地方木曾材(吉野川地方吉野材)及び天龍川流域であり、何れも七十萬石以上を出材する。併し、此の五大出材地の外十萬石以上纏まつて出材する地方は百三十餘あり、其の出材量は出材總量の七割九分を占めるから、内地府縣に於ける木材生産地は甚だ平等に散布して居ると言つていゝ。出材は元は主として樺太から來たのであるが、樺太からの出材は次第に減少し、北海道からの出材は次第に増加しつゝあるから、兩者は段々伯仲して、昭和十年には移入總量の五割七分は樺太から、四割は北海道から移入せられる様になつた。朝鮮及び臺灣からの移入は甚少量である。斯くして供給せられた六千五百五十九萬石の内、三百四十萬石は移出・輸出せられる。移出は二百四十一萬石であつて其の四分の三即ち百四十五萬石は臺灣へ、一割七分即ち三十三萬石は朝鮮に向ふ。輸出は百萬石である。要するに内地府縣に於ける木材配給の體系は甚錯綜したものであると言はねばならない。

北海道に於ては昭和十年に丸太材積千五百五十九萬石の用材を生産し、樺太等からの移入百三萬石を合せて、千六百六十二萬石の供給を受ける。而して、其の内から内地府縣を主とする移出三百三十一萬石、歐米への輸出九十一萬石を出して差引千二百二十萬石を島内で消費する。其の消費の一半はバルブ用材及び坑木用材としてのそれであるから、此の部分に於ては配給の體系は簡単である。樺太に於ては昭和十年に丸太材積一千四十八萬石の用材を生産し、其の丁度半分即ち五百十五萬石を島内に於て主としてバルブ製造の爲めに消費し残りの一半を移出する。而して移出の八割五分は内地府縣に、一割二分は北海道に移出せられるのである。

臺灣に於ては用材の生産量は其の消費量に比べて少しく不足する。昭和十年には丸太材積にして八百二十四萬石を消費して八百六十七萬石を消費した。其の不足は主として内地府縣からの移入によつて補はれる。

要するに我國に於ても、用材は大體に於て北から南に向つて輸送配給せることは歐米に於けると異なる。而して將來に於ては、更に一步を進めて支那にまで木材供給を延長するを要するであらう。支那は自ら用材を生産すること甚少いから、從來其の供給の殆んど全部を輸入に仰いで

來たのである。尤も滿洲國が支那に對して木材を供給することが最順當であるが、我國も從來以上に其の供給をなすことを免れないであらう。

林產物の交易に就て更に深く研究せんとする人々の爲めに有益なりと思はれる辭書的参考書を左に掲げる。

- E. Haynes, Timber technicalities. London. 1921. PP. 190. (427)
- J. Smith, Dictionary of economic plants. London. 1882. PP. 457. (428)
- A. L. Howard, Timbers of the world. London. 1920. PP. 446. (429)
- H. Stone, Timbers of commerce. London. 1918. PP. 311. (430)
- W. Stevenson, Trees of commerce. London. 1920. PP. 274. (431)
- W. Bullock, Timbers for woodwork. London. PP. 214. (432)
- W. Winn, Timbers and their uses. London. 1919. PP. 333. (433)
- S. Gayer, Die Holzarten. Leipzig. Auf. II. 1921. SS. 277. (434)
- H. Vespermann, Bauholzer. Leipzig u. Berlin. 1914. SS. 233. (435)

第三節 林產物の規格及び價格

其一 林產物の規格

商品の數量・形量(寸法)及び品質は其の使用價值を規定する。故に商品の交換價值即ち價格も實に

商品の之等屬性によつて測定せられる。そこで之等屬性に基準を與へることが必要であり、一定の基準なく浮動する屬性を相手にして其の價格を云々するは意味をなさない。商品の之等屬性の基準を規格廣義と謂ふ。然るに各商品の規格は時と處により、甚しきは生産者によつて區々であるのみならず、往々稱呼と甚しく咀齶することさへある。木材規格に於て特に然りとす。例へば「四分板」といふのは元々墨掛け四分であつて、板の厚さは鋸の厚さだけ四分より薄いのであるが、それでも、明治元年前後には厚さ正味三分五厘位あつたのが、同二十年後には正味三分になり、大正元年頃には二分五厘になり、今は正味二分内外になつた(文436、頁26—)。各樹種・各材種の規格が地方によつて千差萬別であることは言ふまでもない(文437)。

商品の規格が斯様に千變萬化するならば、其の結果、甚しく取引を複雜にし、其の圓滑を阻害するのみならず、又價格の統制や配給の統制を不可能ならしめる。故に先づ第一には、商品の實際の附性と其の稱呼とを符合せしめなければならない。所謂「正量取引」は是である。更に第二には、全國各地の規格を共通ならしめ、成るべく之を單純化し、且つ之を固定して漸變せしめざるやうにすることが必要であつて、之を規格統一(Standardization)と謂ふ。而して統一せられた規格が狹義の規格(Standards)即ち標準規格である。自由經濟に於ては主として取引の圓滑を圖る爲めに規格統一を行ひ、又經營の能率を向上せしめんが爲めに單純化を行ふ。英米に行はれるものが其の標本であつて、歐米約二十個國に於て、各私設又は官設の規格統一機關を設けた。我國に於ても大正十年に工業品規格統一調査會の官制が出されて、主として工業品の規格統一が行はれたが、木材及び木炭の規格も統一せら

れて、木炭に關するものは日本標準規格第五十七號として昭和四年に木材に關するものは日本標準規格第二十七號として大正十四年に商工省により告示せられたのである。

統制經濟に於ては、それよりも商品の價格統制や配給統制に必要な前提として規格統一を行ふのであつて、我國に於ても、昭和十四年九月農林省令を以て用材生産統制規則を定め、各種用材の用途指定と、用途に對する用材指定とを規定し、木材の配給統制に一步を踏み出すと共に、其の前提として用材の規格を定め且之を施行することゝし、同十月農林省告示を以て用材規格規程を公にした。そこで我國には商工省の日本標準規格第二十七號木材規格の外に、農林省の用材規格規程があることになつたが、勿論後者が前者を廢することゝし、同十月農林省告示を以て用材規格規程を公にした。それで居ることでもあるから、實質上大した變更ではない。只、最重要なる差は、前者は制裁を伴はない告示である。從つて從來あまり遵守せられなかつたのに反し、後者は輸出入品等臨時措置法の第二條に依る命令たる用材生産統制規則に基くものであつて、木材は總て此規格に従へるや否やに付き道府縣の行ふ検査に合格したものにあらざれば、之を譲渡し、又は原料若くは材料として使用するを得ず、又製材は此規格に依るにあらざれば生産することを得ずと規定せられ、此の規定に違反した者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられるとの制裁を伴ひ、其の遵守を強制することに存する。即ち用材規格規程は單純なる規格統一よりも、統一せる規格に依る生産の統制を規定したものである。更に日本標準規格は度量衡に於てメートル法を採用したが、用材規格規程は尺・石法を採用したことも兩者の大きな軒輊をなす。尙日本標準規格第二十七號は針葉樹の素材及び主樹種を標示することを要求すること位に止まる。

として建築用製材に適用するものであるが、用材規格規程は闊葉樹の素材にも、建築材以外の製材にも適用するものである。今、木材の規格の内容の梗概を、主として用材規格規程に依つて左に論述しやう。

木材の樹種は商品の品質として最も重要なものではあるが、それは植物學によつて定められ、用材規格規程に於ては、只素材の缺點を定める爲めに針葉樹・闊葉樹の區別をなすこと、製材に於て其の樹種を標示することを要求すること位に止まる。

木材の品質は、規格に於ては、主として、消費上にあらはれる諸缺點の有無・多少によつて表示せられる。諸缺點とは、(一)材の損傷、例へば木口割れ目廻り・胴打ち・引抜き・缺け疵及穴の如きもの、(二)形狀の缺點、例へば曲り・反り・丸身の如きもの、(三)材の内部にある先天的缺點、例へば節・入皮脂壺・搗拌れの如きもの及び(四)病蟲害による缺點、例へば腐れ・空洞・變色・汚痕・蟲蝕ひの如きものである。而して、之等各種缺點の重要さと其の大小及び數等を綜合して用材の品等を分ち、素材を四等級に、製材を三等級九種に區別する。所謂綜合品等である。斯の如き品等は、自由經濟に於ては、或は未だ之によつて或種木材の價格を定めるに充分でないかも知れないが、統制經濟に於ては、銘柄の單純化の爲め、此の程度の品等に依て價格を定めることもあながち不適當ではない。只、其の綜合の方法の適否に就いては更に考慮を要する點がないではなからう。

木材の寸法に就いては、規格は先づ其の測定方法即ち所謂檢尺法を定め、且つ端數切捨の爲めの單位寸法を定めた。之に基いて素材に對して形量即ち寸法による種類を區分し、製材に對しては、前の日本標準規格第二十七號は出來合品の標準寸法を表示するに止めたが、用材規格規程は進んで製材

の「形量」其のものを規定し、製材を生産するには其の寸法に満たざるものを作ることを得ず、又其の寸法を超える端數は之を切捨てるものとして、製材の寸法を強制的に固定し、銘柄を單純化した。「材種」といふのは素材及び製材の寸法による種類の大別である。即ち素材は之を丸太と柾角そまかくに分ち、更に其の各を大・中・小の三種に分つ。製材は之を板類・挽割類・挽角類に分ち、更に板類を板・小幅板・斜面板・厚板盤に分ち、挽割類を小割・中割・割に分ち、挽角類を正角・平角じょうかくひらかくに分つ。此の「材種」と前の「形量」とを合せたものが廣義の材種になり、而して廣義の材種と品等と樹種とを綜合したものが用材の銘柄を示すのである。

木材の数量は素材にあつては通常材積(石)を以て之を表はし、製材にあつては枚・本又は束を単位とする。材積の測定方法は用材規格規程によつて定められ、長さ十五尺までの丸太では最小徑の自乗に長を乗じたるもの、十五尺五寸以上の丸太では中央徑の自乗の十分の八に長を乗じたるものとする。一束の入數は形量と共に用材規格規程によつて規定せられ、製材を生産するには、規定せられたる束の入數より少くすることを得ずとせられる。

最後に木材に標示をなすことが用材規格規程によつて要求せられ、素材には一本毎に形量及品等を標示することを要し(細い丸太に標示を付することは困難な場合があるが)、製材には樹種・材種・形量品等・束の入數・製材者の名を標示するを要する。

別であつて、其の統一は最も困難であり、自由經濟に於ては殆んど不可能ですらもあつた。統一困難

の原因の主たるものと列挙するならば、(一)消費部面に於て、和風住宅の間取寸法が地方により種々なること、例へば上方地方の「京間」と關東地方の間取寸法とは甚異なること、及び木材の消費用途は甚しく多方面に亘ること等を擧げることが出来るし、(二)交易市場に於ては、木材の商人が「商賣のうまみ」と稱し故らに規格の複雑を好んだ嫌ひなきにしもあらざることを指摘すべく、(三)生産部面に於ては、素材の造材に於て生産者は往々にして地方的習慣を墨守すること、及び製材に於て我國の製材工場が多く小規模にして其の數甚多きことを數へ立てねばならぬ。今、統制經濟に於て木材規格を單純化し、統一し、固定することは、假令過渡の時代に於て相當の不便を免れないとしても、其の統一的標準規格にして適當なものであるならば、林業及び木材業に於ける生産・交易・消費の三過程に亘つて、作業及び經營を簡易化し、能率化し、職業技術の傳習を容易ならしめ(例へば現在の複雑なる規格に於ては、木材商人たる爲めには數年の徒弟的傳習を必要とする)、更に木材の價格現象に基盤を與へて其の安定及び統制を容易ならしめるであらう。

以上は一般用材に共通なる規格である。特殊木材には特殊の規格によつて取引せられるものが
あり、其の著しい例は桐材である。桐材の規格は地方により千差萬別であつて、殊に東北及び關東地
方に於て材積の單位として用ひられる玉ぎょくの如きは最も奇異なる存在といへやう(文425頁 25)。即ち
長さ六尺四寸の丸太に造材して、末口直徑六寸のものを一玉とし、七寸のものを二玉とし、同様に直徑
一寸を加へる毎に材積一玉を加へることゝし(以上を玉上ぎょくじょうと稱す)、又末口直徑五寸のものは二本を以
て一玉とし、四寸のものは四本を以て、三寸のものは八本を以て一玉とする(以上を玉下ぎょくかみと稱す)。此玉

數は木材の體積即ち眞の材積に比例しないことは明かであり、従つて細いもの程單價が高いことに
なる。斯様な複雜さは所謂商賣のうまみを生じ、それ丈木材生産者たる農民が搾取せられることに
なり易い。又取引の上から見ても桐材規格統一の必要切なるものがあるが、まだ着手せられない。

竹材は我國特產の材料品として其の規格を統一する必要がある。而して竹材の規格の内で最も
重要なものは其の數量の單位であつて、從來は束を用ひるが、束の入數は各地方區々である。大體に
於て目通り周圍一尺の竹は一本を一束とし、九寸のものは二本を一束とする類であるが、周圍三寸の
竹の如きは十二本を以て一束とする處(埼玉)もあれば四十本を以て一束とする處(廣島山口)もあると
いふやうに甚しく不統一を免れない。竹材は中空であるから其の體積は意味をなさないし、其の重
量は乾燥の程度によつて變化するから數量の基準として適當でないことは木材の場合と似て居る。
竹材の大半たる苦竹材は多くは割裂して使用せられ、其の使用價值を規定するものは表面積である。
から、竹材の數量は其の表面積合計で測ることが理論上適當である。現に京都府や栃木縣産の竹材
の一束の入數は、竹の太細に係らず、之より生ずる箇の表面積合計が略ぼ一定である様に慣行上定め
られて居る(文書)。竹籠は今は餘り使用せられないにしても、竹材は多く割裂して使用せられるの
であるから、表面積を基礎とした束の入數を定めて各地の規格を統一すべきである。

渡邊全 木材規格及其統一に就て 昭和八年 五二九頁 (436)

工業品規格統一調査會 木材規格現況調 大正十一年 三四二頁 (437)

工業品規格統一調査會 北米合衆國及瑞典に於ける木材規格 大正十二年 一九五頁 (438)

木炭の規格 木炭を生産する各地に於ける規格も千差萬別である。消費の側から見れば、家庭用
又は農業用の燃料或はガソリン代用燃料とするにしても、或は銑鐵用・カーバイト製造用・二硫化炭素
製造用等化學的製造工業の炭素源とするにしても、消費者の方からは木炭規格に對し複雜なる要求
をなすわけではない。木炭は總て殆んど純粹の炭素から成り、其の熱量も大差ないから、消費の側か
ら言へば、多くの場合、白炭・黒炭の別と、米の小賣の一等米・二等米等の如き價格による品等位で充分で
あらう。只、生産者の側に於て、產地の御國自慢舊來の習慣製造技術の改良等に基いて錯雜な規格を
要求するのである。而してそれが價格及配給の統制を困難ならしめるることは言ふまでもない。

昭和四年商工省は日本標準規格第五十七號として木炭規格を定め、其の結果各地の規格は次第に
統一化・單純化に向つたが、元と此の標準規格は木炭規格の直接統一を目指とせず、寧ろ各地の規格を
率ゐて、其の漸進的統一化を促進することを目標として居るかに見え、其の規定は各地方に於ける選
擇の餘地を認めるが爲め單純化に於て充分ならざる處あり、從つて其の規定は品等分の外大體に
於て違反せられずに行はれるに至つたが、それによつて各地の規格を統一するに足りない。各府縣

は略ぼ標準規格の範囲内に於て府縣の木炭規格を定め、それ等が彼是甚だ相異なつて居る。政府は公定價格を定めることによつて復た幾らか木炭の規格を單純化することになつたが、それでも各地に於ては白炭及黒炭各々合計千六百に近い銘柄を持つて居る。樹種名は、標準規格に於ては慢然樹種名を冠しとあるが故に、各地に於て、白炭に就ては二十餘、黒炭に就ては十五程の樹種分類方法が採用せられる。形狀の分類方法も各地に於けるものを比較すれば、白炭・黒炭各々十五内外の式に分れる。品等は標準規格に於ては二等級に分けられて居るが、多くの府縣は三等級に分ける。一俵の正味重量に就ては標準規格は五種を認めて居るが、斯かる規定は無きに如かずで、各府縣は却つて略十五疋又は二十疋に統一したのである。

木炭の配給統制を強化し、價格統制を確實ならしめる爲めには、日本標準規格第五十七號を改訂し、全國的に統一し、更に單純化し、且消費の要求に適合せる木炭規格を定めることを急務とする。各府縣の規格が定められて居る今日に於ては、其の互讓によつて、共通の統一的規格を定めることは左まで難事ではなからう。

薪材規格は大日本山林會によつて大正十四年に發表せられた案があるのみである。政府によつて薪材の規格を統一することは將來益々必要となつて来るであらう。

帝國森林會、大日本山林會 木炭規格及薪材規格 大正十四年 三〇頁
 大日本木炭協會 木炭規格 昭和七年 十二月現在 一七頁

全國米穀販賣購買組合聯合會 木炭規格 昭和十年 四三頁

(主)
 (主)
 (主)

其二 林產物の價格

林產物の人爲的に統制せられたる又は公定せられたる價格に就ては、次節に之を論することゝし、茲には其の自然の儘の價格、即ち需要と供給の關係から生ずる價格に就て論することにする。

木材價格の靜態的考察。 木材は製造工業の生産物の如き、生産費の單價を昂上せしめずして生産量を増加し得べき財の範疇に屬しないことは明かである。造林面積を増加するにも、伐採量を増加するにも、次第に交通不便の地域に進んで行かねばならないのであつて、其の爲め生産費の單價は次第に高くなつて行くことを免れない。而して林業殊に我國の林業に於ては、土壤の肥沃度よりは、搬出の便否が生産費に影響する處が大きいのであるから、伐採は勿論造林も交通の便利な地域から始めて、次第に交通不便の地域に進んで行くのが普通であつて、其の爲め木材の生産費は次第に昂上して行くのである。

併しまだ木材は農產物の如き、生産費の單價を昂上せしめることによつて直ちに生産量を増加し得る財の範疇に屬するものと言ふことを得ない。前に述べた通り木材の生産量に二種あり、一は生長による生産量であつて、理論的・潛勢的の生産量であり、一は伐採による生産量であつて、現實的の生産量である。今生産費の單價を昂上せしめることによつて伐採量を増加する場合、若し其の現實の生産量が理論的生産量に超過するならば、其の超過した部分は後年の生産量の蠶蝕であり、前借であり、眞の生産量増加とは言へないのである。故に之を補填する爲めに造林面積をも増加し、造林面積

の増加によつて生長量の増加を圖らねばならぬ。併し造林地の増加によつて生長量を増加しても、其の生長量なるものは潛勢的生産量であつて、之を現實化し木材を伐採するには數十年を要する。斯くして其の生産の増加は直ちに現はれない。故に木材は生産費の單價を昂上せしめることによつて隨意に生産量を増加し得る財とも言へない。

然らば木材は骨董の如き、絶対に生産量を増加し能はざる財の範疇に屬するかといふに、或種の貴重材や老樹の材を除いてはさうでない。此處に木材の需要と供給の關係及び其の價格の特殊性が根ざすのである。

木材の市場價格が如何なる高さにあるときに其の需要と供給が平均するであらうか、換言すれば木材の需要と供給を平衡せしむべき其の價格如何。言ふまでもなく、木材需要者の提供する價格と、木材供給者の要求する價格即ち立木價格に伐木・造材・運材費等を加へたるものとが相一致するとき、其の需要と供給とが平均する。そこで伐木・造材・運材費等を言はず既知數であり、未知數は立木價格に存する。故に問題は立木價格が如何なる高さに在るときに木材の需要と供給が平均するであらうかの問題になる。立木價格は稀に骨董的價格を有し、需要者の競争によつてのみ定まるのであるが、普通の木材の立木價格は彼の最大の生産費を要したる地域の森林の立木生産費によつて定まり、此の立木價格に於て木材の需要と供給が平均するとするのが理論的である。併し立木の生産費なるものは何か、が復た問題になる。主觀的具體的の生産費は標準にならない。何となればそれは數十年の過去に於て支拂はれたものであつて、其の時代の貨幣價值は現在のそれに比

べて甚だ高かつたからである。之を物價平均指數によつて現在の貨幣價值に換算するならば幾分か合理的である。併し例へば文化年代に秋田縣に植えられた杉の具體的生産費を現代の貨幣に換算することは殆んど不可能である。主觀的具體的の生産費は斯の如く殆んど何等標準を與へないに反し、再生産費はより適當である。即ち現在の單價を以て造林費・管理費・地代等を計算し、現在の利率(若くはそれより稍低い所謂林業利率)を以て之に利子を付し、一輪伐期後に如何なる費用價となるかを算出するのである。此の方法は林學上の計算に於て普通に用ひられるものであるが、併し、之も空想的であるとの嫌ひを免れない。何となれば此の方法によつて再生産をすることは數十年の後ならでは實現しないものであるからである。而して更に地代を如何にして計算すべきやの問題が残る。林業に於ては未立木林地の賣買や、貸借は例が甚少いから土地の賣買價格や賃貸價格を適當に定めることは出來ない。餘りに理論的ではあるが、林學上の計算に於て通用ひられる所謂土地期望價なる一種の生産價値を用ひ現在の利率によつて地代を算出するの外ないであらう。

立木價格と木材價格の關係につき更に述べる必要がある。立木價格は前に述べた通り、伐木・造材・運材費と共に木材の生産費の一部を形成する。木材の生産費を組成する之等要素の内で、最も重要

なものは立木價格又は運材費であつて、交通不便の山地から生産する木材に於ては往々後者が前者を凌駕する。故に伐木造材運材費等の合計即ち木材生産費中立木價格以外の部分は多くの場合立木價格と拮抗し又はそれより大きい。而して伐木造材運材費等は主として勞銀及び運賃から成る故に、景氣循環による價格變動の振幅は概して一般物價のそれより小さい。然るに木材市場價格の振幅は後に述べるやうに一般物價のそれよりも大きい。而して立木價格は、通常木材市場價格から伐木造材・運材費等の既知數を控除した殘餘として差額的に定められるから、木材市場價格の變動は更に甚しく擴大せられたる影響を立木價格に與へるのである。例へば不景氣時代に或種の丸太一石の市場價格五圓なりとし、伐木造材・運材費等の合計が三圓なりとせば立木價格は丸太材積一石に付二圓となる。今好景氣に乗じて物價平均指數が不景氣の時の二倍になり、伐木造材運材費が一倍半になり、木材の市場價格が三倍になつたとする。其の時は例の丸太一石が十五圓となり、伐木造材運材費等の合計は四圓五十錢となり、從つて立木價格は丸太材積一石に付十一圓五十錢となるであらう。斯くして木材市場價格に於ける三倍の騰貴は、立木價格に於ては擴大せられて五倍餘の騰貴となつて現はれるのである。其の代り木材市場價格の下落も立木價格に於ては擴大せられて現はれるることは勿論である。以上に於ては運材費としては主として陸運の運賃を對象としたが、海運運賃の影響は之とは異なる。海運運賃は特殊の原因によつて獨自の騰落をなし、往々著大なる影響を木材の產地價格、從つて立木價格に與へる。例へば樺太の木材價格及び立木價格は、船貨によつて甚しく左右せられるのであることを序に附言して置く。

木材の價格は用材と燃材に於て大差を見る。今内地道府縣に於て、昭和九年から十三年まで五年間に伐採せられた木材の山元價格を見るに、用材一石の平均單價は二圓二十四錢であり、薪炭材一棚の平均單價は二圓八十七錢である。一棚の實積を七石とするならば、薪炭材一石の平均單價は四十錢となり、用材の單價は薪炭材の單價の約五倍半になる。是れ林業の生産が國民經濟に於ても經營經濟に於ても常に用材を目的とする所以であることは前にも述べた。又大正十二年から昭和二年まで五年間に伐採せられた木材の山元價格を見るに、用材一石の平均單價は三圓一錢であり、薪炭材一棚の平均單價は四圓三十九錢であつたから、用材の單價は薪炭材一石の單價の約四倍八に當る。即ち、此の十一年間に於て、用材の單價は薪炭材の四倍八から五倍半にまで高まつたのである。而してそれと同時に木材總伐採量に對する用材伐採量の百分率は、大正十四年を中心とする五年間の平均に於て約二六%なりしものが、昭和十一年を中心とする五年間の平均に於て約三四%にまで増加したことを見出しえることを附言して置く。

次に用材の價格は生産地と消費地に於て大差あり、其の差は他の商品のそれよりも特に著しいことを述べやう。此のことは、言ふまでもなく、木材が嵩高の商品であつて、其の輸送の爲め、價格に比べて相對的に多額の運賃を要することに原因する。川合德太郎學士は世界的商品たる米國産の米松材並に南方黃松材及び歐洲産の歐洲赤松材並に歐洲唐檜材の四種につき、其の世界各地に於ける價格を調査して等價線を作つた(大日本山林會報大正十四年七月號)。殊に米松材は各大陸に擴がつて交易せられるから百五十三市場について其の價格の地域的差異を明かにしたのである。それによ

れば、米松材の厚二吋、幅四吋、長十六呎の Dimension 材の品等に於て No. 1. common, merchantable なるものの、大正十三年一月乃至六月の各市場平均卸賣相場は、ヴァンクーヴァー・シアトル・ポートラシド三生産地平均の價格を百とすれば、桑港に於ては百二十九、シカゴに於ては百八十九、パッファロに於ては二百四十一、紐育に於ては百七十八、智利のヴァルパライソに於ては百九十三、東京に於ては二百三十一、大阪に於ては百九十八、上海に於ては二百三十八、濠洲のメルボルンに於ては二百三十六、倫敦に於ては二百四十、マルセイユに於ては二百八十二、南亞に於ては二百五十一であつた。一國內に於ける木材價格の地域的差異は斯の如く大なる幅をもたないことは明かであるが、木材價格を論ずるには、常に評價區域を區別することが特に必要である。

以上述べた處を茲に要約する。木材は生産費の單價を昂上せしめることによつて直ちに生産量を増加し得る商品と、生産費を増加しても絶対に生産量を増加すること能はざる商品との中間に位するものである。木材の價格も亦理論上需要と供給の平衡によつて定まる。而して、其の需要と供給の合致點を圖式で定める方法として、木材の需要曲線は之を畫くことが出来るが、併し他の商品の様な供給曲線は畫くことは殆んど不可能である。何となれば、木材に於ては、價格從つて生産費を高めることによつて、直ちに供給量を増加することが殆んど不可能であるからであり、詳しく述べば、成る程、木材生産費中の半を構成する伐木費、造材費、運材費等を高めることによつて、未開發の森林を開發し、又木材生産費中の他の半を構成する立木價格を高めることによつて、森林所有者を誘ふて立木を賣却せしめ、或程度に一時供給量を増加することは出来るが、併し、供給量を増加する爲めに伐立木を賣却せしめ、或程度に一時供給量を増加することは出来ぬが、併し、供給量を増加する爲めに伐

採量が生長量を超過するに至らば、其の超過の部分は後年の生産量の前借であり、眞の供給量でないからである。故に木材の價格は、生産費(立木の生産費を含む)を以て之を律することは困難であつて、實際上は、木材需要者の群と、立木所有者の群との各自由なる競争による一時的の需要・供給關係に基いて定まるより仕方のないものである。更に、木材市場價格の騰落は、立木價格に對し、甚しく擴大せられて影響するものであること、木材の價格は用材と燃材によつて大差あり、前者の單價は後者のそれの四五倍に達すること、用材の價格は生産地と消費地によつて大差あり、其爲評價區域を區別すること等が木材價格の特徴を表はす。

木材價格の動態的考察、即ち木材價格の變動。 我國に於て、木材價格は、過去一世紀間に、騰貴復た騰貴の大勢を示した。斯の如く長期に亘る價格の變動を、其の趨勢又は傾向(Trend)といふ。又木材價格は、之と同時に、景氣循環に伴ふて、約十年位の週期を持つ、可なり著しい騰落を示す。斯の如き價格の變動を波動又は循環的變動といふ。物價の變動の趨勢及び波動は、木材以外のあらゆる物價にも共通なものであつて、即ち一般物價の併行的變動に外ならない。故に、それは物價平均指數の變動によつて代表的にあらはされる。而して木材價格の指數も略ぼ物價平均指數に併行した變動をなすのである。

物價の變動に趨勢を生ずる原因是、全產額の消長であるといふ說が普通に行はれたが、世界に於ける金の年產額は、現に流通しつゝある通貨の總量に比べて、千分の一以内に過ぎないといふから、此說だけでは、少くとも現代に於ける物價の趨勢的變動の原因を説明し得ない。故に物價變動の趨勢を

生ずる原因も、主として之を物資の需要・供給の関係に求めなければならない。歐羅巴に於て、嘗て物價下落の趨勢を作つた原因は、寧ろ産業革命による其の解放や發明・發見に基く供給であり、物價騰貴の趨勢を作つた原因の主たるものは、戰爭又は殖民地投資による需要増加、戰爭による供給の減少、金鑄の發見等であつた。我國に於ける物價の變動の趨勢は、歐羅巴のそれの如く一高一低することなく、略ぼ一貫せる漸騰の趨勢を示して居る。其の原因も戰爭・投資・人口增加・生活向上等による需要増加に基くものであり、此の需要増加の大勢に制壓せられて、供給の増加が全般的に働く暇がなかつたことに基くと考へられる。次に物價が週期的の波動をなす原因は、特別に存在するわけではなく、物價變動の趨勢を生ずる原因と同じものであるが、それが投機・營利等によつて過激又は過緩に働いて、本來平滑なるべき趨勢をして不規則なる發展をなさしめたものである。(此種の研究に就いては文書¹⁾を参考せられよ)

斯くして木材の價格も、一般物價に伴ふて趨勢と波動とを畫いて變動し來つたのであるが、併し、特に木材價格の變動に固有な現象も二三考へられるのである。以下之を列舉しやう。

先づ木材價格の指數を掲げて、之を物價平均指數に對照すること左の如し。表の(1)は日本銀行の東京卸賣物價の舊指數であつて、明治二十年一月の相場を一〇〇としたものであつて、(2)は其の表にある木材價格の指數である。(3)は望月學士が杉・檜・松・櫻・櫻の五樹種、十四品目につき、明治二十年乃至二十五年の平均價格を基準として計算した幾何平均指數であつて、此類の指數のうちでは最も適當なものである(文書²⁾)。(4)と(5)は日本銀行の東京卸賣物價の指數であつて、明治三十三年十月を基準

年次	日本銀行物價指數		望月學士 材價指數 (3)	年次	日本銀行物價指數	
	物價平均 (1)	木材價格 (2)			物價平均 (4)	木材價格 (5)
明治20	102	99	91.0	明治34	95	97
21	107	120	97.9	35	97	88
22	112	131	99.3	36	103	89
23	117	120	100.1	37	108	88
24	109	110	100.2	38	116	99
25	115	132	110.0	39	120	104
26	119	134	107.8	40	129	114
27	126	159	118.2	41	125	116
28	135	195	139.7	42	119	109
29	146	199	173.3	43	120	109
30	161	259	186.9	44	125	111
31	170	265	204.1	大正 1	132	112
32	171	249	205.2	2	132	112
33	183	276	223.4	3	126	105
34	175	252	233.2	4	128	101
35	171	204	215.0	5	155	112
36	183	217	222.6	6	180	148
37	194	231	231.9	7	259	197
38	213	161	243.0	8	312	257
39	216	255	240.5	9	343	388
40	233	294	267.1	10	265	333
41			273.1	11	259	304
42			251.1	12	263	300
43			260.9	13	273	271
44			276.2	14	267	227
大正 1			279.3	昭和 1	237	203
2			287.6	2	225	195
3			270.3	3	226	190
4			259.1	4	220	173
5			274.2	5	181	138
6			273.4	6	153	137
7			495.9	7	161	152
8			678.9	8	180	193
9			960.1	9	178	226
10			808.0	10	186	228
11			794.2	11	198	237
12			743.7			
13			753.5			
14			660.7			
昭和 1			624.4			
2			587.0			

としたものであり、昭和十一年十二月の改正まで續いた。

さて、木材價格變動の第一の特徴は長期に亘る價格變動の趨勢に於て、木材價格は物價平均に比べて、着々として漸騰の傾向をたどることである。茲に掲げた指數表に於て、物價平均指數と木材價格指數とを對照するならば、明治二十年を基準としても、同三十三年を基準としても、長年の後には、木材價格は遂に物價平均を凌駕するに至ることを概觀することが出来る。尤も、斯の如き觀察は基準の取り方によつて異なる結論に達するものである。殊に木材價格の波動は、次に述べる如く物價平均の波動より著しいから、若し木材價格の波動の底點に基準を取るならば、木材價格の指數は常に物價平均指數の上にあるが、之に反して、木材價格の波動の頂點に基準を取るならば、木材價格の指數は常に物價平均指數の下になる分けである。今明治二十年一月の價格を見るに、物價も木材價格も明治十四年の暴騰以來次第に低落して、同十八年十九年には其の底に達した時の價格に接續して、略ぼ價格波動の底點にあり、就中木材價格は特に下落して居たから、此時を基準とする價格指數に於ては、當然木材價格は常に物價平均の上にあるべき筈であつて、それは決して、木材價格が物價平均に比べて漸騰の傾向をたどることを證明するものでないとも言へやう。併し、望月學士の木材指數は明治二十年乃至二十五年の平均木材價格を基準したものであり、即ち同二十一年から木材價格は次第に恢復し、同二十五年には木材價格は同十四年のそれと同十九年のそれの平均に近い處まで戻つた、その六年間の價格の平均を基準としたものであるに拘らず、常に物價平均よりも木材價格が上位にあるのを見れば、木材價格は物價平均に比べて漸騰の傾向を示すことを斷定し得るであらう。次に明

治三十三年十月の價格を見るに、明治二十九年から木材價格は次第に騰貴して三十三四年に最高に達し、一般物價も三十三四年に於て最高に達した頃の最高に近い價格である。而して、特に木材價格は一般物價に比べて非常に騰貴したから、此の木材價格を基準にした木材價格の指數は常に物價平均指數の下位にあるべき筈である。現に基準の時に近い明治三十五年乃至大正八年に於ては、木材價格の指數は物價平均指數の下位に在る。併し大正九年から昭和七年までは、木材の大量輸入及び樺太の濫伐材の移入による不自然なる一時的現象として、木材價格の指數は物價平均指數の下位になつたが、昭和八年以後は再び木材價格指數が物價平均指數を凌駕したのである。斯の如く木材價格の漸騰の傾向は物價平均のそれよりも強いことの原因は、一つには木材價格の波動は物價平均より著しいから、其の上騰の頂點は遙に物價平均のそれより上に在ることにもよるのであるが、併し、その主たる原因是木材の蓄積殊に天然林の蓄積が急激に減少しつゝあるに拘らず、木材の需要は、人口の増加、工業の進展に伴ふて次第に増加しつゝあることによるものと考へられる。要するに、木材は長期に亘る價格變動の趨勢に於て、物價平均に比べて著しい漸騰の傾向を有するものと概觀することが出来る。尙、木材價格の基礎をなす木材規格は、前に述べた通り、年と共に變遷し、即ち次第に寸法や品質を低下し來つたから、之を計算に入れるならば、木材價格の騰貴の傾向は更に著しいものがあるであらう。

木材價格變動の第二の特徴は、略十年位に循環する景氣變動に伴ふ物價の波動に於て、木材價格の

波動の振幅は一般物價より大きいことである。前に掲げた日本銀行の物價指數に於て、三四の例を以つて之を明かにしやう。明治二十四年の底點と同三十三年の頂點に於ける指數の比は、物價平均に於ては一對一・七であるが、木材價格に於ては一對二・五であり、同四十二年の底點と大正九年の頂點に於ける指數の比は、物價平均に於ては一對二・九であるが、木材價格に於ては一對三・六であり、大正九年の頂點と昭和六年の底點に於ける指數の比は、物價平均に於ては二二對一であるが、木材價格に於ては二八對一であり、又昭和六年の底點と同十一年に於ける指數の比は、物價平均に於ては一對一・三であるが、木材價格に於ては一對一・七である。斯の如く、物價變動の波動に於て、木材價格は上騰に於ても、下落に於ても、物價平均より激しいのであつて、即ち木材價格の波動の振幅は、物價平均のそれよりも大きいことが分かる。此の木材價格激變の原因に就ては次のやうに考へられるのである。前に述べたやうに、物價變動の波動を生ずる原因は、其の趨勢を生ずる原因と同じものであつて、要するに需要・供給の關係に外ならないのであるが、之が思惑・群衆心理・投機・營利等の作用によつて激成せられ、加速度づけられて、過強・過弱に働くことである(文士)。抑々木材に於ては、生産物の資源たる立木は、生きた蓄積—蓄積中に腐敗・減耗しないのみならず、益々生長増殖する蓄積—をなして居る爲め、供給は充分の彈力を有し、常に需要に順應して過不足なきを得る理屈であり、此點から見れば、價格の波動は、木材に於ては却て緩められるわけである。併し、木材の取引は、昔から「山師」(木山師)の仕事として、投機が其の常態である爲め、木材價格の變動の波動は激成せられるのである。然らば何故木材取引に於て特に投機が盛に行はれるかといふに、色々の理由が考へられる。之を木材商の側から見れば、立

木の所在地は市場に遠隔し、之を伐採造材搬出・製材して消費地に達するまで、甚しきは一年を要するから、市場では先物の賣買が行はれて投機を助長する。又、之を立木所有者の側から見れば、立木には一定の自然的成熟期がないから、之を伐採すると否とは全く林主の自由意思によつて左右せられ、原則としては、木材價格の高低が林主の意思を支配するのであるが、一方亦林主の經濟状態も之を支配し、好况の時には却つて賣り惜み、不况の時には却つて投賣りするやうなことも行はれて投機を生ずる。更に立木の再生産は短年月には不可能であること、及び立木の原價を計算することが困難であつて、高ければ幾らでも高く、安ければ幾らでも安く見積り得ること等は、買締めや賣り惜みの投機を生ずる原因になる。最後に、立木と消費木材とが空間的・時間的に遠隔せる結果、一朝市場に於て木材が不足するも供給は急に間に合はず、一例へば大震災・大火災の直後の如し—又反対に、木材が市場に汎濫するも、山元からは、昨冬の伐採材を送りつけて來るといふやうな事情も木材價格の波動を激成することがある。斯くて、木材價格の波動の振幅をして、物價平均のそれよりも大ならしめ、木材價格が、長期に亘る物價變動の趨勢に於ては、一般物價に比べて着々として漸騰の傾向をたどるに拘らず、三四十年の期間内に於ては、木材價格の指數をして、其の下落の底に於て、動もすれば物價平均指數よりも下に低落せしめるのである。

左に我國殊に東京市場に於ける木材價格變遷の概要を述べやう。天保元年(一八三〇)以來、木材價格は大體に於て一高一低をつゝけ、其の間江戸に數度の大火があつて、其度毎に木材價格は四五割騰貴したが、それは一年位で元の價格に戻つた。弘化二年(一八四五)に至つて、木材價格は一時暴騰した。

其の後復た屢江戸の大火があつたが、多くの場合幕府の統制によつて木材價格の騰貴を防いだ。かくして萬延元年(一八六〇)の頃までは、木材價格は大體天保元年のそれに近いものであつた。然るに其後貨幣制度の改變や紊亂によつて木材價格は上騰を始め、明治に入つても騰貴を續け、西南戰爭後の好景氣を経、明治十四年(一八八一)に至つて其の頂上に達した。併し明治十五年からは、諸物價につれて、木材價格も下落して、同十九年に至つて最低に達したのである。但し同二十一年からは、それが徐々に恢復に向ひ、同二十四年頃に一旦下落したが、其ののち日清戰爭の好景氣に乗じて、木材價格は暴騰して同三十三年(一九〇〇)には頂上に達した。併し其の時、復た景氣が下向きになつて、同三十五年頃には木材價格は最低に達したが、再び日露戰役後の戰勝景氣に乗じて明治四十一年には木材價格は波動の頂點を示した。而して反動的不況によつて下落を始めた木材價格は大正四年に於て其底に達したが、大正六年の秋から斷然上騰に向ふて、前の世界大戰後大正九年(一九二〇)に至つて物價も木材價格も空前の暴騰を來した。併し、其時既に景氣は復た不況に向ひ、木材價格も急落を續けたが、昭和六年を以て其の底をつき、景氣は恢復して、木材價格も一轉騰貴を繼續し、遂に今次の日支事變となつて、木材は需要の激増と供給の不足―輸入の制限は供給の不足を倍加した―によつて再び暴騰し、大正九年の價格を超えるに至つたのである。(文+9)

木材生産の全過程は永きは百年以上を要するのであるが、過去百年間に於ける我國の木材價格は漸騰を繼續し、其の騰貴の趨勢は、一般物價よりも遙に強かつた。其の原因は前にも述べた様に主として、木材の需要が人口の增加・文化の向上・工業の進展等によつて激増しつゝあつたに拘らず、其の供

給が之に伴はなかつたことによるであらうが、亦一つには、此の百年の初期には、幕府及び各藩によつて木材價格の統制が行はれ、其の騰貴を抑制して居た爲めに、自由競争による價格形成の時代になつて、急にそれが騰貴を始めたことにも歸因するであらう。而して此の事たるや、歐羅巴殊に獨逸に於ける木材價格騰貴の現象と略ぼ其の軌を一にするから、参考として、左に獨逸に於ける木材價格變遷の概略を掲げて見やう(文+51)。

獨逸に於ては十八世紀の初頭までは、木材價格公定の制度(Holztaxen)が行はれて居た。公定價格是非常に安かつた。其の爲め林主は自己の森林の立木を保存して、領主の森林から木材を拂下げることについた(Holzwucher)。又林業では實物經濟(自給自足經濟)が、他の產業に於けるよりも永く續いた。十八世紀の末葉に於ても、商品としての木材は例へばシュワルツワルドやスペッサルトから出た所謂「和蘭材」の如き特殊のものに限られて居た。而して十八世紀の末葉乃至十九世紀の初頭までは、まだ木材價格は安かつたのである。十九世紀に於て、獨逸の交通が次第に開發せられて行くのに應じて、木材の市場が段々擴張せられて行つて、木材は一般に商品として自由競争に基く價格をもち、且それが漸々騰貴するに至つた。又千八百六十年乃至六十五年には、獨逸に於て、木材は世界貿易の商品となつた。恰も此時に、萊因工業地方に於て木材の輸入が盛になり、遂には露西亞・瑞典・奥地利から輸入するに至つて、南獨逸の木材と競争を生じ、世界市場的木材價格を生じた。其の間土木建築・鐵業・織維・素工業の發展は木材の價格を騰貴せしめたが、之は用材に限ることであつて、燃材の價格騰貴は石炭との競争の爲めに著しくなかつた。

我國に於ても薪炭材の價格は用材程には騰貴しなかつた。又木炭の價格は用材のそれと同じく長年間に漸騰の趨勢を示し、殊に之は年々の冬の寒さの程度によつて甚しく騰落することを特徴とする。茲に木材・木炭及薪に關し、明治二十年乃至同二十五年の平均價格を基準とする幾何平均指數を借用する(文448)。

年 次	木 材	木 炭	薪
明治 20 西暦 1887	91.0	96.7	91.7
21 (1888)	97.9	100.6	99.3
22 (1889)	99.3	100.2	104.9
23 (1890)	100.1	95.9	101.7
24 (1891)	100.2	95.2	99.9
25 (1892)	110.0	109.1	101.8
26 (1893)	107.8	112.7	97.0
27 (1894)	118.2	109.2	96.3
28 (1895)	139.7	133.9	112.9
29 (1896)	173.3	164.2	115.3
30 (1897)	186.9	165.9	133.4
31 (1898)	204.1	159.3	144.7
32 (1899)	205.2	161.4	143.4
33 (1900)	223.4	197.6	155.5
34 (1901)	233.2	178.0	149.2
35 (1902)	215.0	182.9	157.5
36 (1903)	222.6	174.2	151.6
37 (1904)	231.9	173.3	145.7
38 (1905)	243.0	180.0	165.9
39 (1906)	240.5	185.0	174.4
40 (1907)	267.1	223.6	190.2
41 (1908)	273.1	249.1	214.4
42 (1909)	251.1	210.9	231.6
43 (1910)	260.9	200.6	219.6
44 (1911)	276.2	210.6	210.0
大正1 2 (1912)	279.3	218.1	227.9
3 (1913)	287.6	246.0	250.9
4 (1914)	270.3	225.2	226.9
5 (1915)	259.1	212.7	233.0
6 (1916)	274.2	225.1	245.0
7 (1917)	373.4	317.3	287.5
8 (1918)	495.9	458.7	378.7
9 (1919)	678.9	561.2	512.9
10 (1920)	960.1	772.4	714.4
11 (1921)	808.0	694.9	590.1
12 (1922)	794.2	716.0	650.7
13 (1923)	743.7	677.1	573.3
14 (1924)	753.5	768.9	463.5
15 (1925)	660.7	687.6	453.3
昭和2 (1926)	624.4	667.2	519.3
昭和2 (1927)	587.0	654.4	486.5

参考書
中川友長 價格變動の研究 昭和一四年 四七六頁
望月岑 主要林產物の價格變動に就て、殊に其統計的研究 昭和四年 一二一頁 (東京帝國大學)

(447)

農學部演習林報告第七號、此種研究の唯一のものである)

(448)

財團法人金融研究會 我國商品相場統計表 昭和一二年 三四二頁、(金融資料第三號附錄三十六の木材相場變遷表を掲げる)

(449)

財團法人帝國森林會 帝國林業綜覽 大正一三年、七七八頁、林產物價格變遷表を多數集めて居る)

(450)

K. Rutner, Die Bewegung der Holzpreise in Deutschland vom Beginn des WeltHolzhandels bis zum Weltkrieg, Neudamm 1920, SS. 124. 獨逸の各邦に於て、千八百六十年頃から前の世界大戰までの國有林木材拂下單價を掲げる)

(451)

第四節 林產物資の統制經濟

狹義の林業政策は第二編に於て攻究することとするが、林產物殊に木材に關する經濟政策は茲で論究するのが好都合であると思ふ。而して自由經濟を基調とする林產物の經濟政策は前各節に於て論ぜられた處に盡さると考へるから、茲では其の統制經濟政策を論述しやう。

本來自由經濟と對蹠するものは強制經濟であり、共に經濟政策を實行する手段によつて區別せられたものである。而して統制經濟は兩者の中間に位し、自由經濟の如く國民經濟の運營を各人の自由不羈なる營利行爲に放任することはしないが、さればとて強制經濟に於けるが如く國家乃至社會が自ら直接に其の經濟を實施し、各人を強制して其の命令に服從して經濟行爲に從事せしめることもしない。統制經濟は經濟の運營を各人の手に委し、之に半強制的指導を與へることを手段として、

全體主義的經濟の目的を達せんとするものである。強制經濟に於ても、共に統一せる經濟計畫を立てゝ、之に基いて經濟を實行するから、此の兩者は計畫經濟と稱せられて、自由經濟と區別せられる。

茲に、豫め検討して置かねばならぬ問題は、我國現下の統制經濟は、統制經濟をイデオロギーとする統制經濟であるか、それとも所謂東亞新秩序の建設及び之に伴ふ戰爭の爲め、必要に迫られて一時的に餘儀なくせられた統制經濟であるかといふことである。先づ統制經濟をイデオロギーとする統制經濟に於ては、それは次の二つの内何れかの性格をもつ。其の第一は強制經濟を終局の理想とするが、現在までの自由經濟から一足飛びに強制經濟への飛躍は餘りに急進的であつて、弊害を伴ふから、漸進的に先づ統制經濟なる段階を經由すべしといふ考へであつて、斯の如き考へ方は全然各個人の存在を無視することを意味するから正當でない。第二は強制經濟は極端であり、到底適當に實行され得ないから、中庸なイデオロギーは統制經濟に在るといふ考へであつて、今までの自由經濟から今の統制經濟者を有するが併しそれは竟意一の折衷論にすぎない。而して、今までの自由經濟から今の統制經濟へのイデオロギーの推移は、やがて強制經濟への進行の方向を指唆するものではなからうか。果して然りとせば、此の考へ方はイデオロギーとしては第一のものと大差ないことにならう。兎に角事實から見て、我國現下の統制經濟は獨伊のそれにかぶれてイデオロギー的に考案せられたものではなく、所謂東亞新秩序の建設と之に伴ふ戰爭の爲めに事變經濟の形に於て現はれたものである。

我國現下の統制經濟の根幹をなす法規は國家總動員法である。其の第一條に依れば、國家總動員

とは、戰時に際し、國防目的達成の爲國の全力を最も有效に發揮せしむる様、人的及物的資源を統制・運用するを謂ふ。物的資源の統制が統制經濟である。而して總動員物資として統制せられる林產物資は、同法第二條に依れば、土木建築用物資としての土木建築用材、原料又は材料としてのパルプ用材、鑛山用材・器具用材・造船用材・車輛用材・航空機用材・醫藥品原料・綠肥・燃料としての下草・樹實等である。之等物資の生産をなす林業・木材業は總動員業務に外ならない。

國家總動員法に基いて林業並に木材業及び總動員林產物資を統制する手段の一として、用材生產統制規則が農林省令として出された。之は用材規格及び其の强行、林業者・木材業者に對する木材用途の指定、及び原料又は材料として用材を使用する者に對する用材指定の三部分から成る。併し、それは木材需給統制・木材配給統制及び木材價格統制を含まない。

茲に注意して置くことは、本節に於て論述する處は林產物資殊に木材を中心とする統制經濟であつて、林業其のものに對する統制經濟は第二編に譲られることである。木材政策は林業政策の基礎をなすものであることは言を俟たないが、木材政策を追及するときは林業政策の領域に進入するを免れない。例へば木材需給の政策を論ずる爲めには、勢ひ出材強制や一般的増伐にまで論及するを要し、更に一步進めるときは資源培養殊に舉國造林にまで到達する。併し、茲では木材を中心とする統制經濟の範圍内に自制するを要し、餘りに長驅するを許されない。只、木材政策と林業政策に於ける多少の重複は免れ難いのである。

更に注意を要することは、統制經濟の實行は綜合計畫的であり、體系的であるを要することである。

或種物資の統制を行はんとするときは、横には、其の代用品たるべき物資、及び之を以て代用品とする他の物資にまで關聯して之を行ふのでなければ、其の目的を達し難い。例へば米穀の統制を行ふには、雜穀類や家畜飼料にまで關聯して行はねばならぬ。而して代用關係は非常に錯綜して居るから、なるべく廣く、あらゆる物資を綜合して系統的に之を行ふのが適當である。又或物資の統制を行はんとするときは、縱には、なるべく生産の始めから消費に至るまで、全經濟過程を通じ一貫して之を行ふを適當とする。例へば木炭の價格及び配給を統制するには、原本のそれ等をも統制するを可とする。尤も、木材の生産から人絹・スフの織物の消費まで一貫して統制をなすことは不必要である。何となれば、木材は人絹・スフの織物の原料として、コストに於て甚小なる部分を占めるからである。併し少くとも木材からバルブまでは一貫して之を統制するを適當とするであらう。之に反して、或種物資の統制經濟を孤立的に斷片的に之を行ふことは甚不適當である。木材の統制を行ふに方り、輸入材・バルブ及び坑木用間伐材・軍需用材などを相互無關係に、別々に統制することは非常に困難であらう。又用材の生産と配給とを別々に統制し、立木價格と木材價格を別々に統制することも成效し難いであらう。我國に於ては立木・木材及び木炭を一括して統制經濟を行ふことが適當である。獨逸でも用材・燃料・種苗等あらゆる林產物資を一括して統制し、食糧及農務省や經濟省から獨立して内閣に直屬する森林院(Reichsforstamt)の長官(Reichsforstmeister)が、之等總ての林產物資を總括し、一貫して其の生産・需給・配給價格等の統制に當りつゝあることは参考に値する。我國に於ても、木材・木炭等の林產物資を、農林省・商工省・内務省・拓務省等に分属せしめて、之を統制することは、非常に困難である。故に統制は國家經濟の全般に亘る周到なる計畫に基いて之を行ふを要する。

難であらう。

最後に注意を要するは、現時の戰時經濟に於て、林產物資を統制する目的は二つあつて、それが動もすれば兩立し難いことである。統制の第一の目的は、惡性インフレーションを防止する爲めに價格の騰貴を抑制することであり、第二の目的は、軍需及び民需の充分なる供給をなす爲めに生産力を擴充することであるが、低物價と生産力擴充は往々にして兩立しない。例へば木炭の統制價格が安い爲めに、其の生産は引き合はず、供給が減少する如き場合がある。國家經濟の全體から言へば、低物價でなければ生産力を擴充することが出來ないのであるが、或物資の價格を特に安く統制するときは、却つて其の供給を減少し、或物資の供給を特に増加せんとすれば、却つて價格の騰貴を餘儀なくせられるのである。故に統制は國家經濟の全般に亘る周到なる計畫に基いて之を行ふを要する。

其一 林產物資の需給統制

戰時經濟に於ては、木材の需要は平時に比べて遙に増加することは言ふまでもない。加ふるに支那其の他の圓域への輸出も甚多量を要する。然るに亦、我國通貨の外國爲替相場を堅持し、以て惡性インフレーションを防止し、且つ緊要物資の輸入の爲めに、我國の外國物資輸入力を節約する目的を以て、外材の輸入を制限するを要する。斯の如く木材需要の激増に拘らず、却つて外材の供給を激減するから、内地材の供給は非常に増加せられねばならぬ。

外材の輸入は、國家總動員法第九條・輸出入品等臨時措置法第一條及び臨時輸出入許可規則第一條

に依り、商工大臣の許可を要する。而のみならず、外材を輸入するに要する代價を仕拂ふ爲め、外國に對し送金することは、外國爲替管理法第一條に依り、大藏大臣の許可を要する。斯の如く二重の制限を受けることによつて外材の輸入は非常に減少せしめられるのである。即ち昭和十三年・十四年の木材輸入總價額が、同十一年・十二年のそれに比べて、約半分になつたのは其の爲である。

木材の輸出は、外貨獲得の爲めに特に振興せられることは少ないが、又物資保留の爲めに制限せらることもない。併し、支那及び滿洲への已むを得ざる輸出が激増した結果、昭和十四年の輸出總價額は一躍一億二千八百六十四萬圓となつて、一見我國は昭和十三年からは、大正九年の昔に還つて、木材輸出國になつたかに見える。けれども此の輸出したるや、九割までは圓ブロック向輸出であつて、第三國向輸出量は同輸入量の半分にも足りないのであり、それは事變以來激減したのである。殊に歐洲戰爭の影響を受けて、北海道の闊葉樹材の輸出の如きは將來益々減少するであらう。(木材第十卷四月號参照)

圓域向輸出としては、一望無一本の北支に於ける、軍用及び經濟建設用の木材、例へば枕木・坑木・電柱等を輸出することは避くべからざる必要に迫られて居る。而のみならず、大森林蓄積を有すると謂はれる滿洲國さへもが從來甚多量の木材を我國の供給に要求した。輸出ではなく移出であるが臺灣までが年約百萬石の木材と多量の枕木の供給を内地に依頼し來つたのである。前二者は戰時經濟上已むを得ないとするも、林地の荒廢を賭して内地の森林を過伐した木材を、後二者に供給するのは本末顛倒の甚しいものである。故に滿洲國は昭和十五年度から大増伐を計畫し、臺灣も亦木材の

の自給自足に努めることになつた。

我國の木材需要は戰時經濟によつて非常に増大した。直接の軍用材として多量の木材を要することは言ふまでもない。此の外前にも述べたやうに、棉花及び羊毛の輸入を制限する爲めに、之に代用すべきスフ・人絹用のバルブの原料材として、並に木材バルブ輸入の制限の爲めに、之を補填すべきバルブの原料材として、バルブ用材の需要は激増した。又石炭の增産の爲めに、坑木として木材の需要は甚しく増加した。更にガソリンに代用すべき薪炭瓦斯發生機用の薪炭の原料としての木材の需要も増大した。而して供給量に順應すべく需要量や消費量を統制する餘地は甚少い。獨逸では木材消費統制の目的を以て、千九百三十四年五月十四日の訓令から千九百三十七年十二月二十九日の訓令に至るまで四回の訓令を以て、紙厚紙化學的バルブ及び機械的バルブの製造を制限した。併し我國では斯の如き制限を行ひ得ざるのみならず、バルブの如きは却つて大に増産するを必要とする。供給量に順應すべく需要量を統制する餘地がないとせば、需要量に應じて供給量を統制しなければならない。

木材の需要の最も緊切なるは用材のそれであつて、薪炭材の需要は用材のそれ程には絶對的でなく、他の燃料、例へば柴草作物のから等によつて代用せられ得る。故に薪炭材の供給は成るべく之を節約して、それを用材の供給に廻さねばならぬ。我國に於ては先づ成るべく木炭の供給を節約して之を薪材に廻すを可とする。何となれば、或量の木材から製せられる木炭は、同量の木材から成る薪

に比べて、燃料として、僅に約三分の一のカロリ一を出すに止まるからである。次に薪材の爲めの立木にして用材に適するものは成るべく用材を供給せしめねばならぬ。例へば松林からは松薪を供給する代りにパルプ用材・坑木を供給することにするを適當とする。獨逸では千九百三十七年七月三十日の用材生産促進令に依つて、用材として使用するに適する原木を、燃材として造材し、譲渡し、又は使用することを禁じ、公有林に對しては、所轄森林監督廳は用材造材の訓令を發し、又所轄國有林官廳は、公有林の商品木材の賣拂ひ、殊に價格形成に干與することゝし、更に木材採取の入會權を制限する。斯の如く燃材を成るべく用材に振り向けることによつて、用材の生産を増加することを得るが、併しそれだけでは用材の供給が不充分である場合には伐木を必要とする。

伐木は、獨逸の國有林の如く、法正蓄積に超過する蓄積剩餘、即ち立木備蓄が存在する場合の外、立木蓄積の保續の破壊を意味する。即ち伐木量だけ將來の伐採量を前借りすることになる。而して此の前借を返済しないときは、それだけ林木の荒廢となり、遂には林地の荒廢となることを保し難い。故に伐木は森林の荒廢を賭するにあらざれば行ふことは出來ないのである。併し戦時經濟の場合に於て、所謂脊に腹は替へられず、一時的に伐木をなすの已むを得ざることがある。

獨逸では、經濟四年計畫を遂行する爲めに一般的伐木を行つた。尤も同國に於ては、森林は大體少くとも法正蓄積に近い立木蓄積を有し、法正蓄積に超過する蓄積剩餘を有するものも少くないから、其の伐木も、結局蓄積剩餘を失ふ程度に止まるであらうから、我國に於ける伐木とは大に趣を異にする。其の始め、千九百三十四林業年度(前年十月一日から當年九月三十日まで)及び千九百三十五年度

に於ては、先づ普魯西國有林の伐木を行つたが、千九百三十四年度の成績は施業案の年伐量に對して三割九分の伐木となり、千九百三十五年度の成績は六割九分の伐木に當つた。次に千九百三十六年度には、普魯西國有林は勿論、其の以外の國有林及び總ての市町村有林・營造物有林・森林組合有林(部落有林)其の他の公・私團體有林に於ても、伐木の爲め著しく保續を害せざる限り、一律に施業案の年伐量の五割の伐木を行ひ、用材生産量も五割以上増加せしむべきことゝし、私有林までも、之に準じて伐採量を增加することを勧奨せられた。最後に、千九百三十六年十二月七日の四年計畫長官令を以て、木材に關する原料需要の供給を強化する爲めの命令¹が出て、各所有別森林の年々の伐採量を統制する權限を森林院長官に與へた。之に基いて森林院長官は數回に亘つて木材伐採強化令を出し、結局伐採量割當制をとることになつた。即ち、あらゆる所有別、あらゆる大きさの森林は、總て、獨逸國經濟の木材需要を供給する爲めに、各林業年度に於て、夫々の森林又は經營に就き、樹種別又は總括的に定められた、木材伐採の用に供することを得る。但、個々の場合に於ける伐採の決定に當つては、森林の状況、林木蓄積其の他の林業事情を考慮するを要する。而して、先づ森林院長官が地域別に伐採量を決定し、次に各邦の森林行政廳は、森林院長官の訓令に基いて、各個森林即ち經營から生產せらるべき伐採量を決定することになる。又新領土たる奧太利及びズデーテン地方に對しても木材伐採強化令が出された。

蘇聯も二回の經濟五年計畫に於て木材の大伐木を行つた。尤も此の國に於ては、森林蓄積は有り餘つて居るが、交通不便の爲めに、從來其の要伐採量の六割位しか伐採し得なかつたのであるから、計

計畫によつて増伐を行ふことは必要であらう。殊に新五年計畫に於ては、木材を原料とする製品の輸入を防ぐべく國內に製紙・織維工業及び製材業を再建する爲めにも、原料材の増産を要する。それに關聯する手段として計畫せられたものは、富林地方に木材生産を換置すること、之に相應して木材工業の地理的配置をなすこと、木材工業の各枝を技術的・經濟的に結合して「生產技術的單位」を形成すること、木材生産の機械化・運河の開鑿・常置林業労働者の增加・勞働植民の實行・伐採の集中と更新事業の勵行等である。勿論之はイデオロギーに基く強制經濟によるものであつて、我國の統制經濟による増伐とは全く趣を異にする。

併し、蘇聯でも獨逸でも、増伐に伴ふて伐採跡の更新を勵行しつゝあり、殊に獨逸や伊太利では、統制經濟の機構を利用して、盛に無林地の造林を行つて、資源培養に力めつゝある。我國に於ても、戰時經濟の爲め、及び東亞經濟建設の爲め、多量の増伐を餘儀なくせられ、現に用材の伐採量が倍加して居るから、伐採跡地の更新は勿論、さなきだに我國に不足せる木材資源を培養する爲め、此の際大舉して造林を行ふを刻下の急務とする。今にして舉國造林を行ふならば、それは二十年にして間伐材を生ずるから、それまでの繋ぎは、辛うじてやれるのではないか。併し、大造林の着手が今十年も後れるならば、それが間伐材を生ずるまでの繋ぎは不可能であるかも知れない。況んや國土の荒廢が始まり、加速度づけられて、累を後昆に遺すことなきを保し難い。幸ひ紀元二千六百年の記念として、造林熱が勃興しつゝある。只戰時經濟に於ては、勞働の不足及び勞銀の暴騰の爲めに造林は非常に困難になつた。併し、國・公共團體・大林主・造林會社・小林主たる農民・學校・一般民衆等あらゆる機構を總動員

して、舉國造林を敢行せざるを得ない。造林を促進する手段に就ては、後編林業政策の部に於て詳細に之を論ずるを適當とする。

其二 林產物資の配給統制

茲に配給統制といふは販賣統制をも含めた意味をもつ。配給統制と價格統制とは、物資の統制經濟の主要なる二部分をなすものである。獨逸に於ては林業及び木材業の生産物の生産・加工・販賣及び價格の統制を綜合して市場統制(Marktordnung, Marktregelung)と稱し、林業及び木材業に關する市場統制法(一千九百三十五年十月十六日)を以て之を規定する。其の第一條に依れば、森林院長官は、林業及び木材業に關する市場統制を實施する権限を有する。即ち、綜合經濟上及び公益上必要なりと認めらるゝ場合に限り、林業及び木材業の生産物の生産販賣及び價格を統制すること、更に其の統制の爲め林業經營及び木材業經營、即ち、(イ)市場販賣に供せらるべき素材・製材並に半製品を取引する者(生産者團體)、(ロ)素材に加工して製材又は半製品となす者(加工者團體)及び素材・製材並に半製品を取引する者(配給者團體)を結合し、其の結合團體に前記の統制を委任する権限を有する。此の法律に基いて、一千九百三十六年十月二十日を以て、林業及び木材業の結合に關する命令が出て、林業と木材業詳しく述べ生産者團體(林業者團體)・加工者團體・製材及び木工業者團體・及び配給者團體(木材商業者團體)の三つを結合統一して、獨逸林業及び木材業市場聯盟(Marktvereinigung)を結成した。從來は林業と木材業との間に有機的結合を缺いて居た爲めに、國民經濟の全體に適合した、貫した木材市場統制を行ふことが出來なか

つたのであるから、先づ森林院長官の下に統一せられた市場聯盟を結成したのである。而して千九百三十七年五月四日に、森林院長官が、市場統制法第三條及び「林業及び木材業の結合に關する命令」の規定に基いて定めた定款によれば、市場聯盟は之等法令によつて與へられた目的を達する爲めの實行機關として作用すべき任務を負ふ。其の機關は聯盟長・中央委員會・中央事務所長・市場統制區長・區委員會等から成る。而して中央委員會の委員十名以上の内、四名は生産者團體に、三名は加工者團體に、三名は配給者團體に屬するを要する。此の市場聯盟は其の形に於ては自治機構であるが、市場聯盟による統制は所謂自治的統制ではなくて、權力的統制である。何となれば、聯盟長・中央委員・中央事務所長等は森林院長官の任免する處であり、聯盟の事業は森林院長官の指揮監督によるものであるからである。又市場聯盟による市場統制は、林業經營の内部的運營に對しては、直接には何等の作用をなすものでない。それは只、畢竟配給及び價格の統制を一貫して行ふことを目標とするに止まる。併し、それが森林院長官の下に行はれることによつて、其の延長線が亦木材需給の統制をも貫通するのである。

國家が其の官治機關により直接に林業の全部を經營する場合(例、蘇聯)は別とし、民有林多き我國に於ては、獨逸の如き權力的統制の自治機構を設けることが適當であり、前に述べたやうな、全領土に亘り統一貫せる林產物資配給統制機構を必要とする。即ち例へば、全領土の林業者・製材業者・木材商・製炭業者及び薪炭商の總てを打つて一丸とする統一的統制自治機構を設け、一貫して林產物資の生産・加工・販賣及び價格の統制を實行せしむるを要する。之に反し、内地府縣・北海道・樺太・臺灣・朝鮮等の

各地域を、別々の機關により、個々の計畫に基いて統制し、又は各種用材・薪材・木炭の統制を個々別々の機構によつて行ふは不統一を免れない。何となれば、此の場合に於ては、個々の統制機構の作用は、或部分に於ては重複し、或部分に於ては空隙を生じ、其の方針は往々にして相矛盾し、其の實行は往々にして相撞着し、渾然調整せる統制をなし難いからである。故に統制自治機構や統制會社が亂立することは戒むべきことでなければならない。

さて統制の業務は一貫して之を行ふを要するは前に述べた通りであるが、今其の各過程を分つて順次に之を述べることとする。

(一) 造材統制・製材統制及び製炭統制

配給統制の前提として、商品の規格を統一し、固定し、且つ商品の銘柄をなるべく少くする爲めに規格を單純化し、更に規格外の商品の生産・譲渡・使用を禁止するを必要とする。我國に於て、用材に就ては、此の目的の爲めに用材生産統制規則及び用材規格規程を出したことは前に述べた。此の規則は素材に對する造材統制と、製材に對する製材統制を含んで居る。而して、前者は主として林業者・生産者に對するものであり、後者は製材業者(加工者)に對するものであるから、獨逸では此の二者に對して別々の命令を出した。

即ち素材の造材を統制する爲め、獨逸森林に於ける木材の材種・検尺及び形質に關する命令(千九百三十六年四月一日)を規定し、其の附屬として木材國定規格を定めた。之は純粹に素材規格を强行する爲めの規定であつて、其の違反の制裁として一萬マルク以下の罰金刑を設けた。而して新領土た

る塊太利に對しても、千九百三十八年十月七日の命令を以て、又ズデーテン獨逸地方に對しては同年十二月十日の命令を以て、夫々同様の命令を出したのである。此外規格統制ではないが、或材種の造材を抑壓して、他の材種に向ける爲めの造材統制に關する命令が二三ある。前に述べた用材生産促進令(千九百三十七年七月三十日)の第一條は「用材として使用するに適する原本は、之を燃材として造材し、譲渡し又は使用することを得ず」と規定し、又其の第三條に依れば、所轄森林監督官廳は公有林に於ける用材の造材に關する訓令を出すことが出来る。更に、其の第十一條に依れば、用材として使用するに適する木材を、燃材として造材するにあらざれば、入會權者に對する給付をなし得ざる場合に於ては、其の木材採取入會權は目的物變更(*timewandlung*)をなさしめられる。例へば割材採取の入會權を技條材採取の入會權に變更せられる如し。次に千九百三十七年九月三十日のパルプ用材生産増進令第一條に依れば、唐檜の坑木を造材し又は販賣することは、其の生産者・配給者及び加工者に對し禁止せられる。但し皮剥中央直徑八纏未満の唐檜の梢材は此の限に在らずと規定する。又其の第二條に依れば、松唐檜及び櫻の棚積成材を生産する者は、國定規格第四十一項の規定及び千九百三十八年の木材價格令に定められたる品質規定に従つて、全出來高をパルプ用材と燃材とに仕分けて仕上げ、而して前者は之をパルプ用材を使用する經營又は其の委任を受けたる商人に賣り込むべしとする。我國に於ては、只一般的に、用材生産統制規則第五條に於て、農林大臣又は地方長官が、樹種・材種・形質又は材積に依り用材の用途を指定し、又は特定の用途に供する用材の範圍を指定したるときは、當該用材を指定せられたる用途以外の用途に供し、又は指定せられたる範圍以外の用材を當該用途

に供することを得ずと規定する。此の規定に基いて、前に述べた赤松材を薪材に供することを禁じ、之をバルブ用材又は坑木に振り向ける方法を設ける如きは適當であると思ふ。

(二) 木材及び木炭の配給統制

配給統制の出發點として第一に問題になるのは立木の賣渡しである。獨逸では千九百三十八年四月三十日の「伐採前後に於ける木材の販賣に關する命令」に依つて、立木の賣渡しは、伐採の上、國定規格に從つて造材される場合に出來る木材數量を契約の目的とする場合に限つて許される。而して伐倒木の賣渡しにも此の規定を準用する。即ち立木を一纏めにして賣渡すことは禁止せられるのである。獨逸では林主が自ら伐採造材して、素材として賣渡すのが普通であるが、稀に立木賣却をする場合にも、其の立木を伐採造材したときに、國定規格の如何なる材種が幾許出来るといふことを基づて、製炭を統制する規定はまだ定められて居ない。

四九九

基礎にして賣買契約を締結しなければならぬ。斯様にしなければ木材配給や價格の統制が出来ないからである。我國では立木を一纏めにして、一山として賣買することが多い。況んや一々出来る材種と數量を定めて賣買せしめる事に於けるのは困難である。故に立木の統制と素材の統制との聯絡をつけることが甚むつかしいと言はねばならぬ。

次に競争契約による賣買は配給及び價格の統制を不可能ならしめる。故に糶賣・入札賣は之を廢止し、一定の買手に對し一定の價格を以て賣渡さねばならぬ。獨逸では千九百三十七年二月十日の「丸太の競争販賣禁止に關する命令」を以て素材の競争契約による販賣を禁止し、千九百三十八年一月二十一日の「燃材の競争販賣の禁止及び價格形成に關する命令」を以て燃材の競争契約による販賣を禁止した。我國に於ても木材・薪炭の公賣を廢しつゝある。

さて木材の配給統制は前に述べた統一的統制自治機構によつて行はれることを適當とする。其の適例として、獨逸では、林業及び木材業に關する市場統制法に基き、千九百三十七年四月十日の「丸太及び木工半製品の配給及び販賣統制に關する訓令」を以て、獨逸林業及び木材業市場聯盟に對し、内國產たると外國產たるとを問はず、林業及び木材業生産物につき、其の配給及び販賣を統制する權限を付與した。而して或經營又は企業が、既に取得し若くは購入せる木材又は木工半製品を、それに要した購入價格及び附隨費用並に立替金を償還して、他の經營又は企業に移し割當て得る權能も其の權限に含まれることとした。又、斯かる統制にして經濟的に不都合なる場合には補償を命ずることあるべしと規定した。

販賣統制の實行上の手段の主たるものは購入券(Einkaufsschein)である。獨逸林業及木材業市場聯盟の訓令第十號に依れば、素材の購入にも、製材の販賣にも、原則として一々購入券を要する。即ち林主等原木生産者から原木・針葉樹の幹材・小丸太並に坑木・パルプ用材及び成材の棚積用材並に燃材)を購入する者(加工者・配給者・製造業者・消費者)の締結する賣買契約は、買手が市場聯盟の購入券を賣手に公付するにあらざれば無効なりとし、又木材の加工者及び配給者が製材した内・外國產針葉樹挽材を販賣する場合に於ては、買手をして市場聯盟の挽材購入券を提供せしめるにあらざれば、契約を締結することを得ずと規定する。次に外國產用材(素材及び製材)を輸入するには、市場聯盟の許可を得(針葉樹坑木及びパルプ用材)若くは之に届出でるを要し、又輸出に就ては、あらゆる林業及び木材業生産物を國外に販賣するには、聯盟の承認を必要とする。斯の如く、各種林產物資の賣買は、原則として統制せられ、只材種から言つて、潤葉樹坑木・枝條材・根株材・燃料用樹皮及び種苗が、輸出許可の外何等統制せられないのみである。以上は販賣の統制であるが、其の販賣せられたる林產物資が何人に配給せられるかの統制は、聯盟の實行する購入券の配付又は輸出入の許否によつて行はれる。森林院長官は各年度各地域に於ける、各樹種・各材種の生産と消費、供給と需要を對比較量して、配給の綜合的體系的統制計畫を決定し、其の統制の實行を聯盟に委任するのであつて、聯盟は此の計畫に基いて、輸出入の許否、購入券の配付をなす(申請によらずして又は申請に基いて)ことによつて配給の統制を實行するわけである(文52、頁149—161参照)。

我國に於ては、林地は僻遠にして林木は種類に富み、木材の規格は從來不統一にして銘柄が甚しく

多いから、右に述べたやうな綜合的體系的の林產物資配給統制を實行することは非常に困難であるが、時局經濟上已むを得ないこととして之を斷行すべきである。然るに、之を現状に就て見るに、林產物資配給統制の數多の系統が雨後の筈の如く亂立し、其の間に統一や聯絡なく、諸系統の統制は動もすれば互に相撞着する。今其の重なるものを列舉すれば、木材輸入關係に於ては、日本米材輸入組合の一手輸入による米材輸入統制、及び日本南洋材統制協議會による南洋材の輸入配給・加工・販賣輸出の統制あり。木材輸出關係に於ては、東亞輸出組合木材部聯合會より來る東亞木材貿易社若くは日本聯繫系統の日本木材會社(?)の行はんとする圓域木材輸出統制あり、別に圓域雜木・合板輸出統制あり、又日本輸出木箱統制株式會社の輸出木箱の統制がある。又國內の木材配給統制に就ては、日本木材業組合聯合會を中心機關とすると稱せられる一般木材の配給統制が開始せられるやも知れず、別に全國山林會聯合會の行ひつゝある間伐材斡旋事業と稱せられる間伐材のパルプ用材坑木の配給統制あり、又日本雜木・原本協會聯合會の行はんとする國產雜木の統制も計へられる。木材の配給統制は木炭配給統制規則によつて獨立して行はれ、副產物の統制としては大日本山林會による松脂の配給統制もある。併し林產物資の統制を合理的ならしめる爲めには、之等諸系統の統制を総合して一元的且つ一貫的ならしめるを必要とする。而して其の爲めの實行機構はあらゆる林業者・木材加工業者・製炭業者・木材商・薪炭商等林產物資消費者は除外す)を網羅したものでなければならぬ。

我國に於ける木炭の配給統制は、木炭が日常生活の必需品であるが爲め焦眉の急務とせられ、他の林產物資から切り離して木炭のみに就いて配給統制を行ふこととし、輸出入品等臨時措置法に基い

て木炭配給統制規則が昭和十四年十二月十九日付を以て農林省令として出された。而して此の配給統制の基礎をなす木炭の需給統制を行ふ爲めに、木炭需給調節特別會計法も制定せられたのである。即ち木炭の需給の調節の爲め政府の行ふ木炭の買入賣渡又は貯藏に關する一切の歲入・歲出は之を一般會計と區分して特別會計を設置し、其の特別會計に据置運轉資金を置き、其の金額は百萬圓とするが此の外七百萬圓以内の借入をなすことが出来る。而して此の特別會計で買入れた木炭は、主として大都市の消費に充てるやうである。木炭配給統制規則に依れば、配給統制は道府縣單位である。農林大臣は先づ生産道府縣と消費道府縣を指定する。次に各生産道府縣の木炭剩餘を移出する仕向地たるべき消費道府縣を定め、且仕向地別に移出木炭の數量又は割合を定める。生産道府縣の地方長官はその道府縣内に於ける木炭移出者を指定し、移出者別に、前述の仕向地別移出木炭數量を割當てる。斯くして或道府縣から移出される木炭の仕向地たるべき府縣が定められるが、其の販賣先に就ては、農林大臣必要ありと認むるときは、(中略)木炭の販賣先買入先賣買方法其の他に關し、木炭の配給統制上必要な命令をなすことあるべしと規定するのみである。消費者への配給統制を目的とする規則ではない。消費者への配給統制は、今は、或府縣に於ては、府縣限りの切符制購入券制によつて行はれる。

更に木炭の原料たる炭材の供給を充分ならしめる爲め、昭和十五年七月三十一日付農林省令を以て薪炭材需給調整規則を定めた。其の第一條は公用徵收に類似する規定であつて、曰く、地方公共團體・產業組合・產業組合聯合會・農事實行組合その他地方長官の指定する團體が、木炭の生産の用に供す

るため、薪炭材を取得する必要あるときは、伐期に達したる薪炭林の所有者に對し、當該薪炭林の所在地を管轄する地方長官の承認を受け、立木の譲渡に關する協議を求むることを得る。而して協議調はざるときは、協議を求めたる團體は、地方長官に對し、數量・價格その他譲渡に關し必要な事項につき裁定を求むることを得る。又其の第三條は伐採強制の規定であつて、曰く、地方長官が木炭の生産を確保するため必要ありと認むるときは、伐期に達したる薪炭林の所有者に對し、譲渡すべき數量・價格相手方其の他必要な事項を指定して、其の所有する立木の譲渡を命じ、其の他薪炭材の需給調整上必要な命令を爲すことを得ると規定した。併し法律論としては之等規定の效力に對し疑ひを懷かざるを得ない。本來此の規則は輸出入品等臨時措置法に基いて發せられたものである。然るに同法第二條は物品に關し規定せられ、立木の如き不動産には適用がないと解するを正當とするからである。不動産たる立木の公用徵收や伐採強制の如きは、物品の譲渡や消費の強制よりも鄭重な手續によるべきものであるとするのは公平でもある。併し、是は手續上の議論であつて、木炭の已むを得ざる需要を供給する爲めに、伐期に達した薪炭林の立木を伐採せしめることの必要なは疑ひを容れない。

其三 林產物資の價格統制

(一) 總說

物價統制とは物價の水準を高め又は低め且其の高められ又は低められたる水準に於て物價を安

定せしめる爲め、國家が干渉を加へることを謂ふ。

價格現象はあらゆる經濟現象の中心をなすものであるから、物價統制は一切の經濟政策の樞軸をなすといへる。従つて物價統制は、經濟の總ての部面の如何なる分野にも、其の影響を波及せずには措かない。勿論前に述べた配給統制・需給統制に對しても、物價統制は相互に相反響し相反射するものである。價格統制は斯の如き重要性をもつ。

價格統制には價格監督と價格公定とがある。價格監督(Preisüberwachung)に於ては公正なる競争による價格は放任せられ、不公正なる競争に基く價格を排除する爲めに監督的干渉が行はれる。従つて其の方法は自治的統制の範疇に屬するものであつて、所謂協定價格を認可することを主とする。價格監督の行はれる場合が二つあつて、一は廉賣(投賣)の防止を目的とし、最低價格のみを制限する。例へば獨逸に於て、最初千九百三十三年頃行はれた價格統制の如きは、其の手段としてカルテルが好んで用ひられた。二は反対に價格吊り上げの防止を目的とし、最高價格を制限する。獨逸では千九百三十四年から此の種の價格統制を行ひ、我國の初期の價格統制も此の範疇に屬するものであつた。併し、何れの國に於ても此の程度の價格統制は價格の騰貴を抑制するに不充分であつた。官治的統制である。而して之を行ふ手順は二段になる。先づ物價騰貴の勢を挫くべく、價格停止を行はねばならぬ。之も最初は「年月日指定」と稱して、個々の品目につき、一定の年月日を指定して告示することによつて、其の日に於ける價格以上に販賣することを禁ずるのであつた。併し各種物價の

率連性から斯の如き個別的價格停止は、非價格停止品の騰貴にひきづられて、其の目的を達しなかつたから、價格等統制令に依つて、物價の全面的停止が行はれることになつた。所謂九一八價格である。さて、斯くして一般物價の騰貴を停止して置いて、第二段には、適正價格を形成して、之を公定價格として强行する順序になるのである。

今我國戰時經濟に於ける物價統制の目標は何であるかといふに、それは普遍的低物價を將來して之を維持することである。物價の理想的水準は、事變前の物價水準ではなく、國際物價水準其のものである。我國の物價水準が國際物價水準より高いならば、輸出貿易が不可能になり、輸入が盛になるわけである。現在我國の物價水準は國際物價水準よりも高位に在るから、先づ物價の此の上の騰貴を抑制し、進んでは、物價水準を現在のよりは引下げなければならぬ。勿論之に伴ふて起り勝ちなる闇相場や品質の低下をも防がなければならぬ。而して國際物價水準まで引下げる事が出來た曉には、其の水準を確保し、物價を其の水準に安定しなければならぬ。

此の爲めに用ひらるべき手段は、物價監督では不充分であり、物價公定を必要とする。それも從來の個別的價格公定の如く、特に騰貴の勢の凄じい價格や、思惑によつて吊り上げられたと認められる價格のみを拾ひ出して、個々別々に、市價より幾分引下げた點に公定すること位では不充分である。それは高々物價騰貴の抑制にしか役立たない理で、それすら事實不成效に終つた。故に此際綜合的統一的な價格形成によつて體系的一貫的な統制を加へるを必要とする。

右に依つて視るに、本來理論上は、總ての價格を一時に形成し公定することが理想であつて、物價相

互の率連性から言つても、能ふ限り普遍的に、且能ふ限り迅速に公定價格を形成すべきものであるが、實行に於てはさうは行かない。故に「物價統制の大綱」に於ては、公定價格品と非公定價格品を區別する。而して公定價格品として軍需品・輸出品・生產力擴充資材及び戰時下に於ける國民生活必需品の四つを擧げた。併し、之でも一時に其の價格を形成・公定することは到底不可能であり、其の着手すべき順序を定めるを要する。大綱に依れば、全體の價格形成上重大な影響ある重要品目を先にし、但し之と相互關聯性を有する物資も同時に關聯して公定すべしとする。

價格統制はあらゆる經濟統制の内で最も困難なものである。其故は、先づ、各種商品の價格は相率連し、其の率連あるが爲めに、公定價格品の價格は未公定價格品の價格の影響を免れない。或商品の價格は、之と類似の使用法に供せられる他の商品の價格を率連すると共に、其の原料品の價格と率連し、從つてそれと同一の原料から成る他種類の商品の價格とも率連する。斯くしてあらゆる商品の價格は直接間接に相率連するのであるが、總ての商品の價格を一時に公定することは出來ないから、公定價格品の價格が固定せられて居る間に、之と率連する未公定價格品の價格を困難ならしめる。但し全面的價格停止が完全に行はれる場合には其の處がないが、價格停止の勵行にも色々の困難がある。次に消費品の價格と、原料品の價格と、勞銀利潤・運賃との三者は循環的に相率連するから、之を統制するのに着手點がない。或消費品の價格を引下げるには其の原價を引下げるを要し、即ち其の原料品の價格と勞銀を引下げるなければならぬ。原料品の價格を引下げるには勞銀を引下げなければならないし、勞銀を引下げるに

は消費品の價格を引下げなければならぬと言ふやうに循環する。故に何れの點からも引下に着手することが出来ない。消費品の價格を引下げない内に勞銀を引下げることは出来ず、勞銀を引下げる事は出来ない。消費品の價格を引下げる事は出来ず、原料品の價格を引下げる事は出来ない。内に原料品の價格を引下げる事は出来ず、原料品の價格を引下げる事は引下げる事は出来ない。更に我國の物價は價格公定前に既に非常に高くなつて居る。現今の物價は惡性インフレーションが既に始まつたかを疑はしめる程度に高いから、價格公定によつて、國際物價水準まで、一時に高率に之を引下げる事は非常に困難である。以上の如く價格統制殊に價格公定は洵に困難な仕事であるが併し直ちに之を行ふことの必要に迫られて居ることも確實であると言はねばならぬ。

價格統制の機構は價格形成の機關と公定價格實施の機關から成る。公定價格實施の機關は配給統制の機關と共に通にするのが普通であるが、價格形成の機關は特別に之を設置するを要する。我國には中央物價委員會があつて、『物價統制の大綱』を昭和十四年四月二十七日に決定し、同年八月三十日には物價統制實施要綱を決定した。現在は商工省に設けられて居る價格形成委員會が、此の大綱及び要綱に基いて公定價格を形成するのである。又農林產物等價格形成専門委員會及び木炭價格形成専門委員會が、多數あつて、林產物資方面では、林產物價格形成専門委員會及び木炭價格形成専門委員會がある。獨逸では千九百三十六年十月二十九日の四年計畫實施法に基いて、内閣直屬の四年計畫實施機關に屬する價格形成官(Reichskommissar für die Preisbildung)を置いて、統一的に公定價格を形成せしめるのであつて、即ち勞銀給料・利子を除いた各種の給付及び商品全般の價格・價格差・最高・最低價格及び

び利益附加を決定せしめ、森林院長官の所管に屬する木材價格の形成も價格形成官の管轄に屬する。又其の下に、地方に價格形成所があるが只地方的の影響を有するに過ぎない價格を決定するのみである。

(二) 價格の停止及び形成

價格の全面的停止は國家總動員法に基く昭和十四年勅令第七百三號價格等統制令によつて詳細に規定せられる。即ち、價格等は昭和十四年九月十八日(指定期日)に於ける額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ない。價格等といふのは價格、動産、不動産の價格、無體財產權の價格及び請負價格を含むが、有價證券價格を含まず、運送費、保管料、損害保險料、賃貸料(小作料を含むが、地代・家賃は別)加工費を含む。指定期日に於ける額といふのは、賣手の側から觀察した價額であつて、各店舗毎に定められ、其の日に實際賣つた最高價額である。市場價額ではない。契約し、支拂ひ又は受領することを得ずといふことは、賣手と買手との双方を拘束する。併し營利を目的とせざる者、例へば一般消費者たる買手を拘束しない。又土地建物の價格、立木竹の價格等は其の適用から除外せられる。兎に角全面的價格停止をして置いて、價格公定をするのであるが、價格公定が行はれるに至らば其の商品の價格停止は效力を失ふのである。

價格公定には從來の法令に依るものがある。例へば森林火災國營保險料の如し。併し、今後の價格公定は價格等統制令に依るのであつて、行政官廳(主務大臣)が閣令の定むる所に依り、價格等の額を指定したるときは、其の額を超えて之を契約し、支拂ひ又は受領することを得ずと規定せられる。即

ち主務大臣が價格等の額を指定して、之を告示するときは、それが最高價格として公定せられるのである。價格を公定するには先づ價格の形成を必要とする。

價格形成の根本方針は物價統制の大綱(大綱)と物價統制實施要綱(要綱)に依つて定められて居るのであるが、以下其の要領を述べやう。それは二段になつて居て、先づ公定物價の基準を作る爲めに、現在の物價水準の引下必要率を定める。物價水準を國際物價水準に照應せしめる程度にまで引下げることが必要であつて、其の引下げの目標としては輸出品の物價水準を取るのである。而して輸出の維持増進を可能ならしめる爲めには、現在の輸出品物價水準を如何なる程度に引下げる、要するかの數字、即ち所謂引下必要率を、各商品群に就いて具體的に測定算出する。國內品の各品目の價格水準は、之と關聯する輸出品の價格水準の引下必要率に照應せしめて極力引下げるこゝとする。但し戦時經濟運行の大局から見て、此の水準まで引下げるこゝを困難とする場合には、軍需充足生産擴充・國民生活維持の爲めに於ける國內的要請との調和を圖るものとし、其の爲め特別なる措置を講じ、又は引下率に考慮を加へる。以上輸出品と國內品との物價水準の引下率を算出して、此の率によつて引下げられたる物價水準を以て公定價格の基準とする。輸入品の物價水準は輸入價格を基準とするのであるが、國內に於て輸入品と同種品又は關係品が生産せられる場合には、必要に應じてブール平準價格制を採用する。

第二段には戦時適正價格の形成を行ふ。之は原則として原價計算によるこゝし、即ち生産費から原價を算出する費用價法による。生産費としては、原則として中庸生産費をとるのであるが、中庸

生産費と言つても、所要の生産数量の確保に著しい支障を生じない限りは、成るべく高能率の場合の生産費をとる。尤も所要數量の供給に支障を來す惧ある場合には、之を防止する爲め、經營の合理化、能率の統制及び増進、ブール平準價格制等を行ひ、已むを得ざる場合には政府に於て補助金の交付等の方法を考究するをするのである。又中庸生産費の計算に當つては、將來に於ける經營の合理化、技術の進歩等を豫定して考慮に入れることゝし尙戦時適正物價基準を實現するに必要な達觀的措置をもなすことゝする。更に生産費の要素たる原材料・賃金・運賃・利潤の各に對しても、戦時適正物價基準に照應せしめる爲め、適正なる原價計算を行ふのである。別に業種別・業態別に各原價計算方式を定めて、此方式に計算要素たる諸経費をあてはめて、各商品の原價を算出することになる。併し機械的原價計算の結果は、或は物價を高位に齎らすの傾向があるから、更に達觀的検討を加へ、且物價相互間の均衡をも考慮して、修正を加へ、戦時適正物價基準に近づかしめる。

斯くして戦時適正價格が形成せられたならば、主務大臣が之を告示することによつて價格が公定せられる。價格を公定するに方つては原則として、生産者乃至輸入者から最終消費者に至るまでの各段階に於ける價格を定めることにする。然るに戦時適正價格は最初は或一つの段階を基礎として形成せられるのであらうから、それに基いて各段階の公定價格を誘導するを要するであらう。公定價格は最高價格とし、最低價格や中庸價格を要しないことになつて居る。斯くして公定價格が出来る。併し公定價格が無くとも價格統制の目的を達することを得べきときは、必しも法令上の公定によるを要しない。政府の購入する兵器等價格公定以外の方策を適當とするものゝ如き其の例で

ある。又技術上價格公定を困難とし、特殊の價格統制を適當とするものがある。生野菜鮮魚等は其の例であつて、標準價格を示す等特殊の方法に依つて價格を統制することとする。更に特別の法令に依り價格を統制するものは價格公定を要しない。以上は總て價格を統制すべき品目であつて公定價格品と稱せられる。之に反し非公定價格品に屬する品目は戰時國民經濟の運營上不急不要と認めらるゝもの、即ち美術品・鑑賞品・高級趣味品・特殊嗜好品・其の他の高級品・贅澤品等を主とし、之は價格を統制せられないが能ふ限り其の生産を制限又は禁止せられる。

(三) 木材及び薪炭の價格統制

木材の生産過程は、林地に於ける種子又は苗木から出發して、製材となつて消費市場に現れるまで、非常に長い時間的空間的距離を經由しなければならぬ。數百年を経て伐期に達した立木は、我國では普通立木の儘賣買せられる。それから先でも、可なり長い時間的空間的道程を經由し、多數の業者の手を通過するのである。最も簡単な場合は、立木を林地で伐採・造材・製材して、トラックに積んで、いきなり建築の現場に送致すること(生産者から直接消費者へ)であるが、此の例に屬するものは量に於て甚少い。最も複雑な場合の例は樺太材・北海道材・土佐材・日向材のやうなものである。立木は伐採造材せられて素材となり、集材せられて山土場に集積せられ、此處で販賣せることもある。山土場からは產地小運搬で一小運搬とは言ふものゝ、險峻な地形の處を、可なり長い距離を越へて、不完全な運搬設備で搬出するのであるから、多額の経費を要する一停車場まで送致せられ、停車場の土場に積まれて販賣せられることもないではない。次には汽車積で移出港に送致せられて、此處で販賣せ

られることも少くない。更に汽船に積み取られて、消費都市又は製材都市に到り、此處で素材の儘賣買せられることが多い。而して遂に製材又は防腐せられて(時としては更に消費都市まで汽車で輸送せられて)卸賣商から小賣商を経て消費者に販賣せられるのである。そこで木材價格を公定するには、出來るならば、林業者から最終消費者に至る迄の各段階に於ける價格を定めるべきである。今、立木價格を第一段とすれば、之に次の諸経費の一部又は全部を加へたものが各段階の價格になる。

- (イ) 伐木費・造材費・集材費
- (ロ) 檢尺費(數回)
- (ハ) 檻積・檻卸費(數回)
- (ニ) 生產地小運搬費
- (ホ) 汽車・汽船運賃・積込料・積卸料を含む
- (ヘ) 各種保険料
- (ト) 保管料
- (チ) 製材費・防腐費
- (リ) 消費地運搬費
- (ス) 営業費及び租稅
- (ル) 金利
- (ヲ) 口錢又は販賣利益

即ち各段階の價格は恰も工業生産品の連續工程原價計算に似た方法で順次に計算せられるのである。今木材の原價計算をなすに方つて、此の連續せる數多の段階の内、何れを基礎として價格形成に着手するのが適正であるかの問題が最も重要である。此の見地から、木材價格形成の三つの方法が考へられる。

(1) 立木の原價を基礎とする方法。之は先づ山元に於ける立木の原價を計算して基礎となし、次には例へば此の立木の原價と伐木・造材・集材費とから山土場渡素材の原價を計算し、次には此の山土場渡素材の原價と生産地小運搬費とから停車場渡素材の原價を計算し、斯くして順次に中間段階の原價を計算していつて、遂に消費市場に於ける製材の原價に到達する方法である。此方法は木材の原價を形成するに方つて最も自然な順序に従ふものである。併し、其の缺點として考へられることは、遠近各地から来る同一品質の木材の市場價格が必ずしも相一致せず、通常相懸隔するであらうことである。理論から言へば僻遠の林地からは、市場まで木材を搬出・送致するのに非常に多額の経費を要し(其の額は往々にして立木原價を超過する)、其の代りに立木原價の要素たる地代が非常に安く、之に反して交通便利の林地からは、市場まで木材を搬出・送致する経費が非常に安いが、其代り地代が非常に高いから、地代と運賃とが相補つて、結局同品質の木材の市場價格は僻遠の林地から來たものも、交通便利の林地から來たものも同じになるわけである。かう言ふやうな關係を成り立たしめるやうな地代こそ正當な地代であつて、前に言つた土地期望價に利率を乗じたものを地代とするならば、右の結果に爲る筈である。併し、立木の原價を計算するのに土地期望價を用ひることは出来ない。

何となればそれは循環計算に爲るからである。詳しく述べば、土地期望價を計算するには先づ立木價格を定めなければならぬからである。故に立木の原價を計算するに土地期望價に基く地代を用ふことが出来ないし、又林地に於ては小作や借地が稀であるから、賃貸價格に基く地代を用ふることも出来ない。土地賣買價格に基く地代を用ふるより仕方がないが、林地に於ては土地のみの賣買の例が甚少いから公平なる土地賣買價格を定めることも困難である。而して見積りによつて定められた地價・地代を使つて立木價を計算するならば、それから誘導せられた木材市場價格は區々に異なるのを免れない。又此の方法によるときは、市場に於ける木材價格を定めるまでの道行きが餘りに遠い爲めに、其の途中に於ける諸経費の定め方如何によつて市場價格が非常に違つて來る缺點も計へられる。

獨逸に於て林内渡し(*in Wald*)素材價格を公定して居るのは此の方法に近い。同國では立木賣却は寧ろ稀で、原則としては、林主が自ら立木を伐採造材して林内で賣却するから、此の段階で價格を公定したのであらう。而して同國では約五十位の評價區域(Preisgebiet)を定めて、其の各につき素材價格を公定して居るが、我國では評價區域が非常に多くなるであらうと思はれる。獨逸では此の林内渡し素材價格の外に市場に於ける製材價格を公定し、即ち二段階制であるが、林内素材價格が寧ろ基礎になつて居る。

(2) 木材市場價格を基礎とする方法。前の方では木材價格の水準を一定の目標まで引下げることは出來ない。木材價格の水準を低める爲めに、木材關係の輸出品たる輸出ペニヤ又は輸出木箱

の價格又は其の引下必要率に照應せしめる様に、木材市場價格の水準を低めて、之を基礎にして、先づ消費市場に於ける木材公定價格を形成し、それから順次に遡つて遂に立木の價格を定める方法も一案たるには違ひない。昭和十五年五月三十一日附日本材業組合聯合會の申請せる協定價格に對して、六月十四日農林大臣が認可を與へた「三都レール渡最高販賣價格」の如きも、いきなり東京・大阪及び名古屋に共通の素材・製材の價格を定めたものである。尤も之は、九一八停止價格の凹凸を修正する爲めの暫定的協定價格であり、無論公定價格ではない。公定價格を定めるには、輸出品の價格基準に照應せる木材價格の基準から割出した價格を形成しなければならぬ。併し高々年額千三四百萬圓（圓域外へ昭和十四年度輸出、木材昭和十五年七月號）の輸出木材の價格を基礎にして、十億圓に近い用材價格を律することは不合理たるを免れない。一體我國は木材の輸出國ではなく寧ろ輸入國である。

故に又木材輸入價格を基準として、木材市場價格の水準を定めることも一案たるを失はない。併し木材輸入額も高々三千五六百萬圓（同上）に過ぎないものであり、且輸入木材の相場は海運々賃に支配せられて甚しく浮動し、公定價格の標準となすに足りない。

斯くして輸出入品の物價基準に照應せる木材價格基準から割出した市場價格を基礎とする方法は不適當であるから、戰時經濟の運行上必要な國內的要求数に従ひ、軍需の充足・生産の擴充・國民生活の維持を目途として、木材の價格を公定すべきである。此場合に市場價格を基礎として、之から山元價格を逆算するときは、僻遠の地の立木價格は非常に安く、時としては負數となり、木材供給の確保に難い。

(3) ブール平準價格制。立木價格以外の生産費は林地の交通の便否によつて大差あり、或は消費地の製材價格の三割位のこともあり、又九割位のこともある。従つて山元の立木價格は消費地の製材價格の七割位のこともあるれば、一割位のこともある。故に木材價格を定める爲めにブール平準價格制を採用することが適當であるとも考へられる。即ち木材（用材）の一元的配給機關即ちブールを設け、之が一手に總ての木材を購入して消費者に販賣することとする。購入價格は立木價格以外の生産費と立木價格から成るが、此の立木價格に修正を加へる。自由經濟の下に於ては比較的に高い立木價を一定の標準に従つて幾分安くし、其の代り安い立木價又は零に近い立木價を幾分高くする。而して平均の價格で消費者に販賣するのである。之によつて木材の供給範囲を廣め、其の割合に價格を低位に保つことが出来る。併し、此の方法にも缺點はある。我國に於て僻遠の地に林地を有し、品質の割合に比較的安い立木を有するものは概して國有林であり、交通便宜の地に林地を有し、比較的高い立木を有するものは概して私有林であると言へる。故に、此の方法は私有林の損失に於て國

有林を利する不公平を免れない。但しブール平準の爲め國有林立木の價格を高めることをせず、それが負數とならざる限り僻地の立木を伐採して供給せしめることが出来るならば、此の不公平を免れることは出来る。それよりも此の方法の缺點は其の實行が非常に困難なことである。ブールが自ら各地の立木を一手に伐採造材・集材・運送製材することは言ふべくして行ひ難い。ブールは山元の立木價格を定めて置いて、市場に出る木材を一手に買ひ入れることになる。さてブールが山元の立木價格を修正した場合、市場に出て来る木材の買入價格は同品質のものでも產地によつて相異なるわけである。例へば交通不便の地から來た木材は平均價格よりも高く買入れなければならない。其の立木價格が割高で、生産費が高くついて居るからである。交通便利の地から來た木材は平均價格よりも安く買入れる。斯の如く同品質の木材でも、產地によつて一々價格を區別して買入れることは非常に困難である(石炭の場合に於ては之は困難でない)。故にブール平準價格制は林業・木材業に於ては甚實行し難い。

以上述べた三つの方法を比較するに、割合に無難と思はれるものは第一の立木の原價を基礎にする方法である。他の第二、第三の方法は、或は不適當であり、或は實行困難である。第一の方法に附帶する缺點は主として計算の手續上のものに過ぎないのであつて、根本的な缺點ではない。故に我國では此の方法に従つて木材價格を形成し公定すべきであると思ふ。従つて左に立木の原價を計算する方法を示さう。所謂立木費用價式によれば m 年生の立木一町歩の原價は(此の式には企業利益を認めてない)

$$\text{立木原價} = C(1+p)^m + B\{(1+p)^m - 1\} + \frac{v\{(1+p)^n - 1\}}{p} - \{D(1+p)^{m-a} + D(1+p)^{m-b} + \dots\}$$

C 造林費 地拵費、種苗代、新植費、銀補植費、下刈費、手入費

B 地 價 $B \times p$ が年々の地代になる。

v 管理費 一町歩當り管理費、保護費、設備經費、租稅、公課、保險料、雜費

D_a 間伐收入 a 年目に生ずる間伐材の立木原價

p 年利率

右の原價計算の要素として用ひた、一町歩に要せし諸経費は、造林の時から今まで、數十年間に甚しく其の數値を變化し來つた。故に之等経費の數値として、事實支出せられた額を用ふるか、又は現在に於て適正とせられる數値を用ふるかに付き二つの主義がある。一は具體的又は主觀的計算法とも稱すべきものであつて、即ち造林費・管理費として林業者が實際支出した額を用ひ、地價は造林當時の地價を用ひ、間伐收入としては實際の間伐立木賣却價額を用ひ、利率としては各年の實際の利率を用ふるものである。此の方法は全然事實に即した實績費用價によるものであるが、又其の爲め林業者毎に甚相異つた結果を與へる。又造林の時から今までの間に經濟の事情は全く一變し、其の間に貨幣價値が非常に下落したから、數十年前の一圓を以て現今の一圓と同一であるとして計算することは甚酷である。例へば其の経費を以て造林をなす代りに、之を以て耐久的な建物を建築したならば、年々果實を收めつゝ(林木の生長に相當する)今では數倍の價格を有するであらう。更に、斯の如き生産費では再生産は出來ない。二は抽象的又は客觀的計算法とも稱すべきものであつて、再生産費

を以て原價を計算する。即ち諸経費として、現在に於て適正とせられる數値を用ひ、利率も過去の高利率によらず現在の利率を用ふるものである。此の計算法の正當なるは言ふまでもない。

我國に於て薪炭の價格は用材とは別に統制せられる。木炭は國民生活必需品であること、其の供給が不足勝であつた爲め、其の價格は夙に統制せられ、數回に亘る價格の公定を見た。昭和十三年七月九日商工省令、物品販賣價格取締規則に基いて、同年八月十九日商工大臣の指定に依り、本炭は八月十七日の價格を超えては之を販賣するを得ずとして價格停止が行はれた。而して各府縣に於て其の府縣内の最高販賣價格が指定せられたのである。次に昭和十四年五月に中央物價委員會及び同燃料物價専門委員會に於て各道府縣生産の木炭について東京・大阪・名古屋三都に於ける販賣價格を決定した。而して各道府縣に於ては三都レール渡價格を基礎として、之から鐵道運賃を差引いた價格を以て、各道府縣產地最寄驛の貨車積價格を定め、之によつて各道府縣内の販賣價格を改定した。次には價格等統制令の規定に基いて、昭和十四年十一月九日付、農林・商工兩省告示を以て、義に九月三十日に燃料物價専門委員會の決定した木炭販賣價格を公定した。薪についても、昭和十五年六月關東ブロック連絡會議なるものが其の公定價格を決定した。

以上林產物資の價格の公定に就いて述べた。併し價格の統制が其の効を奏するには、價格公定のみの單獨作用では充分でない。價格の水準を低め、且つ之を維持する爲めには、前に述べた需給の統制との有機的聯繫を保ち、相併行するを要する。而して一朝價格の統制が其の効を奏するに至らば、反射的に、配給の統制も需給の統制も其の基礎を固めることになるであらう。故に曰く、價格の

統制は經濟國策の樞軸をなす。

- | | | | | |
|----------|------------|-------|--------|-------|
| 林業經濟研究會 | ナチスの木材統制 | 昭和十四年 | 二三四頁 | (452) |
| 彦根高等商業學校 | ナチス統制價格の基準 | 昭和十三年 | 四六頁 | (453) |
| 金原賢之助 | 日本戰時物價對策論 | 昭和十四年 | 三三五頁 | (454) |
| 波多野鼎 | 統制經濟講話 | 昭和十四年 | 三〇八頁 | (455) |
| 法律時報編輯部 | 國家總動員法 | 昭和十四年 | 本文二九〇頁 | (456) |

發行所
發賣所
電報東京
電話替赤坂
神東神田
田京區
一二
○八河
五〇豪三
九九ノ
番番一

印 刷 者
白 井 赫 太 郎

發 行 者
東京市赤坂區一ツ木町三十一番地
合資會社西ヶ原刊行會
代表者戸田節治郎

著 作 者
菌 部 一 郎

有 所 權 作 著
昭和十五年十月九日印 刷
昭和十五年十月十五日發 行
林業政策(上卷)
定 價 金拾圓

(精興社印刷)

蘭部林學博士 三浦林學博士 共著

泉林試技師著
宇野農學博士著
三浦林學博士序
岩出亥之助氏著
東造園研究會編
大造園研究會編
同
內田農學博士著
星野保治郎氏共著

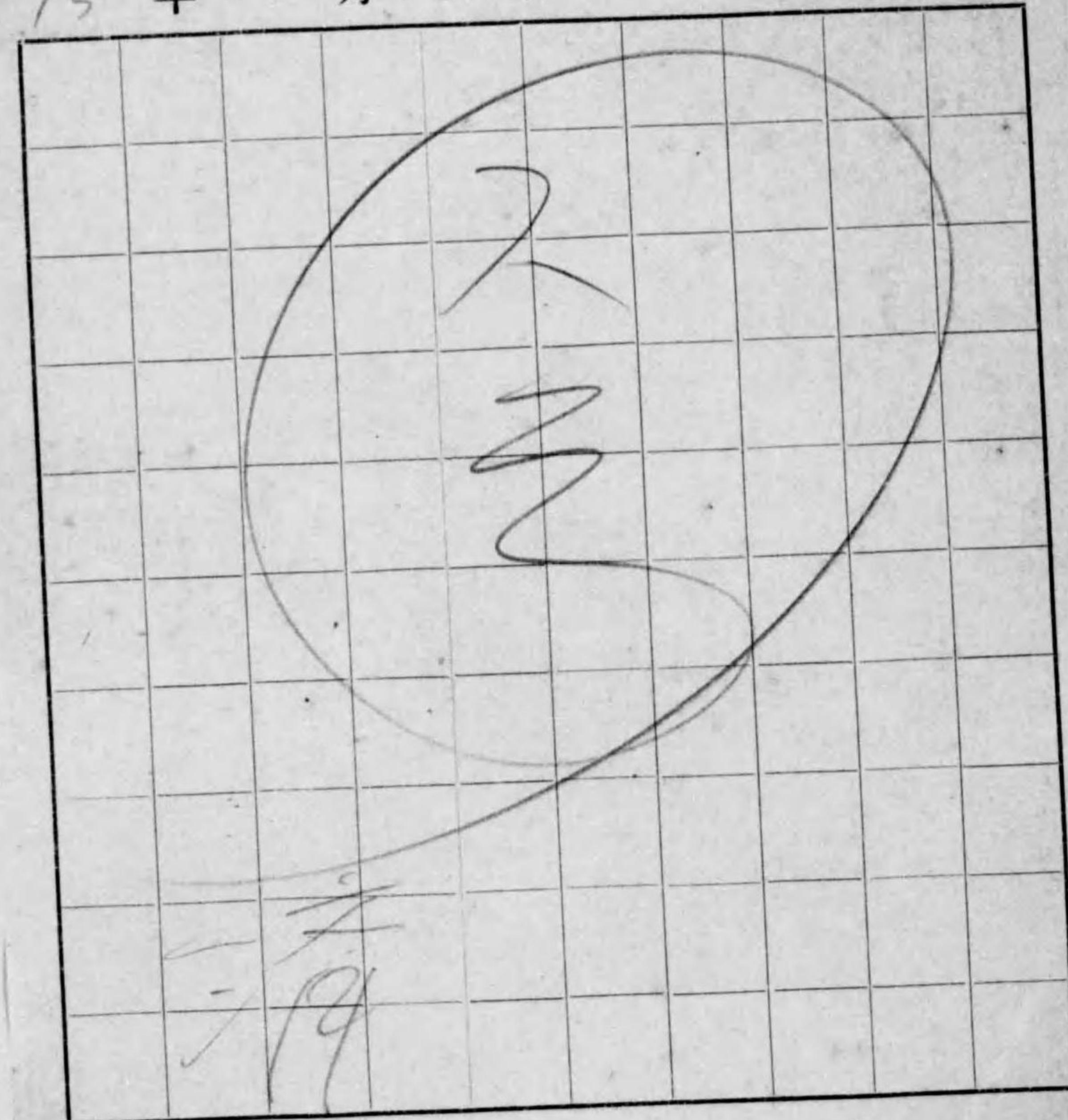
標準林學講義全三冊
林業實驗と實習
林業經營經濟學
林業簿記及收益評定論
木材の乾燥
竹材の性質と其の適用
食用菌蕈類と其の培養
造園ポケット・ブック
造林研究自第一輯至第三十三輯
實用園測量法
百分比對配水平距離及高低差速算表



210

15年12月13日

210



終